

新潟県頸城平野における大規模稲作経営体の
成立要因に関する研究

平成 26 年 1 月

日本大学大学院理工学研究科博士後期課程

地理学専攻

清 水 和 明

論文要旨

日本農業の中心をなす稲作農業は、第2次大戦後における主要な農業政策の根幹に位置づけられ、多くの施策が講じられてきた。しかし、これらの施策が実施されてきたにもかかわらず、1980年代以降、農業従事者の減少や高齢化、離農などが顕在化する過程で、地域農業の中心をなす稲作農業を、いかに持続的に維持するかが課題となってきた。その上で近年、更なる生産調整政策の継続と強化、販売価格の低下による生産コストの削減が求められており、稲作農業は困難な状況に直面している。このような中で、これまでに稲作農業の中心を担ってきた小規模個別農家の経営に限界が生じ、これらに代わる新たな経営主体が求められてきた。折しも1999年に施行された「食料・農業・農村基本法」に基づく政策転換と、2007年度より開始された「水田・畑作経営所得安定対策」は、これまで施策の中心であった小規模個別農家経営から、一定の経営規模を有する個別経営体や、集落営農組織をはじめとする組織経営体へと転換させることで、今後の稲作農業の担い手を低コスト経営に耐えうる大規模経営体を目指しており、この施策に基づく取り組みが各地でみられている。

本研究では、稲作単作地帯である新潟県頸城平野を事例に、地域農業の担い手となりつつある大規模稲作経営体の事業展開を詳細に分析し、この経営体が成立してきた背景と要因を明らかにすることを目的とする。以下、本論文は序章と終章を含め全8章から構成される。

序章では、問題の所在として日本の稲作を取り巻く状況と問題点を整理した。さらに、稲作農業を対象とする地理学や関連分野における主な研究成果を整理し、本研究の研究課題を明らかにした。さらに、本研究の目的と研究対象地域の選定理由を明確にするとともに研究方法を提示した。

第1章では、日本における稲作農業の展開の地域的差異について整理し、稲作農業の中心を占める北陸地方および新潟県の特徴を明らかにした。日本における稲作農業の全体的特徴をみると、本州を中心に大規模な沖積平野に集中しており、とりわけ東北地方や新潟県の平野部に、大規模な稲作地域が存在している。稲作単作地域に位置付けられてきた北陸地方では、これまで稲作農業は個別経営体を中心に維持されてきたが、2000

年代以降には組織経営体の一形態である集落営農組織の設立が多くなっている。とりわけ、国内最大の稲作地域である新潟県では、北陸地方の中でも集落営農組織の設立が最も進んでおり、個別経営体と並ぶ稲作農業の担い手となっている。

第2章では、研究対象地域の新潟県頸城平野における大規模稲作経営の展開過程を明らかにした。頸城平野に立地する新潟県上越市は、第2次大戦後に工業化による労働市場の創出で、稲作農家の兼業化が進展する一方で、営農意欲の高い一部の個別経営体が農地の賃貸借によって経営規模の拡大を図った。さらに、1990年代から2000年代にかけて当地域で実施された大規模圃場整備事業により、1筆当たりの圃場面積が、15a～20aから50a～1haへと大型化されている。この事業展開は、個別経営体をはじめとする特定の経営体が、さらに経営規模の拡大を推し進める要因となった。

第3章と第4章では、上越市三和区（以下、三和区と省略）における大規模稲作経営体の成立してきた背景とこの要因について明らかにした上で、当地域の農業の担い手である個別経営体（農家経営体、企業経営体）と組織経営体（集落営農組織）の事例を取り上げた。

第3章では、個別経営体の事業展開について、農家経営体と企業経営体の事例で明らかにした。農家経営体の事業展開で具体的事例として取り上げた三和区沖柳地区農家Aは、1980年代から農地の賃貸借を通して経営規模を段階的に拡大させ、現在では三和区では最大の経営規模を有する稲作経営体となっている。農家Aの経営基盤となる借地は、三和区内や隣接する頸城区など複数の地区に広がり、地域農業の担い手となる農家Aは、1990年代以降に実施された大規模圃場整備事業を通して、農地の集約化を図り、稲作に用いる大型機械と設備を完備して、労働生産性を向上させていることが明らかになった。

企業経営体の事業展開で取り上げた浮島地区の有限会社のB社は、当初、農家経営体の農家Aと同様に、農地の賃貸借を通して経営規模の拡大を進めていたが、1998年に経営基盤を強化する目的で有限会社化した。B社は圃場区画や耕作距離を問わず経営規模の拡大を進めたが、2000年代以降に借地先の地区で集落営農組織が設立されたため、集落内では更なる経営規模の拡大が困難になった。B社はこれまでの経営方針の見直しを図るとともに、経営の存続には、借地先の各経営体間との協調や連携を進める必要性について言及していることが明らかになった。

第4章では、上越市三和区の組織経営体の事業展開について集落営農組織の実態を明

らかにした。三和区では、2000年代中頃に集落営農組織が相次ぎ設立されており、ここでは、野地区の農事組合法人Cと、窪地区の農事組合法人Dの事業展開を事例として取り上げた。

野地区では、これまで地区内に存在する営農意欲の高い農家経営体が、経営規模を縮小させる農家や離農者の農地を、借地ないし購入することで地区農業を維持してきた。その後、2005年に地区内で実施された圃場整備事業で1筆当たり1haを中心とする圃場が新たに造成されたことによって、地区内の営農意欲の高い農家間では、生産性の向上と作業の効率化を図る目的で、2007年に農事組合法人C（法人C）を設立した。法人Cでは、農業機械の共同利用と農地の一括管理を行って地区の稲作を維持している。しかし、法人構成員の中には、個別経営体として経営を維持するために、法人への農地の提供を抑えている農家も存在しており、法人としての経営規模の拡大は停滞している。また、法人の活動に参加していない農家には、三和区内の他地区の個別経営体に所有農地を借地として提供する農家や、売却を行う農家も存在している。このことは、圃場整備事業の完了に合わせて労働生産性の向上という目的で設立された法人の位置づけを、根本的に問い直すものとなっている。そのため、野地区では将来的な法人の活動を考える上では、現状の複数の経営主体によって地区の農業を維持するのか、それとも法人の設立当初の理念に基づいて地区の稲作生産を法人Cに一元化させるのか、岐路に立たされていることが明らかになった。

もう一つの集落営農組織の事業展開で取り上げた窪地区の農事組合法人D（法人D）をみると、窪地区では1980年代後半まで個別農家単位での生産を行ってきたが、兼業化の深化や農業従事者の高齢化と離農によって、地区内の農業を維持することが困難になった。そのため、1990年代に地区内の有志が、農業機械の共同利用を行う生産組合を設立し、地区農業の維持を図ってきた。その後、三和区内で大規模圃場整備事業が窪地区でも実施されることになり、2003年に生産組合を母体として、地区の農業維持を目的とする法人Dを設立した。法人Dは経営方針の違いから参加を見合わせた1戸を除き、地区内の全ての農家に参加しており、農業機械の共同利用や農地の一括管理を進めることで、地区の農業を維持している。法人Dの農業生産活動は、原則的に特定の構成員が担っているものの、一部の作業（畦畔の草刈り作業）に全構成員の出役が課せられており、地区コミュニティの維持に一定の役割を果たしている。さらに、法人Dは農業の維持が困難となった隣接地区の農地で作業受託も行っており、窪地区の農業維持とい

う法人の設立目的から周辺の地域農業の維持にも一定の役割を果たしている。また、消費者との交流をとおして、窪地区や法人Dに留まらない三和区全体の農業に、消費者の理解を深める効果をもたらしている。しかし、法人の活動を今後も存続させるためには、更なる収益確保が課題となっていることや、これまでの活動を担ってきた構成員の高齢化の進展、構成員間の価値観の相違なども生じており、法人の将来の活動を担う構成員の確保や、構成員の意識の変化に対応した組織運営を行う必要性のあることが明らかになった。

第5章では、大規模稲作経営体の成立の背景と地域的要因に関する共通性と差異を考察した。新潟県頸城平野では、農業労働力の減少や高齢化が進展している状況下で、個別経営体と組織経営体という経営形態の異なる主体の成立を可能にした背景には、工業化の進展による兼業の深化と離農があり、これらに加えて、この地域のもつ地形的条件による大規模圃場整備事業で創出された借地の存在を挙げられる。これら地域的要因に加えて、各経営体を存続させている個別要因をみると、個別経営体では、経営主の独立心や革新的な経営方針、企業家精神や借地先地区の経営主体との協調関係の構築が挙げることができ、組織経営体では、組織構成員間の協調関係の構築や、地域リーダーによる組織の牽引が挙げられる。これらの地形的条件や個別要因から、同一地域内に経営形態の異なる主体が存続していることが明らかになった。

第6章では、大規模稲作経営体の事業展開の地域構造とこの変化を検討した。従来の小規模個別経営体中心の稲作農業では、もはやこの経営を維持することが困難であり、この結果、第2次産業の進展による兼業化とこの深化、そして離農が顕在化した。この受け皿として自立可能な経営規模の拡大が進み、大規模経営体は、稲作地域の立地する地形的諸条件、とくに大規模圃場整備事業を可能にする地形的条件や、農業集落のもつ性格ないしその特徴から、複数の形態に分化し、立地していることが明らかになった。

終章では、事例研究を踏まえ本研究のまとめを行った。日本の稲作農業は取り巻く状況は、環太平洋経済連携協定への参加交渉、生産調整政策の廃止議論など、厳しい状況下にある。ところが、本研究の研究対象地域である新潟県頸城平野では、小規模個別経営体から、農家経営体、企業経営体、組織経営体と経営形態の異なる主体が存在しており、将来の日本の稲作農業の担い手とこの維持を考える上で、重要な事例であると結論付けられる。

目次

I. 序論

序章 研究目的と研究方法	1
0-1 問題の所在	1
0-2 既存研究の成果と課題	4
0-3 研究目的	7
0-4 研究対象地域の選定理由	7
0-5 研究方法と本論文の構成	8
注	9

II. 本論

第1章 日本における稲作農業の展開過程と地域的差異	13
1-1 日本における稲作農業の展開	13
1-1-1 農業部門全般の動向と稲作の位置づけ	13
1-1-2 稲作農業用機械の普及過程とその地域的差異	19
1-1-3 稲作農業の担い手の特徴	24
1-2 新潟県における稲作農業の展開過程とその地域的差異	27
1-2-1 地域農業の特徴と稲作の位置づけ	27
1-2-2 稲作農業の担い手の特徴	30
1-3 小括	33
注	33
第2章 新潟県頸城平野における大規模稲作経営体の存立基盤	36
2-1 地域の概要	36
2-1-1 上越市の概要	36
2-1-2 上越市三和区の概要	39
2-2 大規模稲作経営の基盤としての圃場整備事業の実施	42
2-3 小括	44
注	44
第3章 上越市三和区における大規模個別経営体の事業展開	46
3-1 大規模個別経営体の構成とその特徴	46
3-2 農家経営体の事業展開	48

3-2-1	対象の概要	48
3-2-2	農家経営体の農地の分布状況	49
3-2-3	農家経営体をめぐる課題	50
3-3	企業経営体の事業展開	51
3-3-1	対象の概要	51
3-3-2	企業経営体の農地の分布状況	51
3-3-3	企業経営体をめぐる課題	52
3-4	小 括	53
	注	54
第4章	上越市三和区における組織経営体の事業展開	55
4-1	組織経営体の構成とその特徴	55
4-2	上越市三和区野地区における組織経営体の事業展開	56
4-2-1	対象の概要	56
4-2-2	組織経営体の成立過程	56
4-2-3	組織経営体における農地の管理状況	57
4-2-4	組織経営体の維持をめぐる課題	59
4-3	上越市三和区窪地区における組織経営体の事業展開	59
4-3-1	対象の概要	59
4-3-2	組織経営体の成立過程	59
4-3-3	組織経営体における農地の管理状況	60
4-3-4	組織経営体の経営の推移	65
4-3-5	集落営農組織の維持に向けた取組みと課題	67
4-4	小 括	70
	注	71
第5章	大規模稲作経営体の事業展開における共通性と差異	73
第6章	大規模稲作経営体の事業展開に関する地域構造とその変化	78
Ⅲ.	結 論	
	終 章 結 論	85
	参 考 文 献	90
	謝 辞	97

目 次

第 1 図	農業総産出額と部門別構成比の推移	14
第 2 図	水稲作付面積と 10 a 当たり収穫量の推移	15
第 3 図	都道府県別にみた稲作作付面積と収穫量 (2010 年)	16
第 4 図	30 a 以上圃場の整備状況 (2010 年)	17
第 5 図	1ha 以上圃場の整備状況 (2010 年)	17
第 6 図	市町村別にみた水稲作付面積 (2010 年)	18
第 7 図	稲作における主要農業機械の所要台数の推移	19
第 8 図	都道府県にみた乗用トラクターの普及率 (1970 年～2000 年)	21
第 9 図	都道府県別に田植機の普及率 (1970 年～2000 年)	22
第 10 図	都道府県別の自脱型コンバイン (1970 年～2000 年)	23
第 11 図	水稲作付農家数と 1 戸当たり水稲作付面積の推移	24
第 12 図	水稲作付農家 1 戸当たり作付面積と増加率 (2000～2010 年)	25
第 13 図	新潟県における水稲作付面積と収穫量 (2000 年)	28
第 14 図	新潟県における水稲作付面積と収穫量 (2010 年)	28
第 15 図	新潟県における稲作主要機械台数と 10a 当たり労働時間の推移	29
第 16 図	新潟県における水稲作付農家数と 1 戸当たり作付面積の推移	30
第 17 図	新潟県における集落営農組織の分布 (2011 年)	31
第 18 図	地域別にみた米の平均価格の推移	32
第 19 図	上越市の行政区域	36
第 20 図	上越市三和区の農業集落一覧	39
第 21 図	上越市三和区における経営規模別農家と平均経営耕地面積の推移	40
第 22 図	上越市三和区における農地流動の推移	41
第 23 図	上越市三和区における大規模圃場整備の事業実施地域の区分と 事業実施年度	42
第 24 図	大規模圃場整備事業実施以前の圃場区画 (1975 年)	43
第 25 図	大規模圃場整備事業実施後の圃場区画 (2010 年)	43
第 26 図	農家 A の農地分布状況 (2011 年)	49
第 27 図	北代地区における農家 A の農地の分布状況 (2011 年)	50
第 28 図	有限会社 B 社の借地先地区の分布状況 (2011 年)	52

第 29 図	上越市三和区野地区における農地の管理状況（2011 年）	58
第 30 図	農事組合法人Dの農地の分布状況（2007 年）	64
第 31 図	上越市三和区における稲作農業の主体の変化に関する構造図	79
第 32 図	大規模稲作経営体の成立要因に関する模式図	83

表 目 次

第1表	全国地域別にみた稲作を行う集落営農組織の推移	26
第2表	上越市における専兼業別農家数と兼業農家率（2010年）	37
第3表	上越市の地区別販売農家数と経営耕地面積（2010年）	38
第4表	上越市三和区における経営規模10ha以上の個別経営体の田の面積	47
第5表	上越市三和区の集落営農組織一覧（2010年）	55
第6表	農事組合法人Dの耕作面積の推移	61
第7表	農事組合法人D構成員の耕作面積（2007年）	62
第8表	農事組合法人Dの経営状況の推移	66
第9表	上越市三和区における大規模稲作経営体の成立要因	74

I. 序 論

序章 研究目的と研究方法

0-1 問題の所在

第2次大戦後の日本農業は、稲作をはじめとする土地利用型農業が政策の中心に位置付けられてきた。土地利用型農業の展開過程をみると、多くの場合、畜産や園芸などの施設利用型農業とは異なり、多数の零細家族経営が兼業化する形で今日まで存続している。そのため、農業経営体として規模拡大したものや自立的経営へ移行したものは限られている¹⁾。こうした状況の中で農業従事者の減少や高齢化が進行しており、農業経営をいかに持続させていくのかが大きな課題となっている。

こうした状況下の中で、日本農業の現局面をめぐる状況を農業解体が進行していると捉えるか、構造変化が進行していると捉えるかで議論が分かれている(安藤, 2012)。2010年の農林業センサスによると、日本の総農家戸数は252.8万戸であり、2005年の調査時の284.8万戸から約32万戸減少している(農林水産省, 2011)。さらに、同年の販売農家就業者の平均年齢は65.8歳となっており、老年人口である65歳以上の人々によって、日本農業が支えられている状況にある。このように、農家数の減少と農業就業者の高齢化が深刻になっている一方で、2010年の日本の総経営耕地面積は363.2万haであり、2005年の369.3万haから減少率は1.7%となっている。また、1990年から2005年までの農林業センサスにおける経営耕地面積の減少率は概ね5%であり、2000年代半ば以降、経営耕地面積は緩やかな減少に転じている。この理由として、大規模個別経営体や組織経営体といった特定の経営体への農地集積が進んでいることが指摘されている(橋詰, 2012)。

稲作農業は、日本農業における中心として位置付けられてきた。第2次大戦中の1942年に公布された食糧管理法に基づいて、戦後から1950年代にかけて食糧事情の改善を目的に政府による米の全量買入れが行われてきた。その後、戦後復興を経て、1950年代以降、重厚長大型産業の振興が図られ、工業部門を中心に発展がみられる²⁾。しかし、工業部門の成長は同時に、農業部門との所得格差の拡大をもたらした。そのため、1961年にこれら課題の解消を目的とする農業基本法が施行され、翌1962年からは農業構造改善事業が開始された。これら施策により、農業部門における生産基盤となる

農地の整備や作業の効率化を促す機械が普及することで、労働生産性の向上が図られた。その一方で、1960年代後半には米の生産過剰と食糧会計の赤字の累積による政府財政のひっ迫が深刻化した。そのため、1970年には、これらの解消を目的とする米の生産調整策が開始された。同政策は、名称と内容に変更を加えつつ今日に至るまで継続されている³⁾。1980年代以降には、過疎問題の深刻化と農業従事者の高齢化や減少が顕在化しており、稲作農業における担い手確保の問題は、今日に至るまで重要な課題として認識されている。

1999年に制定された食料・農業・農村基本法では、零細家族経営による農業の維持が困難となっている現状を踏まえ、新たな担い手の確保に向けた具体的な施策を講じることが定められた⁴⁾。これに基づき2005年に策定された「第2次食料・農業・農村基本計画」では、認定農業者⁵⁾に並ぶ農業の担い手として集落営農組織が位置付けられた。さらに2007年度からは、「担い手経営安定新法」⁶⁾の施行にともない、「品目横断的経営安定対策」(2008年度から「水田・畑作経営所得安定対策」に改称)が実施された。同対策の適用対象は、都府県で4ha以上(北海道は10ha以上)の規模を有する認定農業者と、20ha以上の経営規模を有する集落営農組織であり、この中で集落営農組織は規約の作成、経理の一元化、将来的な農業生産法人化計画を有することが政策の適用条件となった。これらの条件を満たした経営体には、生産条件不利補正対策⁷⁾と収入減少影響緩和対策に基づく交付金⁸⁾が支給されることになっている⁹⁾。

2000年代以降の農業政策において、日本農業の担い手として位置付けられてきた集落営農組織であるが、その定義は、農林水産省(2011)によると、『「集落」¹⁰⁾を単位として農業生産過程における一部または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農¹¹⁾』を指し、『農業機械の共同所有や、栽培協定ないし用排水の管理の合意のみの取組みを行う組織』は含まれていない。さらに、「水田・畑作経営所得安定対策」の適用条件である「将来的な農業生産法人化計画」の中の農業生産法人とは、「農地等の権利を取得することができる法人で、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件のすべてを満たす法人」のことを指し、該当する組織は農事組合法人¹²⁾、譲渡制限規定のある株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社に限られている。

このように、2000年代以降の農業政策では、政策補助の対象に集落営農組織を含むことにより、その組織の設立を促し、将来的な農業生産法人化を求めている。このこ

とは、日本における農業生産の主体が、家族経営を中心とする個別経営体から移行していることを意味する。しかし、これまでに挙げた集落営農組織の形態は、2000年代以降の政策の実施に合わせて作られたものではない。日本農業の中心としてこれまで位置付けられてきた稲作農業は、田植えや収穫をはじめ水利の管理や畦畔の除草作業に至るまでのあらゆる作業が、集落をはじめとする一定の空間で組織的に行われてきたものであり、組織化の要因やその活動内容は時代ごとに差異がみられる¹³⁾。高橋（2011）は、集落営農組織の成立要因を、①農業労働力の減少と高齢化に対応するための組織化が進んだ1960年代、②農業機械の普及にともなう機械の共同利用を目的とした組織化が行われた1970年代、③米の生産調整政策の強化にともなう転作問題への対応として土地利用の組織化が行われた1980年代、の3つの時期に区分している。また、田代（2006）は、1980年代後半から今日に至るまでの集落営農組織の成立要因として、グローバリゼーションの進展にともなう農産物価格の低迷と、農業従事者の減少や高齢化といった地域農業が抱える問題への対抗手段という2つの側面があると指摘している。また、2000年代以降の集落営農組織の成立要因には、地域農業の抱える問題への対抗手段に併せて、先に述べた2000年代中頃以降に実施された農業政策への対応という側面がみられる。

このように、稲作農業における組織経営体の設立には、各時代の社会経済的要因が作用していることが明らかとなったが、こうした組織経営体の存在は、今後の稲作農業の維持を考える上でも重要な視点であると考えられる。2000年代以降の米価低迷下や、環太平洋戦略的経済連携協定（以下、TPPと省略）への参加交渉¹⁴⁾が最終局面を迎えている。とくにTPPが締結された場合、これまで日本の農産物をめぐる輸入自由化の流れの中で「聖域」とされてきた米も安価な海外産の米との市場競争は避けられない状況になっている¹⁵⁾。これに合わせて、政権与党である自民党内部からは、米の生産調整政策の廃止も踏まえた議論も行われており¹⁶⁾、稲作農業を取り巻く環境は、将来的に大きく変化することが予想される。

こうした状況下において、生産にかかるコストを削減させ、地域農業の担い手を確保することが稲作農業の存続を考える上で極めて重要な課題となっている。そのため、これまで稲作農業を担ってきた大規模農家経営体とともに、組織経営体を地域農業の担い手として評価し、その事業展開を明らかにする必要があると考えられる。それとともに、これら大規模稲作経営体がいかなる条件の下で成立し、経営体として存続

を図っているかを明らかにすることが、今後の日本の稲作農業の維持を考える上で重要な課題となっている。

0-2 既存研究の成果と課題

第1次産業を対象とする地理学研究では、研究対象となる現象を調査するとともに、これらの現象を踏まえた概念規定を構築するための試みが各時代において行われてきた。1970年代にみられた農業の地域構造に関する視点（長岡ほか，1978）を経て，1990年代から2000年代にかけて農業経済学のフードシステム論を援用した議論（荒木，2002；高柳，2006）がある。近年では，輸入農産物との市場競争を意識した研究（高柳ほか，2010）や，農村空間の商品化の観点に立った研究（田林編，2013）が蓄積されている。これらの研究は，現象の記述に留まらない極めて重要な成果である。第1次産業を対象とする地理学研究において重要な視点は，松村の一連の研究が指摘するように，農業生産が，その主体である農家や組織が自己の存続のために行う主体的な経済活動の結果として現れるものであることを踏まえ，対象とする現象を把握することである（松村，1977，1980，1990）。

以上の視点に基づいて，地理学をはじめ関連分野における稲作農業を対象とした研究成果を整理すると膨大な蓄積がある。そのため，以下では大規模稲作経営体に関する研究を第2次大戦後以降の時期ごとに整理する。

1960年代の研究では，兼業化の進展や農業従事者の減少の進展を背景に大規模経営を行う経営体の事例が報告されている。高度経済成長期の農業と他産業と所得格差が拡大する過程での農業経営への生き残りを模索する方法として大規模経営を行う経営体の実態を明らかにしており，その代表的な研究として川上（1969）は，新潟県の神庭原平野の事例を報告している。また，農家経営体に限らず，この当時相次いで設立された組織経営体の経営実態を明らかにした研究（松井，1964，1968）もみられる。こうした研究が蓄積されたのは1970年代であり，全国各地の組織経営体の経営実態が明らかにされている（水岡・笠間，1976；水野，1978；規工川，1979）。また，組織経営体の史的展開を整理することを通して体系化を図る研究成果もみられている（高橋，1973）。

このように、大規模稲作経営体に関する研究の対象として、組織経営体が注目される背景には、先に述べたように高度経済成長を通じた兼業化の進展や農業従事者の減少や高齢化にともない農家経営体による農業維持が難しくなっていることが認識されるようになったことが関係していると考えられる。これ以降の稲作農業に関する研究は、組織経営体の事業展開を明らかにしたものが多くなる。

1980年代の研究では、高橋（1980）は、都市近郊における稲作受託組織の展開とその特質について、労働賃金の安価な地域の組織に受託契約を締結すると、農業機械の利用によって委託側の地域の利益が創出されていることを明らかにしている。小倉（1981）は、都市近郊の農業生産組織が、生産の受託契約を結ぶことで農業経営を拡大させているものの、急速な経営規模の拡大にともない機械装備の負担が増加したことで、農家の経営基盤が不安定なものになっていることを明らかにしている。鈴木（1981, 1985, 1994）は、労働の分担、農業機械や施設の共同利用を目的とした農業生産組織の成立によって、個別経営に課題であった一定期間内の労働投下を解消したことを明らかにしている¹⁷⁾。

1990年代の研究の動向を整理する。水嶋（1992）は、黒部川扇状地の水稻作生産組織における作業受託の実態を明らかにし、米価の据え置きや農業機械への過剰投資などを背景に、農業経営から離脱する農家がある一方で、農業の担い手である生産組織への受託が進展していないことを指摘している。五條（1997）は、都市化の進展による農業生産環境の変化が農家の生産意欲を減退させ、これらの農家の耕作を請け負う農業生産組織が経営規模の拡大を進めていることを明らかにしている。

2000年代の研究の動向を整理する。前田（2003）や斎藤（2003, 2007）は、農地流動化の進展にともなう大規模経営体の経営規模拡大の過程をはじめとする事業展開を明らかにしている。その後、2005年に決定された経営所得安定対策等大綱において、農業政策の対象が営農意欲の高い経営体へと集約されている。地理学でもこうした新たな農業の担い手として農業生産の組織化の実態を分析した研究がみられる。田林（2007）は、近年の北陸地方において農業の担い手として注目されている大規模借地農家、農業生産法人の活動実態を明らかにしており、これらの経営体が所有する農業機械の内訳と運用体系について言及している。また、水嶋（2008a, 2008b）は、黒部川扇状地の水稻作農業の新たな担い手の事例として、有限会社化した農家経営体の経営を詳細に分析しており、農地の賃貸契約による経営規模の拡大に際して、農業機械の

作業効率を考え農地の集積を図っている実態を明らかにしている。また、宮武（2007）は、大規模経営体の特徴的な経営について整理するとともに、地域農業の維持に与える影響を考察している。

さらに、広域的に活動する組織に焦点を当てた研究も蓄積されている。大竹（2008）は、兼業農家や土地持ち非農家を組織内に取り込むことが組織の活動を行う上で重要になると指摘しているほか、市川（2011）は、単独の農業集落内に留まらず、より広域的な地域の農業を担う組織経営体の存立構造を明らかにしている。

地域農業の担い手としての集落営農組織の役割を注目した研究は、農業経済学をはじめとする隣接分野で蓄積されている。生源寺（2008）は、農地の面的集積を可能にし、個々の農家が経営規模の拡大を行う際に直面する圃場の分散状態を回避できるとともに、集落内での担い手のインキュベーターとしての役割があると評価をしている。また、安藤（2006, 2008）や梅本（2008, 2009）、楠本（2010）、田代（2011）は、集落営農組織が地域農業を維持するための組織に留まらない地域社会の再編成や活性化といった生活結合集団としての役割の重要性を指摘している。

しかし、農業政策の展開によって設立された集落営農組織も、組織の設立から時間が経過する過程で、単独の組織では営農活動を維持することが困難なものもみられており、高橋・梅本（2012）によって、経営の合理化を進める理由から組織間の合併を図り、組織としての存続を模索している事例を報告している。また、農地の面的な集積が困難な傾斜地を多く抱える中山間地域や、集落営農組織の活動を中心的に担う農家がみられない地域では、JAが出資した農業生産法人が地域の農業を担っている事例もみられており、谷口・李（2006）がその成立過程と事業展開を明らかにしている。

このように、大規模稲作経営体に関わる既往の研究成果を整理してきたが、研究課題を検討すると、以下の2点を指摘することができる。

第1に、これまでの研究は、特定の地域内に存在する特定の経営体の事業展開を取り上げたものが大半を占めており、特定の地域に存在する多様な経営体による地域農業の維持については必ずしも明らかにされてこなかったことが指摘できる。

第2に、これまでの研究成果に共通する点として、研究対象の主体を問わず、対象となる耕地の分布や経営状況を分析することに研究の主眼が置かれていた。しかし、これら主体が農業を行うことによって得られる農地や地域社会の維持機能の効果や意義は、ア・プリオリに扱われてきた感が強く、これらを詳細に検討した成果は必ずし

も多いとは言えないことが指摘できる。

0-3 研究目的

前節にて整理した既存の研究成果と課題点を踏まえて、本研究では、日本農業の中心として位置付けられてきた稲作農業を対象として、今日における稲作農業の担い手である大規模稲作経営体の事業展開を明らかにするとともに、これらの経営体がいかなる条件の下に成立し、今日に至るまで存続しているのかを明らかにすることを目的とする。この目的の達成を通して、日本において稲作農業を維持させることの意義を考察することが本研究の最終的な目標である。

0-4 研究対象地域の選定理由

本研究では目的を達成するため、具体的な研究対象地域として選定したのは、新潟県西部に位置する頸城平野である。行政区域としては上越市が該当し、本研究は上越市三和区（旧中頸城郡三和村）を主な研究対象地域として選定した。

上越市は、全国でも屈指の水稻単作地域であるが、これは市町村合併による市域の拡大が大きく関係しており、稲作農業を行う地域の一般的な事例として位置付けられる。三和区の地域概要の詳細は後述するが、地域の大半が平坦地に位置し、農家の大半が水稻単作経営に従事しており、稲作農家1戸当たりの平均経営耕地面積が全国と比較してはるかに大きい農家経営体が存立している。

三和区の農業構造の特徴とその変化は、細山による一連の研究（細山，2004，2011）において、1980年代から2000年代後半までを対象に農家経営体の経営規模の拡大過程が整理されている。細山（2004）は、大規模借地経営を行う農家経営体に注目した研究であり、今後の地域の稲作農業を担う主体として評価しつつも、集落営農組織や任意の営農組合などの組織経営体が連携することが重要になると指摘している。しかし、細山（2011）は、地区内で活動する組織経営体（集落営農組織）の概況について整理し、一部に積極的な経営を行っている経営体もみられるものの、大半を兼業農家

集団による家産管理や地域農業の防衛的手段などを理由に設立されていると位置づけており¹⁸⁾、大規模借地経営を行う農家経営体の更なる規模拡大を阻害する存在になり得ると指摘している。

このように、細山が指摘するような地域農業の防衛手段として存在する組織経営体の活動実態を明らかにすることは、日本の稲作全般の今後の展開を予測する上で重要な課題である。また、ある特定の地域内に複数の異なる組織形態の経営体が存続しているのか、さらに、これらの経営体を今日に至るまで存続させている地域的要因（一般的要因）と、個別的要因の考察が可能であることを示している。これは、上越市三和区の事例が、日本の稲作農業の特殊事例ではないことを意味する。したがって、稲作農業を行う他地域で大規模経営体が成立し、存続する手段を考える上で重要な判断基準となる。この視点は、先に整理した既往の研究成果にはみられないものであり、本研究独自の視点である。

0-5 研究方法と本論文の構成

研究目的を達成するための具体的な研究方法は、以下の2点が挙げられる。第1に、行政が刊行する統計資料や史資料の分析である。これらの資料を使用することは、稲作農業の展開過程を日本全体（マクロスケール）や、地方、都道府県、市町村などのより狭い範囲の地域（メソスケール）で把握し、分析および考察を行う上で不可欠な手段となる。本研究において使用した主な統計資料は、農林業センサス、作物統計、生産農業所得統計、集落営農組織実態調査報告などである。文書資料としては、農林水産省および北陸農政局が公開する報告文書をはじめ、研究対象地域である上越市役所および上越市三和区総合事務所、旧三和村役場がまとめた報告文書や行政史などを使用した。

本研究の具体的な研究方法の2点目として、研究対象地域におけるフィールドワークである。これは、既存の統計資料や史資料の分析において把握することが困難なミクロスケールの稲作農業の展開過程を明らかにする上で不可欠な手段である。本研究の内容は、行政機関において農業を担当する部門やJAをはじめとする農業関係団体をはじめ、農業経営の主体である農家経営体、株式会社、組織経営体に対する聞き取り

調査に依拠する部分が多い¹⁹⁾。また、フィールドワークでは、聞き取り調査と並行して研究対象地域の土地利用状況を把握するために、土地利用調査も実施している。

本論文の構成は以下の通りである。第1章では、既存の統計資料の内容を基に、日本全体における稲作経営の展開過程を整理するとともに、稲作に特化した農業生産が行われている北陸地方および新潟県の位置づけを明確化する。第2章では、研究対象地域である新潟県頸城平野を取り巻く自然条件と社会・経済条件を踏まえ、同地域の農業の展開過程を整理し、大規模稲作経営体の成立を可能とする地域条件を考察する。第3章と第4章では、本研究における具体的な研究対象地域となる上越市三和区における稲作農業の担い手の特徴と事業展開を整理する。第3章では三和区における農業の一担い手である大規模個別経営体に注目し、その事業展開を明らかにすることで、稲作農業の維持に果たす役割を考察する。第4章では、大規模個別経営体と並ぶ同地域の農業の担い手である組織経営体（集落営農）の事業展開を明らかにし、稲作農業の維持に果たす役割を考察する。第5章では、第4章までの内容を踏まえて大規模稲作経営体の事業展開の差異と共通性を考察する。第6章では、水稻単作地域における大規模稲作経営体の展開の地域構造とこの変化を考察する。終章では、以上の考察結果を基に本研究のまとめを行う。

なお、本研究における稲作農業とは、水稻作に対象としたものであり、陸稲作は本研究の対象から除外している。これは、日本における稲作栽培面積の大半を水稻作が占めること、これまでの日本農業の全般的な展開を概観する限り、稲作は水稻作を指すことが多いことがその理由である。

<以下、本論文では各章の末尾に脚注を付し、研究論文や書籍およびその他資料は、
巻末の「参考文献」にて整理した>

注

1) こうした日本農業の問題点は、多くの論者によって指摘されており、その成果を全て網羅することは膨大な作業になる。代表的な成果としては、暉峻編（2003）や田代（2003, 2012）が挙げられる。また、地理学では、田林（2007）が日本農業の担

い手の特徴とその変化について言及している。

- 2) 高度経済成長期の日本の社会経済状況については、武田（2008）を参照。
- 3) 米の生産調整政策が長期化されてきた要因は、松村（2002）がそれぞれの施策の内容を精査することで明らかにしている。
- 4) 同法 28 条においては、「国は、地域の農業における効率的な農業生産を確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずる」ことが定められている。
- 5) 1993 年に成立した農業経営基盤強化促進法に基づき同年に設立された制度であり、市町村が地域の実情に即して効率化かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業経営改善計画を作成し認定された農業者を指す。認定農業者には、農地の集積を促進させるため支援や、日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)からの資金の融資に配慮されるなどの優遇措置が適用される。
- 6) 正式名称は「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」である。
- 7) 麦，大豆，てん菜，でん粉原料用ばれいしょを対象に，市場で経済化している諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正することを目的にしており，担い手の生産コストと販売収入の差額に着目して，各経営体の過去の生産実績に基づく固定支払（旧面積払支払）と，各年の生産量・品質に基づく成績支払（旧品質支払）からなる。
- 8) 生産条件不利補正対策の対象となる 4 品目に米を加えた 5 品目が対象であり，各品目の当該年の収入と過去 5 ヶ年の最高年と最低年を除いた 3 年の平均収入との差額を経営体ごとに合算，相殺し，その減少額の 9 割を積立金の範囲で補てんする制度を指す。
- 9) 2008 年から 2012 年の民主党政権時には，農業者戸別所得補償制度の実施（2010 年度から）により，水田・畑作経営所得安定対策の内容は同制度に包含され，集落営農組織の育成を促す農業政策は見直しが行われた。その後，2012 年の民主党から自民党への政権交代に伴い，農業者戸別所得補償制度は経営所得安定対策に名称変更されるとともに，制度自体の変更も行われている。
- 10) 集落営農における「集落」は，集落営農を構成する農家の範囲が，一つの農業集

落を基本的な単位としていることが条件となる。他集落に属する少数の農家が構成員として参加している場合や、複数の集落をひとつの単位として構成する場合も集落営農組織に含まれる。また、集落を構成する全ての農家が何らかの形で組織に産参加していることが原則であるものの、集落内の全ての農家のうち、概ね過半数の農家が参加している場合も集落営農組織として含める。なお、大規模な集落の場合、「組」をはじめとする実質的に集落としての機能を持ったより小さな単位がある場合にはこれも集落営農組織として含める。

- 11) 具体的には、(1) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、組織に参加する農家が共同で利用していること、(2) 集落で農業用機械を共同所有し、組織に参加する農家が基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用していること、(3) 集落の農地全体を一つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営していること、(4) 認定農業者・農業生産法人など、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託を進めながら、集落ぐるみのまとまった営農計画により、集落単位での土地利用、営農を行っていること、(5) 組織に参加する各農家の出役により、共同で農業用機械を利用した農作業以外の農作業を行っていること、(6) 作付地の団地化など、集落内の土地量調整を行っていること、の6点を指す(農林水産省大臣官房統計部編, 2011)。
- 12) 農事組合法人は、農業協同組合法に規定される組合型の法人で、農業生産活動の協業化や共同利用施設の設置を行うことにより、組合の共同の利益の増進を図ることを目的とした営利法人と公営法人の中間に位置する中間法人を指す。
- 13) 組織経営体による稲作農業の事業展開を明らかにした研究は膨大な数に及び、その全てを網羅することは難しいが、主な研究としては、三上(1978)、竹中編(1980)、小林(2005)などが挙げられる。
- 14) 内閣官房 TPP 政府対策本部ホームページ <http://cas.go.jp/top/index.html> 2013年11月30日検索。
- 15) TPP の締結によって、加盟国間での物品の輸出入にかかる関税が撤廃される。さらに、協定加盟国は、サービス、食品の安全性、投資などの広範囲に及ぶルールを例外なく適応することが求められている(内閣官房 TPP 政府対策本部ホームページ <http://cas.go.jp/top/index.html> 2013年11月30日検索)。
- 16) 2013年11月26日の政府「農林水産業・地域の活力創造本部」の会議によって、

2018 年度で米の生産調整政策の廃止が正式決定された（2013 年 11 月 26 日 日本経済新聞電子版 http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS2600_W3A121C1MM0000/ 2013 年 11 月 30 日検索）。

- 17) 本文中に取り上げた研究以外にも多く研究成果が蓄積されている。主な研究としては、農業生産組織研究会編（1980）、松井（1980）、佐々木（1985）が挙げられる。
- 18) 同様の指摘をしている研究としては、例えば後藤（2008）が挙げられる。
- 19) 農業部門を対象とする地理学研究では、農業の意思決定を行う主体（農家経営体や組織経営体）への聞き取り調査がオリジナルの資料を入手するための有効な手段として認識され、重要視されてきた経緯がある（仁平，2013）。

Ⅱ. 本 論

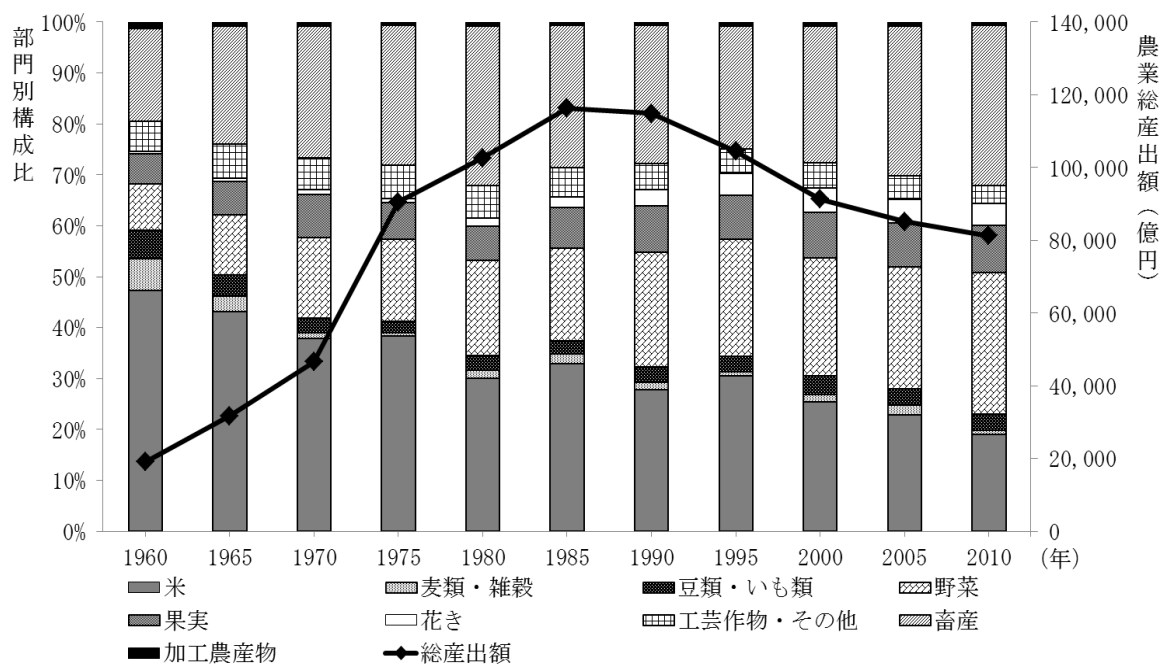
第 1 章 日本における稲作農業の展開過程と地域的差異

本章の目的は、日本における稲作農業の展開過程を整理することにより、その地域的差異を明らかにし、研究対象地域の位置する新潟県における稲作農業の位置付けを明確化することである。そのための具体的な方法として、第 2 次大戦後以降の日本農業の展開過程を整理することで、農業部門における稲作農業の位置づけとその変化を明らかにした。本研究では、農業産出額や稲作栽培面積、稲作農業用機械の普及過程、さらに、稲作農業の担い手の特徴について、全国的動向と地域別の動向を整理した。とくに、稲作農業の担い手に関しては、従来からその地位にあった農家経営体をはじめとする個別経営体と、2000 年代中頃の農業政策において新たな担い手として位置付けられた組織経営体（集落営農組織）に焦点を絞り、その動向を整理する。

1-1 日本における稲作農業の展開

1-1-1 農業部門全般の展開過程と稲作の位置づけ

はじめに、日本の農業部門全体の中から稲作農業の位置づけを明確化する。第 1 図は、1960 年以降の農業総産出額¹⁾と農業部門別の構成比の推移²⁾を示したものである。農業産出額は 1970 年（4 兆 6,643 億円）から 75 年（9 兆 0,514 億円）にかけて大幅に増加し、その後の 1980 年代も上昇を続け、85 年にはピーク（11 兆 6,296 億円）に達している。これ以後、1990 年代から今日に至るまで緩やかな減少傾向にあり、2010 年における農業総産出額は 8 兆 1,214 億円となっている。個々の部門別の推移をみると、農基法農政が展開される 1960 年の段階では、農業総産出額（19,148 億円）の 48%（9,074 億円）が米によって占められている。これは第 2 次大戦直後の食料不足を背景に展開されてきた食料増産政策の結果として、主食となる米の生産が 1950 年代より強化されてきたことが関係している、とくに戦中の 1942 年に公布された食糧管理法が 1952 年に一部改正されたことにより、農家の保有米を除いた米の全量買付が実施された。政府買入価格と政府売渡価格の差額を財政負担によって補填するいわゆる食管会計は、その後の財政赤字として大きな問題となるが、生産主体である農家の営農意欲を高め、農業部門における米の位置づけをより強固にしたと捉えられる³⁾。



第1図 農業総産出額と部門別構成比の推移

資料：生産農業所得統計より作成。

しかし、食管制度を巡る赤字の増加と米の過剰供給を緩和する目的から米の生産調整政策が1970年より開始された。同年の農業産出額に占める米の割合は40%を下回り、これ以降、米に替わってその割合を増やしてきたのが、農基法農政に基づく選択的拡大部門として位置付けられた野菜や果樹、畜産などの部門である。とりわけ、施設利用型農業の典型である畜産部門は、土地利用型農業と比べても高い収益が得られることが農業総産出額を高める要因として考えられる。

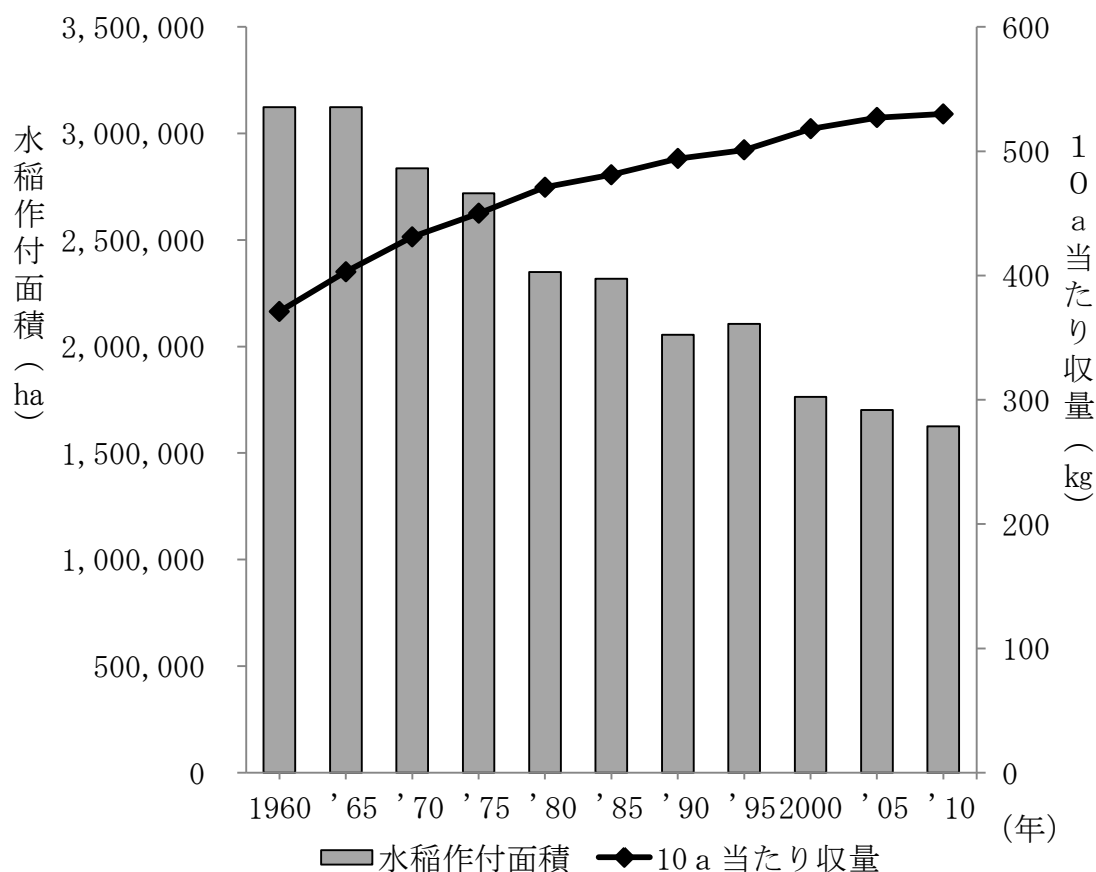
2010年時点における部門別の農業産出額の比率をみると、全体（8兆1,214億円）の中で最も多くの割合を占めるのは畜産部門であり、全体に占める割合は31%（2兆5,525億円）となる。次いで高い割合を示すのが野菜部門であり、全体に占める割合は28%（2兆2,485億円）となる。米は、これら2部門に次いで農業総産出額の20%（1兆5,517億円）となっており、1960年と比較して農業部門全体に占める割合はおよそ20%減少している。

このように、1960年代以降の農業産出額の構成比をみる限り、米の占める割合は低下していることが明らかになる。しかし、一作物である米が今日においても農業産出額の約2割を占めているという事実は、従来から日本農業の中心であった稲作農業の

縮小傾向は確認できるものの、その地位自体には変化のないことが指摘できる。

こうした部門別の構成を踏まえた上で、次に、稲作農業における生産の推移を整理する。第2図は、日本における水稲作付面積と10a当たり収穫量の推移を示したものであり、これによると、1960年の段階で312万4,000haであった水稲作付面積は、農業産出額の場合と同様に、米の生産調整政策が開始された1970年に283万6,000haに減少して以降、段階的に減少していることがわかる。特徴として、1995年から2000年にかけての水稲作付面積の減少が顕著にみられ、2000年には水稲作付面積が176万3,000haと200万haを下回っている。しかし、その後の面積の減少は鈍化しており、2010年時点の作付面積は162万5,000haとなっている。

10a当たりの収穫量の推移をみると、1965年に400kgを超えて以降、増加を続けており、2010年には530kgとなっている⁴⁾。このように、水稲作付面積の減少と10a当



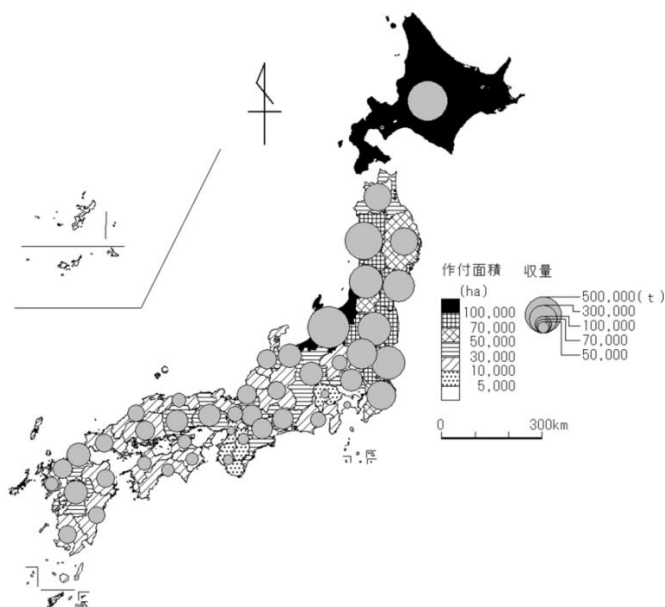
第2図 水稲作付面積と10a当たり収穫量の推移

資料：農林業センサスより作成。

たり収量の増加が同時に進展していることが、日本の稲作農業の特徴であると捉えることができる。これは、稲作農業における農薬や化学肥料の資材の投入による土地生産性と、後述する稲作農業用農業の機械の普及による労働生産性の向上を同時に進めてきたことが大きな要因として指摘できる⁵⁾。

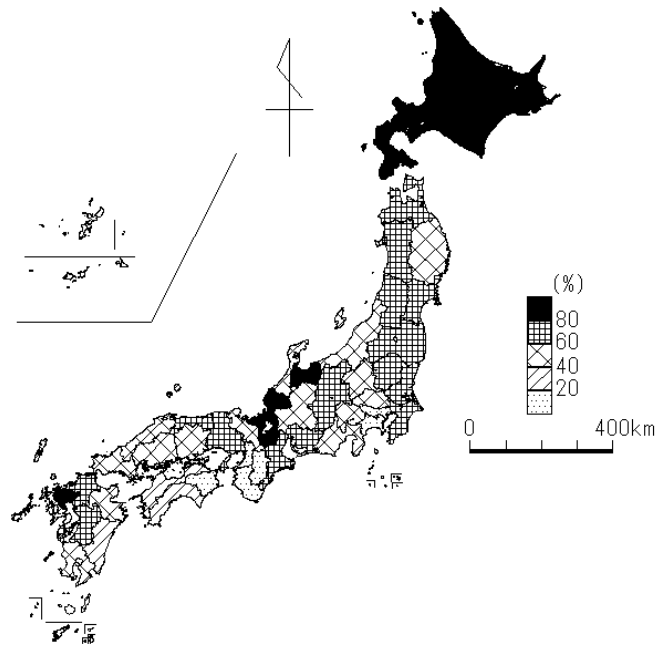
次に、近年における水稲作付面積の割合を都道府県別に示すことで、稲作生産に特化した地域を抽出する。第3図が示すように、同年の国内水稲作付面積162万5,000haのうち、約93%（151万4,000ha）が道府県に集中している。ただし、水稲作付面積が最も多いのは新潟県であることがわかる。

こうした稲作栽培をめぐる地域差をみる上で重要な視点となるのが、圃場の区画である。第4図と第5図から圃場区画を整理すると、圃場の整備は、農基法農政の展開に基づき1962年から農業構造改善事業が本格的に開始されたことにより、事業実施不可能な地域を除き、全国的規模で進められてきた⁶⁾。この過程で、圃場は整形され、大規模化された。その結果は第4図からもわかるように、30a以上の圃場は今日では北海道をはじめとする東北、北陸、関東の各地方を中心に整備率が60%を超えている。ただし、第5図から1ha以上の圃場の整備状況をみると、20%を超えているのは秋田県と宮城県に限られており、広大な規模を有する北海道においても全耕地に占める割合は2割に留まっている⁷⁾。



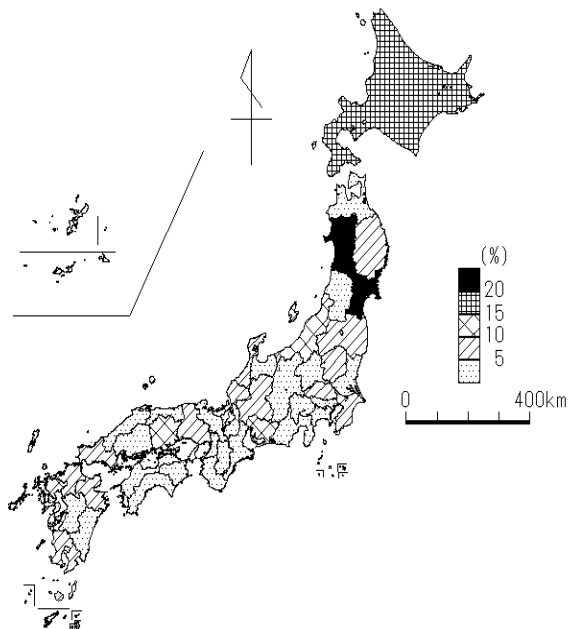
第3図 都道府県別にみた水稲作付面積と収穫量（2010年）

資料：農林業センサスより作成。



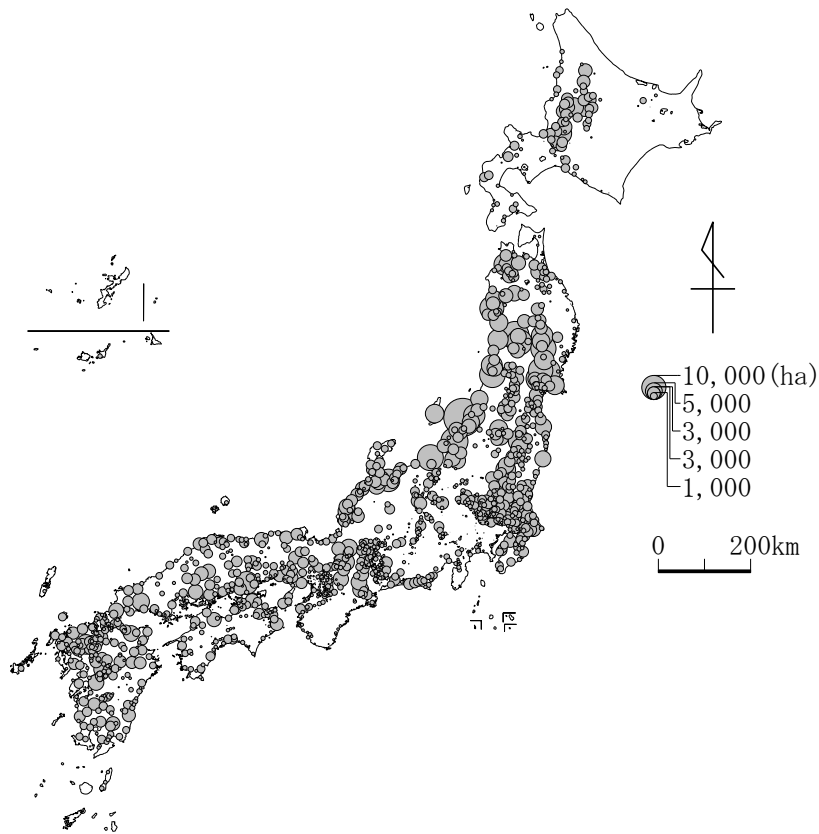
第4図 30a以上圃場の整備状況（2010年）

資料：農業基盤情報基礎調査報告書より作成。



第5図 1ha以上圃場の整備状況（2010年）

資料：農業基盤情報基礎調査報告書より作成。

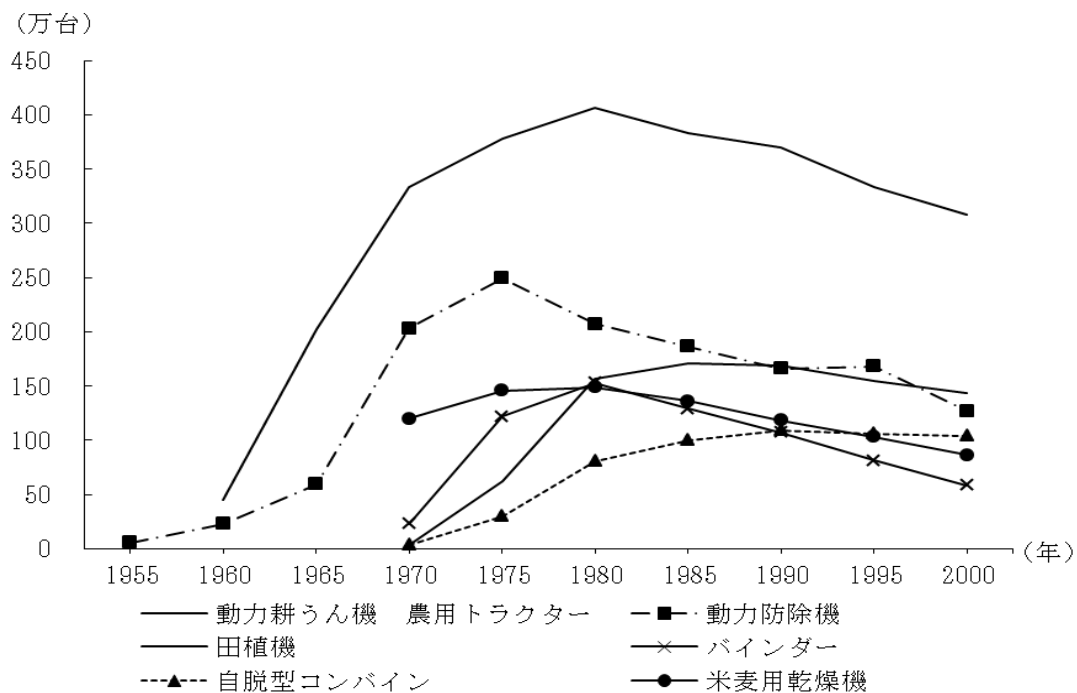


第6図 市町村別にみた水稲作付面積（2010年）

資料：農林業センサスより作成。

こうした都道府県別の水稲作付面積を市町村別に示したのが第6図である。これによると、水稲作付面積の大きい地域は、大河川の流れる平野部、沖積地に大規模な産地が立地している⁸⁾。その中でも、作付面積が1万haを超えるのは、新潟県新潟市（2万4,100ha）、秋田県大仙市（1万3,200ha）、新潟県長岡市（1万2,500ha）、新潟県上越市（1万1,500ha）、山形県鶴岡市（1万1,200ha）、宮城県登米市（1万1,100ha）、秋田県横手市（1万900ha）、岩手県奥州市（1万1,000ha）、宮城県大崎市（1万8,000ha）、宮城県栗原市（10,200ha）の10市になっており、東北地方と新潟県に集中している。

その一方で、寒冷地である北海道の大半の地域や、中部地方の山間部、四国山地、紀伊山地などの傾斜地に位置する地域では、作付面積は低調である、このように、稲作農業を行う地域は、全国的に広がっているものの、自然環境や地形条件による制約を受け、大規模な生産が行われている地域は一部に留まっていることがわかる。



第7図 稲作における主要農業機械の所要台数の推移

注：1955年の動力耕うん機と農用トラクターの数値は記録なし。1955年から1965年の田植機，バインダー，自脱型コンバイン，米麦用乾燥機の数値は記録なし。

資料：農林業センサスより作成。

1-1-2 稲作農業用機械の普及過程とその地域的差異

農業産出額に占める米の割合と水稲作付面積の減少傾向に対して、収穫量の増加や労働生産性の向上はこれまで継続している。この背景には、先にみたように、生産の場となる圃場の大規模化が関連しているとともに、稲作農業用機械の普及が関係していると考えられる。農業用機械の普及にともなう具体的な効果は、藍ほか（2007）が指摘するように、①労働（労働強度）の軽減，作業能率（労働生産性）の向上，②農作業の質，精度および土地生産性の向上，③適期作業による生産物の収量・品質の向上がある⁹⁾。以下では、稲作用機械の普及過程とその特徴を整理する。本文中で取り上げるのは、乗用トラクター，田植機，自脱型コンバインの3種類である。

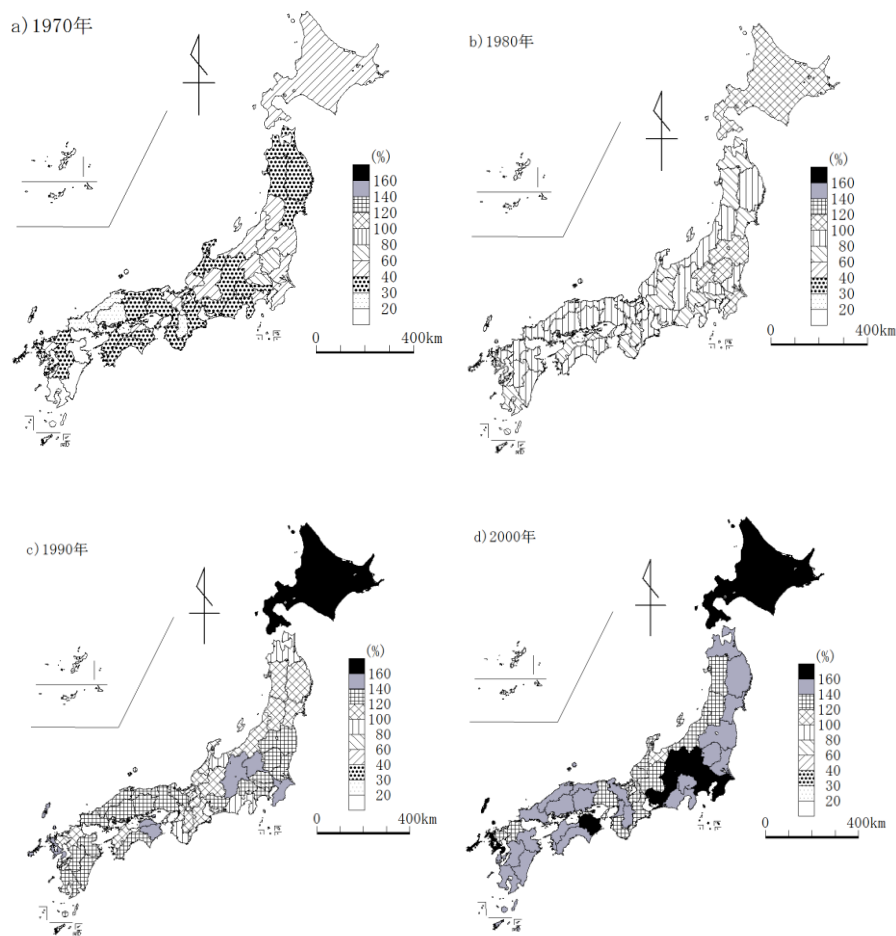
第7図によれば、稲作農業用の機械の普及過程には、機械ごとに時間差があるものの、1960年代から70年代にかけて進展していることが確認できる。機械化が比較的早い時期に進んだのは、耕地の整備に利用する耕うん機や乗用トラクター，農薬の散布に使用する噴霧器などであり、1970年代になると、稲作の作業体系に合わせた機

械の開発と販売が開始され、「機械化一貫体系」と称されるように稲作における作業体系の全てが機械化されている¹⁰⁾。

このように、1970年代以降に稲作農業用機械の普及が進展する背景には、農業と製造業をはじめとする他産業との生産手段、生産対象の差異を克服したことが関係している¹¹⁾。農業の機械化は、作業対象への移動の必要性や、汎用化が困難かつ作業内容が不連続で季節的集中をともなう（田代，1985；七戸，2000）という農業生産の特殊性と、機械工業全般の発展が前提となるといった要因から、製造業をはじめとする他産業における生産手段の機械化と大きな差異が存在している（南，1985；木谷，2003）。この時期は、大手農業機械メーカーが技術力のある中小メーカーの系列化を進め、寡占的市場構造を確立し、農業機械の販売網を全国的に拡大させており、農業機械の製造及び販売側である農業機械産業の産業構造に起因する部分もあると考えられる。また、この時期は、機械の実需者となる農家側において、兼業化が進展しており、農外就業による所得の向上が機械化を可能にしたこととも指摘することができる¹²⁾。

水稲作における作業体系において、最も基本的かつ重要なものとして耕地の耕うん作業が挙げられる。第2次大戦直後まで耕うん作業は、一貫して人力、畜力を中心に行われていた。耕うん作業をおこなう農具に動力（内燃機器）が付随した動力耕うん機が開発されるのは、1950年代になってからであり¹³⁾、これ以降、耕うん作業における機械化が進展してきた。農業基本法に基づく農業構造改善事業をはじめとする農業生産の基盤の整備が一巡した1970年代以降、動力耕うん機に比べ、作業効率が高く、農作業の省力化を可能にさせる乗用トラクターの開発と販売が本格的に開始され、乗用トラクターが耕うん作業を担うようになった。

都道府県別における乗用トラクターの普及状況の推移をみると（第8図）、1970年には、北海道、東北、新潟、北関東の各地域で普及率が30%を超えている。その後、1980年には、ほとんどの地域で普及率が60%を超え、この10年間において乗用トラクターの普及が進展したことがわかる。乗用トラクターの普及の地域的特徴として、作業対象の特質上、稲作以外の農業部門でも利用されることから、野菜類の生産が盛んな関東近県や長野県などの地域において普及率が高い¹⁴⁾。1990年以降、ほとんどの地域で所有率が100%を超えており、乗用トラクターによる耕うん作業が今日において主流となっている。



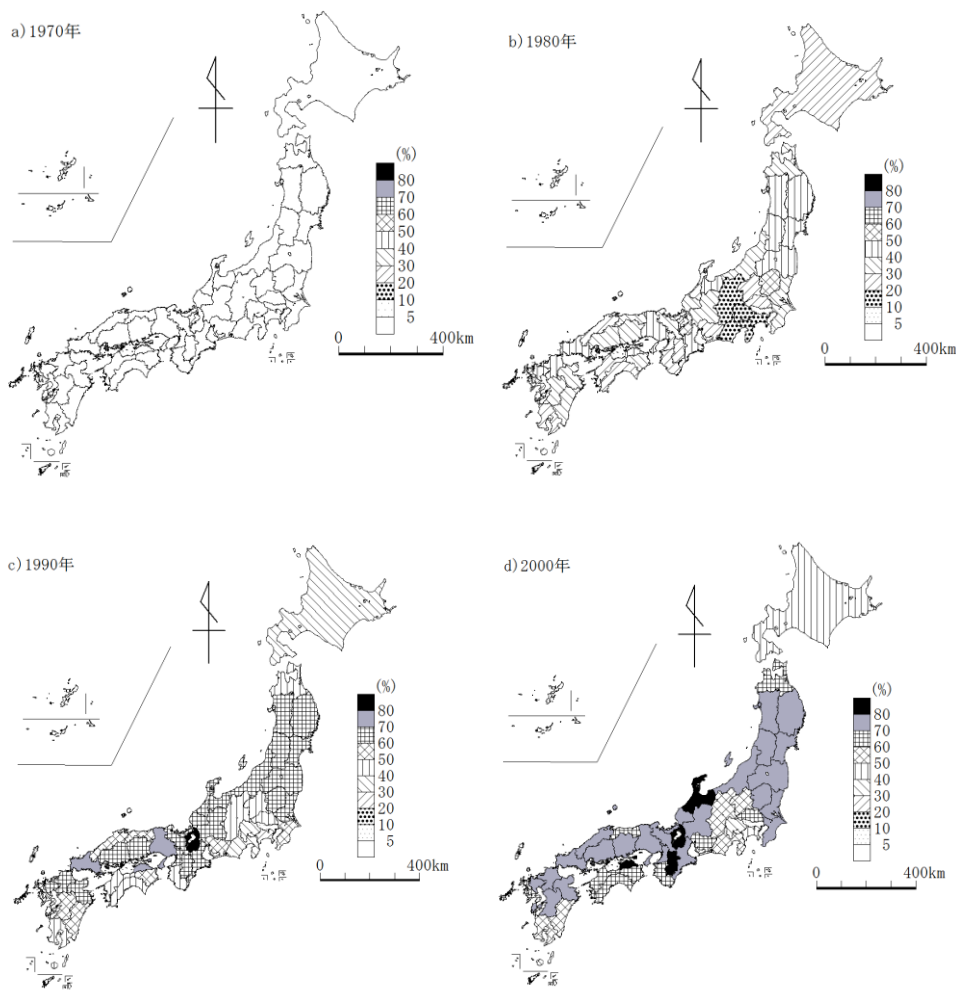
第8図 都道府県にみた乗用トラクターの普及率（1970年～2000年）

注：普及率＝機械の総数/総農家数。

資料：農林業センサスより作成。

稲作農業の作業において、最も機械化が困難とされ、作業の機械化が遅れたのが田植作業である。これは、湿田化した圃場内を走行しつつ、同時に定植作業を行うという作業内容に対応した機械の製造を行うためには高い技術力が必要であったこと、また、畑作中心の海外製の農業用機械をそのまま田植機に応用させることが難しかったこと、などの理由から機械の開発を遅らせることになり、田植作業の機械化を遅らせた要因として指摘されている。

第9図から1970年以降の田植機の都道府県別の普及状況の推移を整理すると、1970年の段階における普及率はほとんどの地域で0.5%未満であり、田植作業の機械化はこの時点では進展しておらず、人力中心に行われていたことがわかる。その後、1980



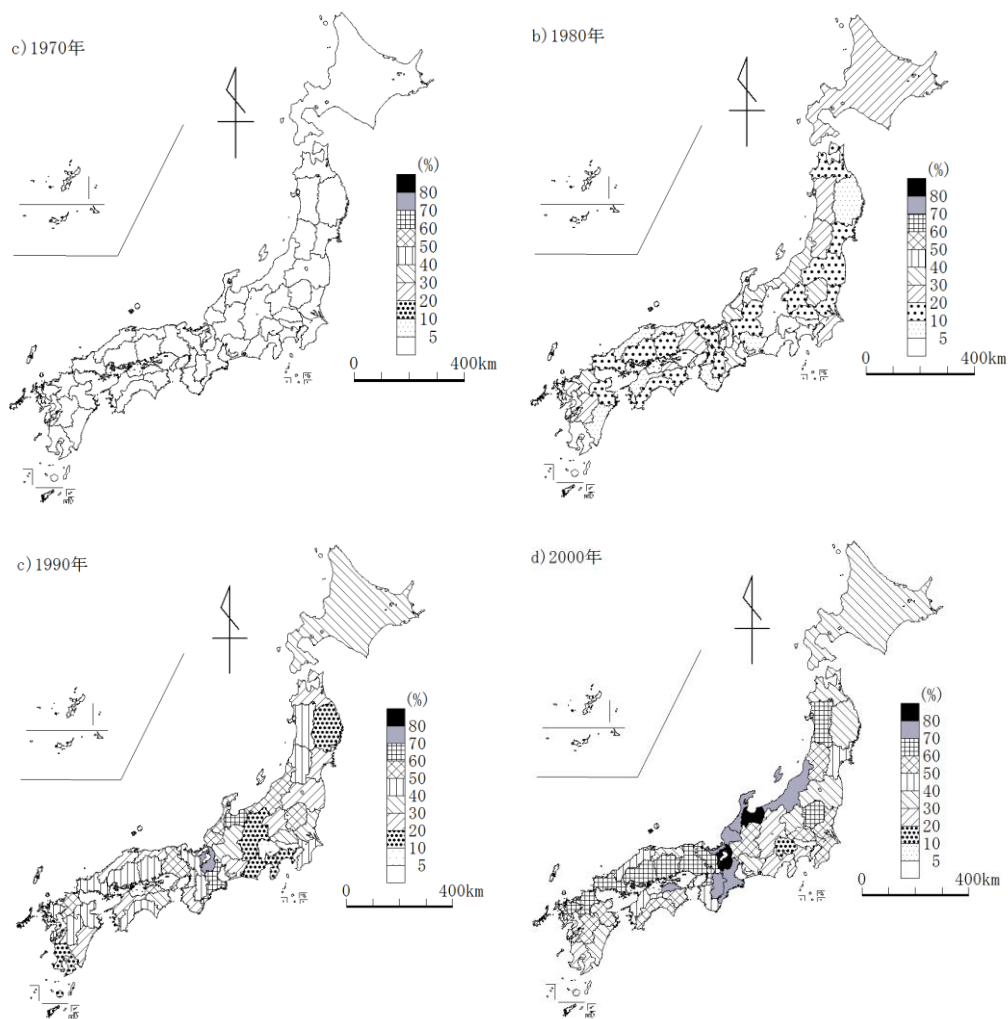
第9図 都道府県別に田植機の普及率（1970年～2000年）

注：普及率＝機械の総数／総農家数。

資料：農林業センサスより作成。

年になり、東北各県で普及率が40%を超えており、田植作業の機械化が進展している。1990年になると、田植機の普及率は東北地方や近畿地方の一部の地域で60%を超えており、田植作業における機械化が進んでいる。2000年の時点では、北海道、関東地方の一部、四国、九州南部を除いた地域において普及率は70%を超えている¹⁵⁾。

稲作農業における収穫作業は、1960年代以降、刈り取り作業をおこなう機械として動力刈取機（バインダー）が開発されたことで作業の機械化が進展した。しかし、初期の動力刈取機は、刈取時の結束機能を有していないこと、機械が小型であるという問題があり、刈取から脱穀までを一度におこなうコンバインの導入が望まれるように



第 10 図 都道府県別の自脱型コンバイン（1970 年～2000 年）

注：普及率＝機械の総数/総農家数。

資料：農林業センサスより作成。

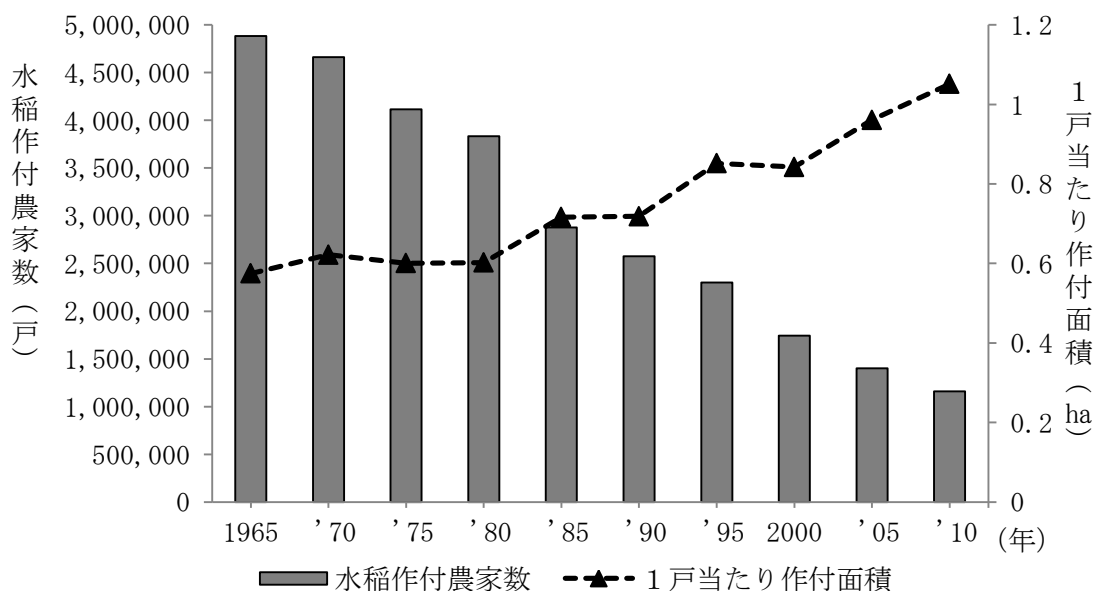
なる（前田，1994）。農業構造改善事業の実施を契機に，一部の地域でコンバイン（普通型コンバイン）が導入されるようになる。

しかし，普通型コンバインは脱粒性がよく，収穫時に水分が残っていない麦類の脱穀に適しており，なおかつ，機械が大型であったことから，日本農業の特徴である小規模耕地に合致しないと判断され，水稻作への本格的な導入が見送られている¹⁶⁾。こうしたなかで，日本の圃場と水稻作の作業体系に合わせた自脱型コンバインの開発が進み，1960年代から普及がみられた。

都道府県別にみた自脱型コンバインの普及状況の変容についてみると（第10図）、田植機と同様に1970年の時点では、ほとんど普及しておらず、動力刈取機（バインダー）から自脱型コンバインへの転換が進んでいない。1980年に、東北や北陸の各県に普及したことがわかる。1990年になると、東北（日本海側）、北陸の各県を中心に普及率が40%を超えている。2000年になると、全国的に普及率が60%を超える地域が増加している。しかし、乗用トラクターや田植機と比較しても自脱型コンバインの普及率は低い。したがって、水稲作の収穫作業は、今日においても、動力刈取機（バインダー）と自脱型コンバインという性能の大きく異なる機械が担っている。コンバインは農業機械の特質上、使用目的が水稲作に限定されることから、農業生産が水稲作に特化した地域や大規模稲作地域などを中心に普及が進展している。

1-1-3 稲作農業の担い手の特徴

次に稲作農業の担い手との特徴について整理する。第11図は、水稲作付農家数と1戸当たり作付面積の推移を示したものである。全体的な動向として、この40年余りの間に水稲作付を行う農家数は、約4分の1に減少しているのに対して、1戸当たりの作付面積は増加していることがわかる。

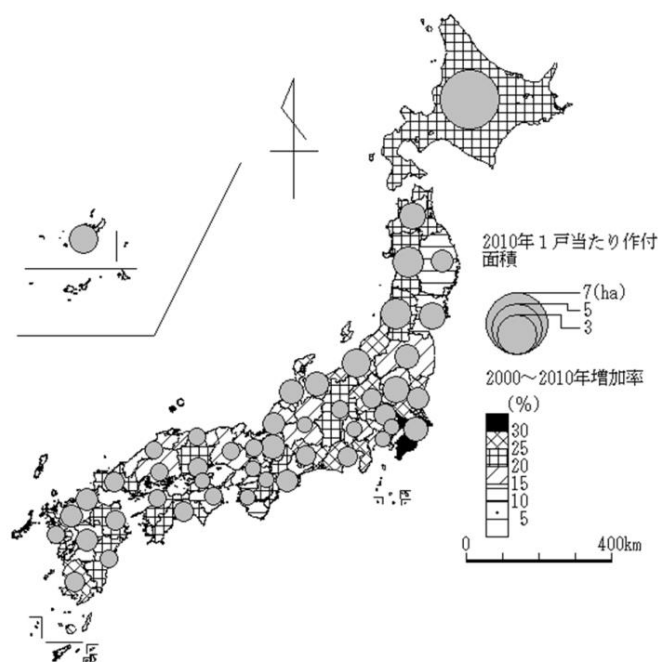


第11図 水稲作付農家数と1戸当たり水稲作付面積の推移

資料：農林業センサスより作成

詳細について触れると、1965年には、水稲作を行う農家は全国で488万戸おり、その1戸当たりの作付面積は0.57haであった。このことからわかるように、農業基本法の施行による農基法農政が実施された直後には、小規模経営が中心であったことが読み取れる。その後、1980年から85年にかけては、統計調査の範囲が変更されているものの、1戸当たりの作付面積は、増加していることから、稲作農業における経営規模の拡大が進んだと読み取れる。その後、1990年から95年にかけて1戸当たりの作付面積は、増加を続けている。この傾向は2000年代以降、顕著になっており、2010年の段階で1戸当たりの作付面積は1haを超えている。

次に、第12図から、2010年の水稲作付農家1戸当たりの作付面積を都道府県別にみると、1戸当たりの作付面積が最も大きいのは北海道の6.9haとなる¹⁷⁾。都府県では、東北地方および北陸地方の各県が大きく、宮城県と山形県がそれぞれ1.8haとなっており、これに新潟県の1.5haが続く。しかし、同図より、2000年から2010年にかけての作付面積の増加率をみると、千葉県が最も高く31.4%となっており、これに、石川県(29.2%)と滋賀県(27.2%)が続き、先にみた2010年の水稲作付面積が大きい地域とは必ずしも一致しないことが読み取れる。



第12図 水稲作付農家1戸当たり作付面積と増加率(2000～2010年)

注 : 2010年増加率 = (2010年作付面積 - 2000年作付面積) / 2000年作付面積

資料 : 農林業センサスより作成。

第1表 全国地域別にみた稲作を行う集落営農組織の推移

	2005年		2010年		05年～10年増加率 (%)	
	総数	稲作を行う組織 (%)	総数	稲作を行う組織 (%)	総数	稲作を行う組織
北海道	396	139 (35.1)	289	44 (15.2)	-27.02	-68.35
東北	1,624	836 (51.5)	2,997	1,790 (59.7)	84.54	114.11
北陸	1,912	1,363 (71.3)	2,089	1,453 (69.6)	9.26	6.60
新潟県	347	263 (75.8)	555	360 (64.9)	59.94	36.88
富山県	837	539 (64.4)	757	560 (74.0)	-9.56	3.90
石川県	252	156 (61.9)	258	178 (69.0)	2.38	14.10
福井県	476	405 (85.1)	519	355 (68.4)	9.03	-12.35
関東・東山	463	261 (56.4)	936	425 (45.4)	102.16	62.84
東海	753	511 (67.9)	790	263 (33.3)	4.91	-48.53
近畿	1,585	1,058 (66.8)	1,771	593 (33.5)	11.74	-43.95
中国	1,586	1,522 (96.0)	1,759	758 (43.1)	10.91	-50.20
四国	193	125 (64.8)	378	129 (34.1)	95.85	3.20
九州・沖縄	1,551	1,135 (73.2)	2,568	1,310 (51.0)	65.57	15.42

注：05年～10年増加率＝(2010年総数－2005年総数)/2010年。

資料：集落営農実態調査報告書より作成。

これまででは、稲作農業の担い手として農家経営体について整理してきたが、以下では組織経営体について主に集落営農組織の展開過程を第1表から整理する。2005年には全国に合わせて10,063の集落営農組織がみられたが、2010年には13,577組織へと約3割増加している。このうち、これは2007年度より開始された「品目横断的経営安定対策(水田・畑作経営所得安定対策に改称)」の対象に集落営農組織が含まれたためであり、政策への対応手段として全国規模で集落営農組織の設立が進んだことが明らかになる。

地域別の集落営農組織の設立状況をみると、東北、北陸、九州・沖縄において多くみられるが、特に東北と九州・沖縄では、5年間で1,000以上の組織が新たに設立されている。九州・沖縄における集落営農組織の増加の背景には、先に述べた政策対応という側面が強いが、東北の場合には、農業の担い手の高齢化や減少に留まらず、低賃金・不安定兼業条件という地域が抱える経済状況との関係が指摘されている(吉岡, 2002; 金子, 2006)。

こうした集落営農組織の中で稲作を行う組織の占める割合をみると、2005年の段階で最も高い割合を誇るのは中国地方であり、全体の9割以上が稲作に従事していることがわかる。これに次いで稲作を行う組織が多いのは九州地方であるが、その割合は四国地方よりも20%以上低い73.2%となっている。

しかし、こうした状況は2010年になると一変しており、同年において稲作を行う組

織の割合が最も高いのは北陸地方であり、2,089 組織中のうちの約 7 割を占める 1,453 組織となっており、2005 年の段階で組織の総数が最も多い地域であることがわかる。

北陸地方全体の耕地面積に占める田の割合を示した水田率は、2010 年の段階で 89.6%となっており、同年における全国平均の 54.3%を大きく上回っている。さらに、この値は地域別にみても最も高く、北陸地方に次いで水田率が高い地域は、近畿地方の 77.6%であり、次いで中国地方の 76.5%となる。北陸地方と同様に稲作に特化した農業が行われている東北地方の水田率は 71.5%となっている。次に、北陸地方 4 県それぞれの水田率をみると、富山県が最も高く 96%となっており、これに福井県の 90.7%、新潟県の 88.5%、石川県の 83.6%と続いている。

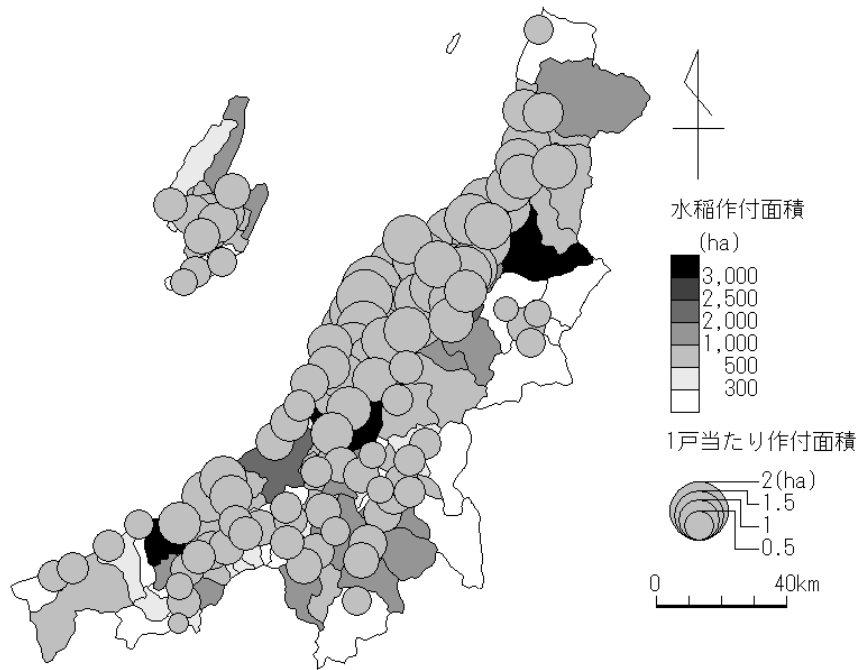
北陸地方における集落営農組織数をみると、2005 年に 1,912 組織であったが、2010 年には 2,089 組織となり、5 年間で約 1 割増加している。北陸地域で集落営農組織が多くみられる背景には、従来から農業の中で水稲作への依存度が高く、集落営農組織の母体となる組織が多く存在すること、栽培品種のコシヒカリへの均一化が進んでいること、米価の低迷により個別農家の経営状況が悪化していること、といった複数の要因が指摘されている¹⁸⁾。

北陸地方各県の組織数をみると、富山県の 757 組織が最も多く、これに新潟県の 555 組織、福井県の 519 組織、石川県の 258 組織となる。さらに、北陸地域全体での集落営農組織に占める農業生産法人の割合は 28.7%であり、全国の平均値である 15.0%と比較しても高い。しかし、2005 年から 2010 年における各県の組織増加率は、富山県が 9.6%の減少となっており、石川県で 2.4%、福井県で 9.0%の増加となっている。その一方で、新潟県では 5 年間で約 60%増加しており、集落営農組織の設立が他県と比べて進んでいることがわかる。

1-2 新潟県における稲作経営の展開過程とその地域的差異

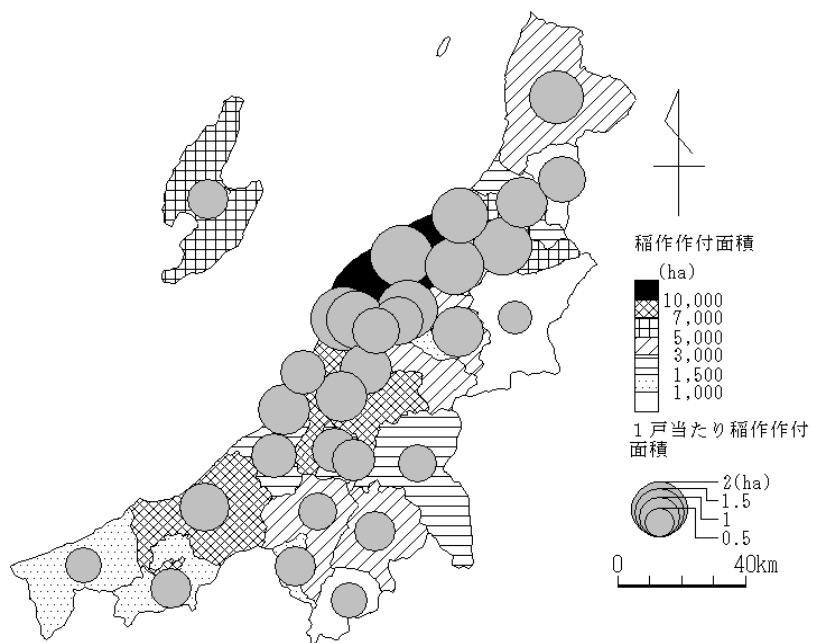
1-2-1 地域農業の特徴と稲作の位置づけ

第 13 図と第 14 図は、2000 年と 2010 年の新潟県内の水稲作付面積と収穫量を地図化したものである。これによると、県内の中でも新潟市、長岡市、上越市の 3 市にお



第13図 新潟県における水稲作付面積と収穫量（2000年）

資料：農林業センサスより作成。



第14図 新潟県における水稲作付面積と収穫量（2010年）

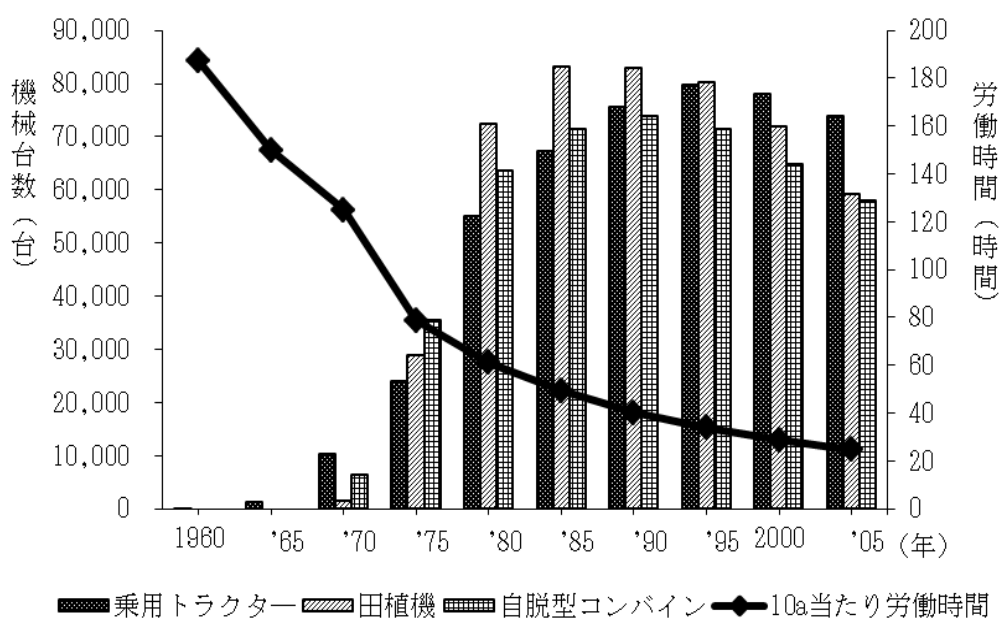
資料：農林業センサスより作成。

ける水稲作付面積が県内でも突出していることがわかる。

第 15 図から新潟県における稲作農業用機械の普及状況を見ると、1960 年代後半から 1980 年代にかけて進展していることがわかる。機械別にみると、乗用トラクターの台数は、1965 年の段階で 1,199 台であったが、1970 年に 10,214 台へ、1980 年には 55,094 台へとになっており、15 年間に約 45 倍増加している。田植機については、1970 年の段階で 1,449 台であったが、1980 年には 72,291 台と 10 年間で約 50 倍増加している。自脱型コンバインは、乗用トラクターや田植機に比べて台数の急激な増加はみられないが、それでも 1970 年段階で 6,374 台だったものが、1980 年には 63,477 台へとになっており、10 年間で約 10 倍増加している。

こうした機械の普及による効果として挙げられるのが、労働時間の削減効果である。1960 年には 187.3 時間であったが、1970 年には 124.9 時間と約 3 割削減されており、さらに 2005 年には 24.6 時間と、この 30 年余りで約 8 割削減されている。

このように、稲作農業用機械の普及が労働時間の削減に大きな役割を果たしていることが指摘できるが、1990 年以降には、いずれの機械においても台数の減少と労働時間の減少が同時に進んでいることがわかる。



第 15 図 新潟県における稲作主要機械台数と 10a 当たり労働時間の推移

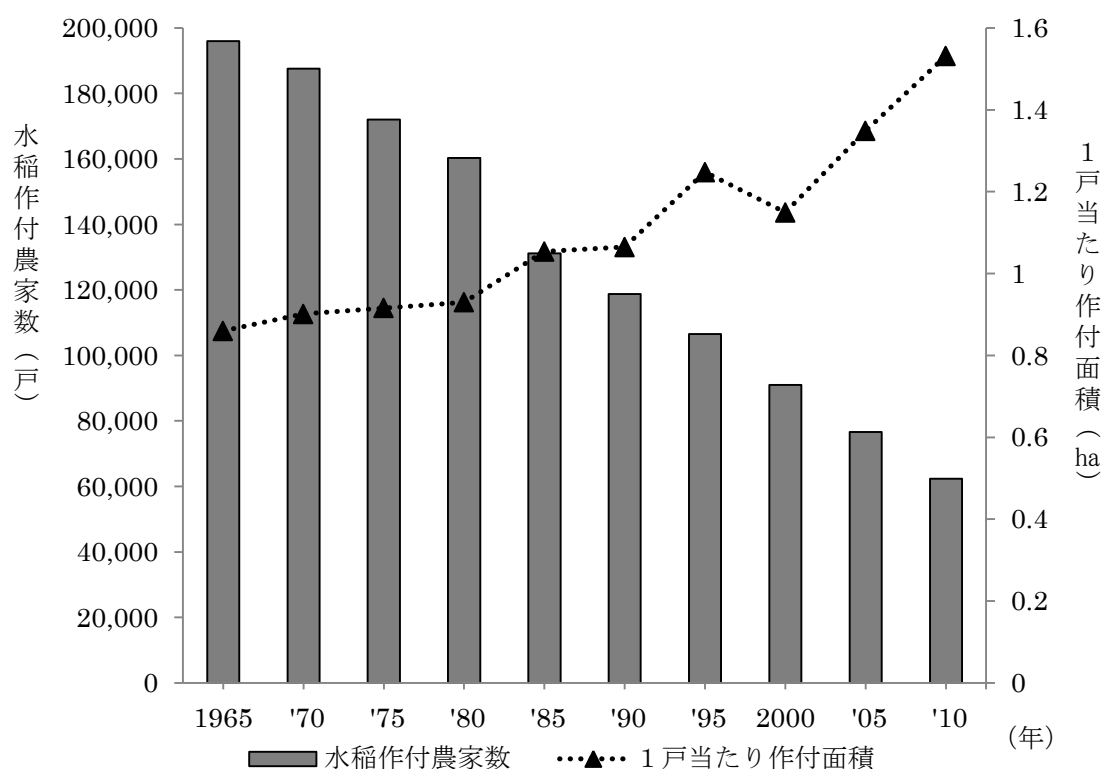
注 : 1960 年と 65 年の田植機、自脱型コンバインは資料中に数値未掲載。

資料 : 「新潟県における主要農業機械普及状況」より作成。

1-2-2 稲作農業の担い手の特徴

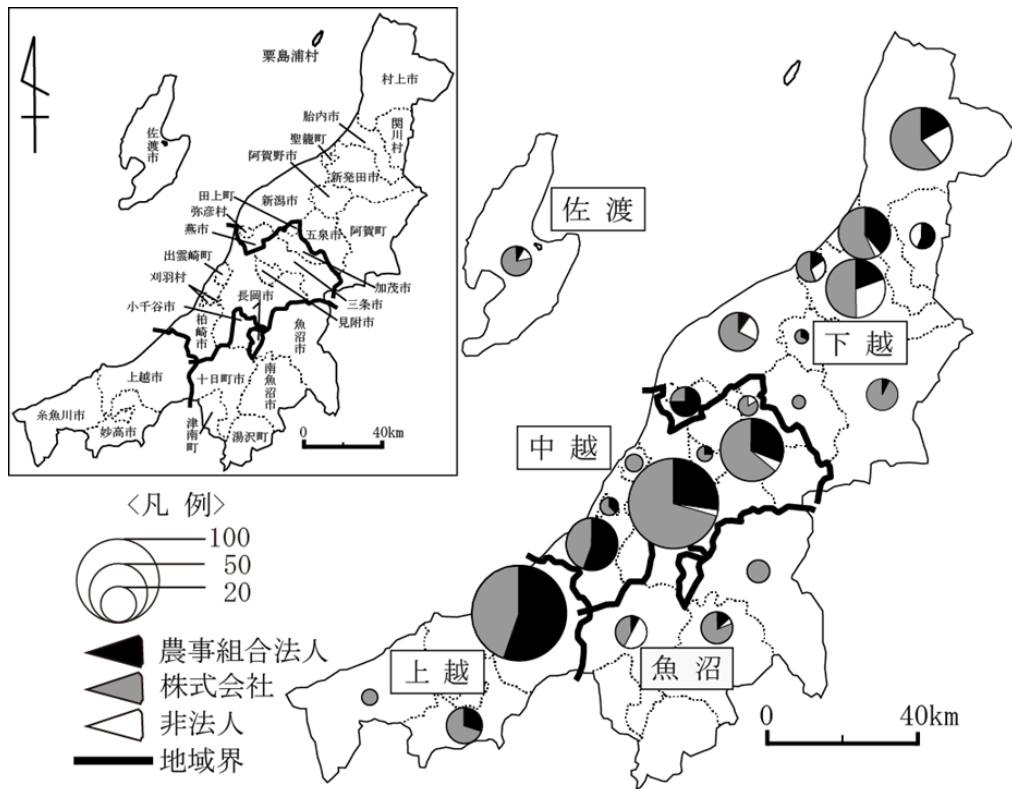
次に新潟県における稲作農業の特徴を整理する。第16図は、新潟県における水稲作付農家数と1戸当たり作付面積の推移を示したものである。これによると、水稲作付農家数は1965年には19万5,943戸であり、その後の農家数の推移は、先に述べた全国の場合と同様に減少傾向にある。1995年における水稲作付農家数は、9万1,018戸となっており、1965年のおよそ半数にまで減少している。こうした傾向は今日に至るまで続き、2010年には62,356戸となっている。ただし、同年の1戸当たりの水稲作付面積は1.5haとなっており、全国平均の1.1haと比較しても大きいことが明らかになる。とりわけ、新潟県では2000年代以降の1戸当たり作付面積の増加が顕著であり、同県の稲作農業の大規模化はこの時期に加速している。

このように、水稲作付農家数が減少する一方で、1戸当たり作付面積が増加している背景には、特定の農家経営体が農地の集積が進展し、これらの経営体が経営規模の拡大を進めていることが指摘できる。



第16図 新潟県における水稲作付農家数と1戸当たり作付面積の推移

資料：農林業センサスより作成。



第 17 図 新潟県における集落営農組織の分布 (2011 年)

注 : 小千谷市, 湯沢町, 津南町はデータ秘匿対象のため資料に数値未掲載。

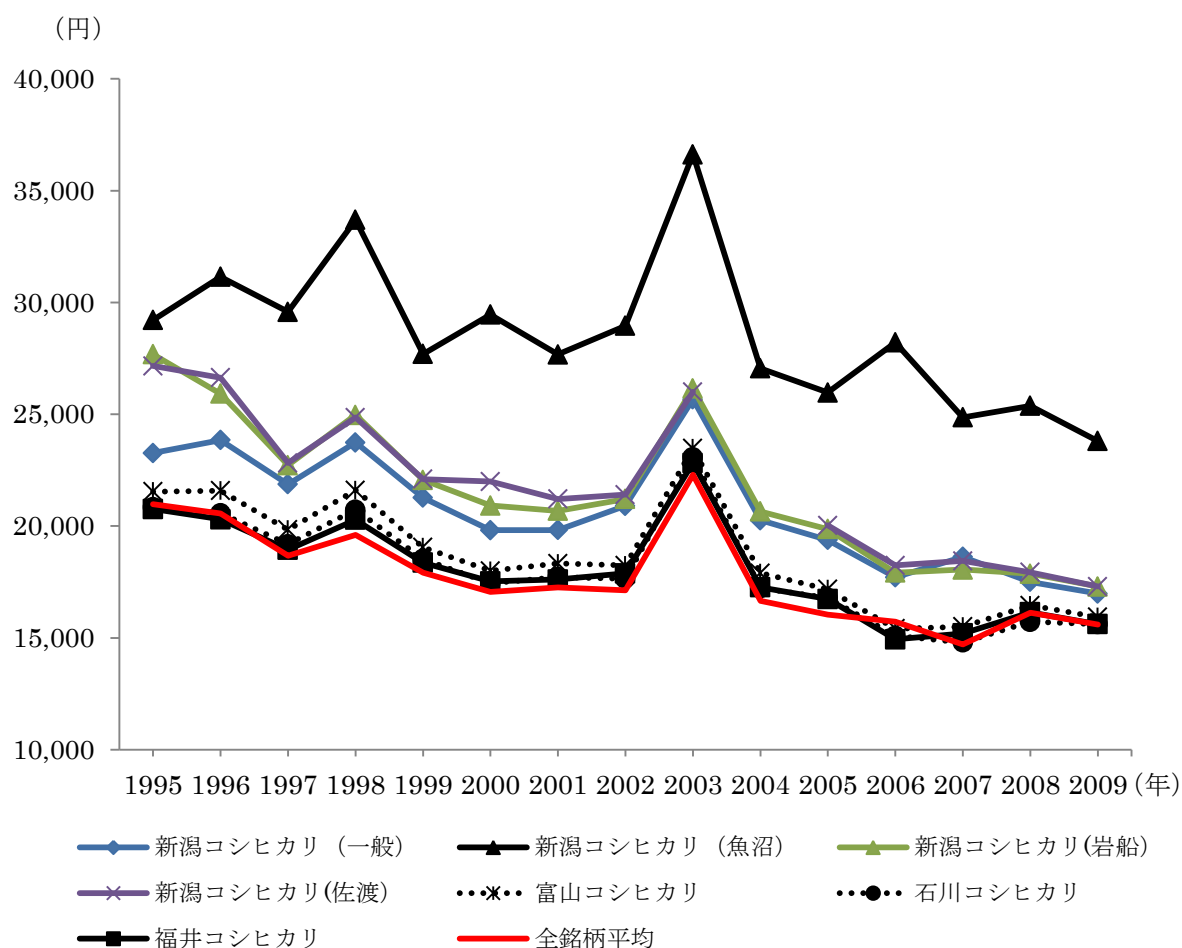
資料 : 集落営農実態調査より作成。

その一方で、先に触れたように、2000 年代以降には稲作農業の担い手として集落営農組織をはじめとする組織経営体の設立が進んでいる。第 17 図から 2011 年の新潟県の各市町村における集落営農組織数と組織形態の特徴を整理する。県全体では 668 の集落営農組織があり、前掲第 1 表の 2010 年の 555 組織よりも約 2 割多い。その内訳は農事組合法人が 215、株式会社が 59、農業生産法人化していない組織が 394 となっている。県内で最も集落営農組織が多いのは上越市の 135 組織であるが、長岡市や、三条市、柏崎市などの中越地域にも集中している。下越地域には、村上市、新発田市、胎内市をはじめ株式会社化している組織の割合が多いが、これは全国でも屈指の大規模かつ企業的な水稻作経営が行われていたという地域性が関係しているとみることができる。

また、ブランド米の産地として全国的な知名度を有する魚沼地域は、南魚沼市と十日町市がそれぞれ 14 組織、魚沼市が 7 組織となっており、県内他地域と比べて集落営

農組織の設立は進んでいない。これは先に述べたように他地域と比べて高価格帯にある米の産地であり、個別経営体を維持することが可能な所得を得られていると読み取ることができる。ただし、十日町市を除いて株式会社の形態を採用している組織が大半を占めており、個別経営と企業経営が併存していると捉えることができる。上越地域では上越市が新潟県内でも最も多い135の組織が存在するものの、妙高市が20組織、糸魚川市が4組織となっており、組織化の動きは低調な状況である。

次に第18図から近年の北陸地方の主要米産地と新潟県内4地域¹⁹⁾の米価の推移を比較する。全銘柄の平均価格と比較して、北陸地方の主要米産地のなかでも、新潟県内4地域の米価は、高価格帯に位置しており、とりわけ、魚沼地域のコシヒカリの価格が卓越していることがわかる。2003年の段階で魚沼コシヒカリが36,624円となり、



第18図 地域別にみた米の平均価格の推移

注 : 60 kg当たりの価格を示す。

資料 : コメ価格情報センター入札取引結果より作成。

全銘柄平均の22,296円との間には14,000円という、明確な価格差が存在していたが、その後価格の低迷を受けて2009年の段階では魚沼コシヒカリ（23,087円）と全銘柄平均（15,602円）の価格差は8,205円まで縮小している²⁰⁾。ただし、魚沼地域以外の米価は、新潟一般が16,982円、岩船と佐渡が17,297円となっている。こうした地域間における米の価格差に対応するための一手段として先に述べた集落営農組織の設立が関係していると考えられる。すなわち、魚沼地域の米価に並ぶ米のブランド化を目指すのではなく、集落営農組織の設立を通して農業生産にかかるコストを下げるとともに、労働生産性を向上させることによって、地域農業の中心である稲作農業を維持させようという意図があると読み取れる。

1-3 小 括

本章では、日本における稲作農業の展開過程と地域的差異を整理し、稲作農業を中心とする北陸地方の中でも本研究の対象地域が属する新潟県の農業生産と担い手の特徴を明らかにした。日本における稲作の全体的特徴をみると、道府県および大規模な平野部において大規模な稲作農業地域の集積を確認することができる。とりわけ東北地方や新潟県の平野部において大規模稲作経営が展開されていることが明らかになった。稲作が農業生産の中心に位置付けられてきた北陸地方では、これまで個別経営体を中心に地域農業が維持されてきたが、2000年代以降に集落営農組織の設立が進んでいる。とりわけ、国内最大の稲作の生産地域である新潟県では、農家経営体の経営規模が全国でも屈指の大きさを誇る。それと同時に、同県は、北陸地方の中でも組織経営体とくに集落営農組織の設立が進んでおり、個別経営体と並ぶ稲作農業の担い手となっていることがわかる。

注

- 1) 農林水産省大臣官房統計部（2012）によると、農業生産活動による最終生産物の総生産額であり、農産物の品目別生産量からの二重計上を避けるため、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計し

た数値を指す。

- 2) 本研究では、参考資料とした生産農業所得統計の内容を基に、麦類、雑穀、豆類、いも類を「麦類・雑穀」とし合算した。また、畜産には、肉用牛、乳用牛、豚、鶏、鶏卵、養蚕、その他の畜産物が含まれている。なお、養蚕は、2004年の調査からその他の畜産物として含まれている。
- 3) この時期の農業政策の展開とその背景については、暉峻編（2003）を参照。
- 4) 収穫量自体は、天候不順や自然災害の影響による増減がある。しかし、本文の稲作農業全般の展開過程を整理することが目的であるため、こうした個別の年度の変動については考慮していない。
- 5) 詳細については、戦後日本の食料・農業・農村編集委員会編（2004）を参照。
- 6) 農業構造改善事業の具体的な展開過程については、中川（1985）、中藤（1988）、笛木（1991）、石原（1992）、戦後日本の食料・農業・農村編集委員会編（2012）などの研究が詳しい。また、これら事業の実施効果とその問題点に関しては、松村（1985、1996）と宮地（2004）が詳細な分析を行っている。
- 7) 近年実施されている大規模圃場整備事業の実施の経緯については、有田（2000）や有田ほか（2013）を参照されたい。
- 8) なお、2005年の市町村別の水稲作付面積に関しては、仁平（2012）が本研究と同様の分析を行っている。
- 9) ただし、農業機械の普及過程では様々な問題が生じている。例えば井上（1993）が指摘するように、水稲作における農業機械の普及は、それぞれの作業に特化した機械を導入する必要がある、各機械の稼働時間は極めて少ないことから、農業機械の導入および維持管理の面での過剰投資がこれまで問題とされてきている。
- 10) 農業機械の普及を地域的にみた研究としては、大井による一連の研究（大井、1962、1964、1966）のほか、須山（1970）、長岡（1978）、清水 浩（1988）、清水和明（2009）などの成果がある。なお、これらの研究成果は清水（2007、2008）において整理している。
- 11) 農業機械産業は、他の製造業に比べて研究蓄積が少ない状況にある。地理学をはじめ関連分野における主な研究としては、菊地（1965）、武井（1971）、長岡（1977）、NAGAOKA（1997）、前田（1994）、などの成果が挙げられる。
- 12) 兼業化による農家経営体の所得の上昇と農業機械の普及の関係については、島方

(1980, 1982)による実態分析がある。また、兼業先となる企業における労働力確保や地域間での分業構造といった視点も大きく関係している(末吉, 1999)。

13) 前注11) 前田(1994)を参照。

14) 関東地方では、群馬県、栃木県、千葉県において普及率が100%を超えているほか、長野県において普及率が90%を超えている。

15) 近年では、育苗にかかる作業の軽減、田植機の導入にかかるコストの軽減の観点から、種籾を圃場に直接播く直播栽培も各地で行われている。直播栽培については、大竹(2003)がその実態を分析している。

16) 前注13)に同じ。

17) 同地域の農業の展開過程は都府県とは大きく異なるため、この点に関しては詳述しない。北海道の農業構造と農業生産の主体の現局面に関しては、多くの研究蓄積があり、小松(2012)、仁平(2007, 2011)、吉田(2009, 2013)などの研究がある。

18) これらの要因に関しては、迫田(2004)や田林(2003)、田林・藤永(2000)、田林・井口(2005)などが指摘している。

19) 「魚沼」は、魚沼市、南魚沼市、十日町市、小千谷市、津南町、湯沢町、長岡市の一部が含まれる。「佐渡」は佐渡市、「岩船」には村上市と関川村が含まれる。上記以外の市町村で栽培された米が「新潟一般」となる。

20) なお、近年の魚沼地域の米のブランド化を巡る動きに関しては、両角ほか(2009)の研究において詳細に整理されている。また、魚沼地域以外における近年の農家経営体の経営戦略については、山寺・新井(2003)の研究にて整理されている。

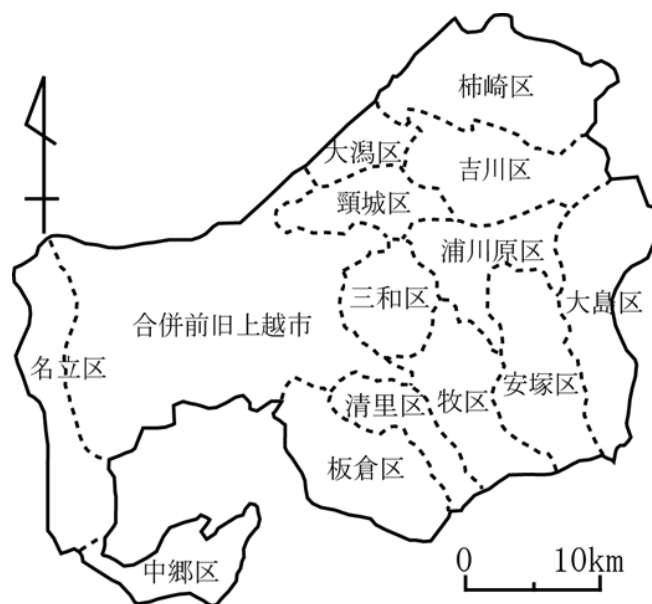
第2章 新潟県頸城平野における大規模稲作経営体の存立基盤

本章では、本研究の対象地域である新潟県頸城平野における大規模稲作経営体の展開過程を、当地域を取り巻く自然条件および社会・経済的条件から明らかにする。さらに、地域概要について述べた後、経営規模の拡大を推し進める要因であり、なおかつ当地域の大規模稲作経営体の基盤となった大規模圃場整備事業の展開過程を考察する。

2-1 地域の概要

2-1-1 上越市の概要

新潟県上越市は、新潟県西部に位置する。2010年の国勢調査によると、人口が20万3,899人、総世帯数は7万1,477戸となっている。同市は、2005年に周辺13町村と合併し、新潟県内では村上市の1,174.2km²に次ぐ973.6km²を有する自治体になった(第19図)。合併前の旧上越市の面積は249.24km²であったことから、合併前と比べて市の面積は約4倍に拡大しており、新潟県の4市(柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市)と長野県の2市村(飯山市、下水内郡栄村)に隣接している。上越市は、全国で初めて地域自治区¹⁾を導入した自治体であり、合併前旧市町村に地域協議会²⁾を設立するとともに、旧市町村役場に上越市役所の業務の一部を担う総合事務所を設置することで、合併による行政サービスの質的な低下を抑制する仕組みを構築している。



第19図 上越市の行政区域

上越市を取り巻く自然条件についてみると、旧上越市、頸城区大潟区、三和区の一部には平坦地が広がっている。大潟区や柿崎区の日本海側には、砂丘地形がみられるほか、大島区、安塚区、浦川原区、牧区、名立区、中郷区は、農業生産を行うのに適した平坦地が限られている条件下にある。しかし、上越市は、冬季に毎年約1mの積雪を記録する国内有数の豪雪地域であり、そのため、従来は冬季間の農業生産が極めて難しく、地域の農業の中心は稲作単一経営であった。この特徴が今日に至るまで継続しており、稲作農業に特化した農業生産が行われている。

第2表から上越市の各地域における販売農家数と兼業農家率をみると、兼業農家率は各地で60%を超えている。兼業農家によって当地域の農業が維持されていることが読み取れる。ただし、兼業農家率が最も高い中郷区と最も低い大島区には、およそ20%の差がみられる。

第2表 上越市における専兼業別農家数と兼業農家率（2010年）

	合計	販売農家(戸)			兼業農家率 (%)
		専業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	
旧上越市	1,584	254	175	1,155	72.9
安塚区	313	91	24	198	63.3
浦川原区	264	44	24	196	74.2
大島区	279	78	32	169	60.6
牧区	289	83	27	179	61.9
柿崎区	418	70	59	289	69.1
大潟区	117	13	32	72	61.5
頸城区	345	48	51	246	71.3
吉川区	364	49	37	278	76.4
中郷区	267	32	23	212	79.4
板倉区	576	113	53	410	71.2
清里区	251	35	17	199	79.3
三和区	295	44	50	201	68.1
名立区	185	43	15	127	68.6

注：兼業農家率＝（第1種兼業農家＋第2種兼業農家）／販売農家合計。

資料：農林業センサスより作成。

第3表 上越市の地区別販売農家数と経営耕地面積（2010年）

	販売農家		経営耕地面積		1戸当たり経営 耕地面積 (ha)
	総数 (戸)	田のある農家 (戸/%)	合計 (ha)	田の面積 (ha/%)	
旧上越市	1,584	1,575 (99.4)	3,618	3,478 (96.1)	2.3
安塚区	313	311 (99.4)	362	343 (94.8)	1.2
浦川原区	264	259 (98.1)	274	252 (92.0)	1.0
大島区	279	279 (100.0)	346	328 (94.8)	1.2
牧区	289	289 (100.0)	366	348 (95.1)	1.3
柿崎区	418	411 (98.3)	939	879 (93.6)	2.2
大潟区	117	112 (95.7)	433	405 (93.5)	3.7
頸城区	345	344 (99.7)	1,315	1,273 (96.8)	3.8
吉川区	364	360 (98.9)	741	701 (94.6)	2.0
中郷区	267	266 (99.6)	342	312 (91.2)	1.3
板倉区	576	575 (99.8)	719	687 (95.5)	1.2
清里区	251	251 (100.0)	419	404 (96.4)	1.7
三和区	295	291 (98.6)	1,135	1,112 (98.0)	3.8
名立区	185	185 (100.0)	150	139 (92.7)	0.8

資料：農林業センサスより作成。

このように、地域全体の特徴として、農家の兼業化が進展していることが明らかになったが、これは第2次大戦以前に日本海側の地域に工業立地が進んだことが関係しており、地域内における労働市場を新たに形成することが関係している。当地域における工業は、第2次大戦後の日本全体の経済発展の過程でさらに発展したことにより、農家の余剰労働力を吸収し、今日に至るまで地域の重要な産業として立地している。

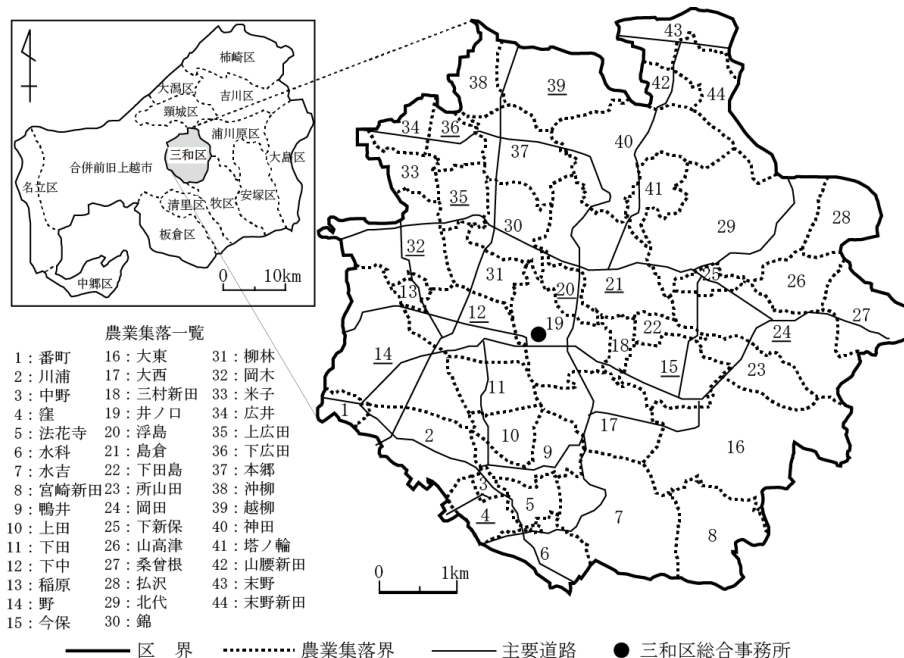
次に、上越市の各地域における販売農家数と経営耕地面積を整理する。第3表によると、2010年の上越市全体の総農家数は5,547戸、経営耕地面積は11,159haとなっており、この中で田のある農家は5,249戸、その面積は10,661haである。市内でも農家戸数や経営規模には明確な地域差がみられる。上越市内の農家1戸当たりの経営耕地面積は2haとなっているが、この面積を上回っているのは、合併前の旧上越市、柿崎区、大潟区、頸城区、三和区の5地区に留まる。安塚区、浦川原区、大島区、牧区、中郷区、板倉区、名立区の各地区は、地区内の大半の地域が山間部に位置しており、零細経営中心の農業が行われていることが明らかになる。

その一方で、市内でも農家1戸当たりの経営耕地面積が特に大きい大潟区、頸城区、三和区の各地区は、大半が平地部に位置しており、営農意欲の高い個別農家が農地の賃貸借を通して経営規模の拡大を進めている。こうした農家の中には、大消費地との距離的な問題や地域内市場が限定されるという上越市の地域的特徴を踏まえて、価格

よりも安定した取引量の確保を優先した販路の拡大を独自に進めてきた農家もみられる。これは、全国的な知名度を誇る魚沼地域のコシヒカリをはじめ、新潟県産米との産地間競争に対応せざるを得ないという状況に置かれているためである。さらに、2000年代以降、米価の低迷にともない経営規模の拡大による収益拡大を図ることが困難になっており、大規模経営体は複合経営への移行や、事業の多角化を通して経営の存続を図っていることが指摘されている³⁾。以上、整理した状況が上越市の稲作農業とその担い手である大規模経営体を取り巻く現局面である。ただし、こうした状況下において、近年、稲作農業の大規模化が進展している地域として、上越市三和区が挙げられる。

2-1-2 上越市三和区の概要

上越市三和区（以下、三和区）は、上越市中央部に位置し合併前の旧上越市、牧区、頸城区、浦川原区に隣接する（第20図）。2010年の人口は6,211人、世帯数は1,793戸である。区の面積は39.4km²であり、その大半が標高20~30mの平坦部に位置し、東部と北東部には標高200m前後の丘陵地がみられる。冬季は日本海側からの季節風



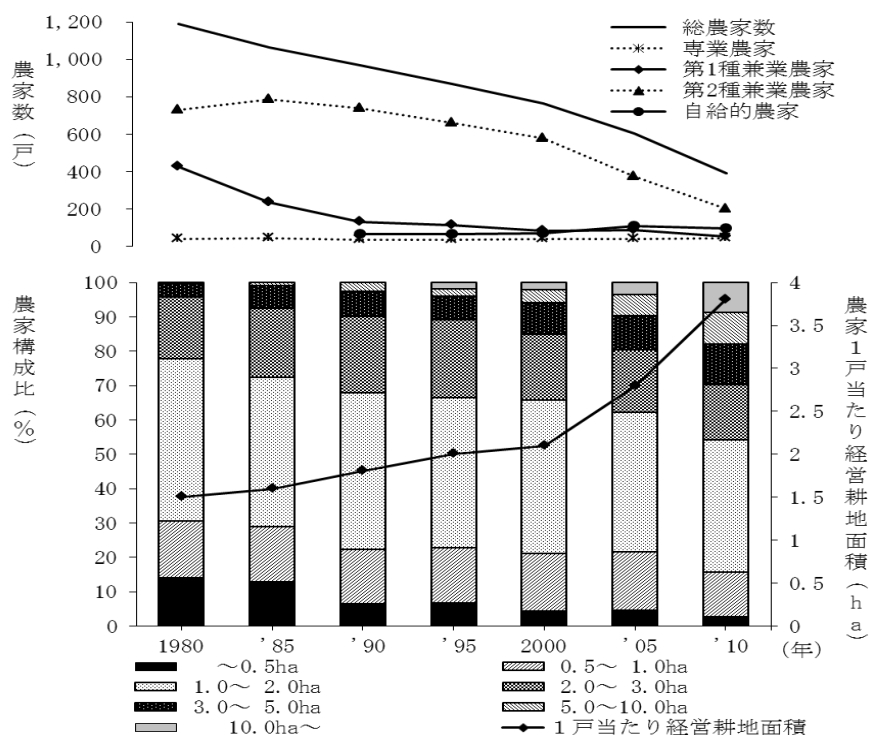
第20図 上越市三和区の農業集落一覧

資料：2万5千分の1地形図「高田東部」、農業集落カードの農業集落区分図より作成。

の影響を受け、毎年1 m以上の積雪を記録する豪雪地域である。さらに、近世までは農業用水の確保が困難な地域であり、その利用を巡って幾度かの争いが生じた地域でもある（田林，1990）。

三和区内は、^{きとこう}里公地区（旧里五十公野村）、^{きといぎみの}上杉地区（旧上杉村）、^{ひだもり}美守地区（旧美守村）の3地区に区分される。第20図から各地区の範囲を示すと、里公地区は農業集落番号1の番町から15の今保、上杉地区は農業集落番号16の大東から29の北代、美守地区は集落番号30の錦から44の末野新田となる。

第21図から三和区の経営規模別農家数と農家1戸当たり経営耕地面積の推移をみると、2010年の総農家数は392戸で、専業農家が44戸、第1種兼業農家が50戸、第2種兼業農家が201戸、自給的農家が97戸である。豪雪地域であることから、昭和初期までは他地域への出稼ぎを行う農家が多く存在していたが、第2次大戦直後から1960年代までは第1種兼業農家の割合が最も高い状況であった。その後、先に触れたように、旧上越市の高田や直江津に地域労働市場が形成されたことで、第2種兼業農家へ移行する農家がみられた。

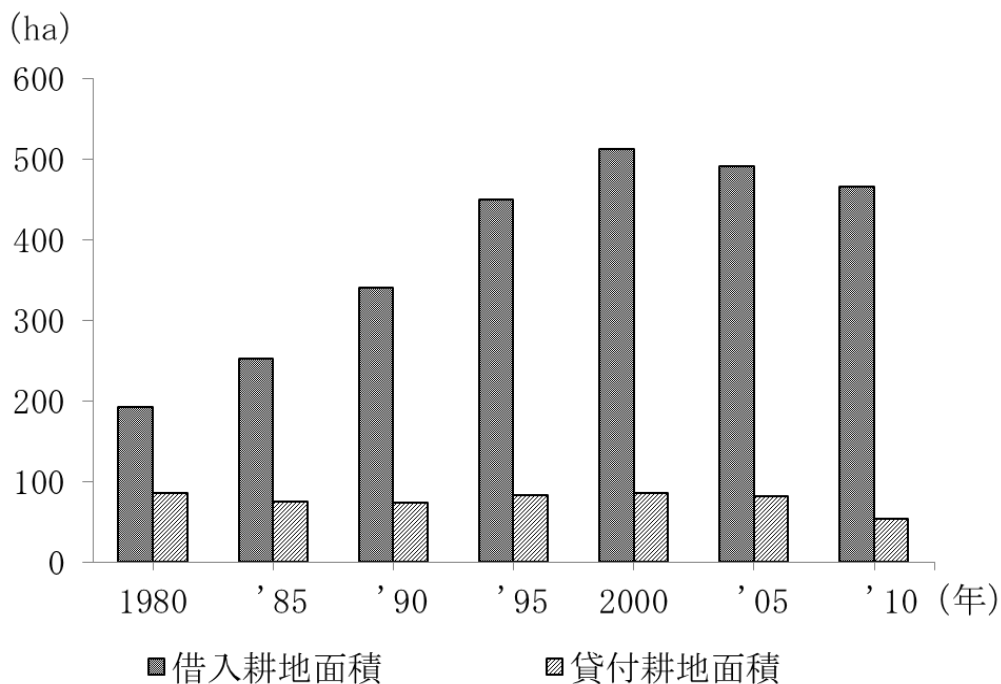


第21図 上越市三和区における経営規模別農家と平均経営耕地面積の推移

資料：農林業センサスより作成。

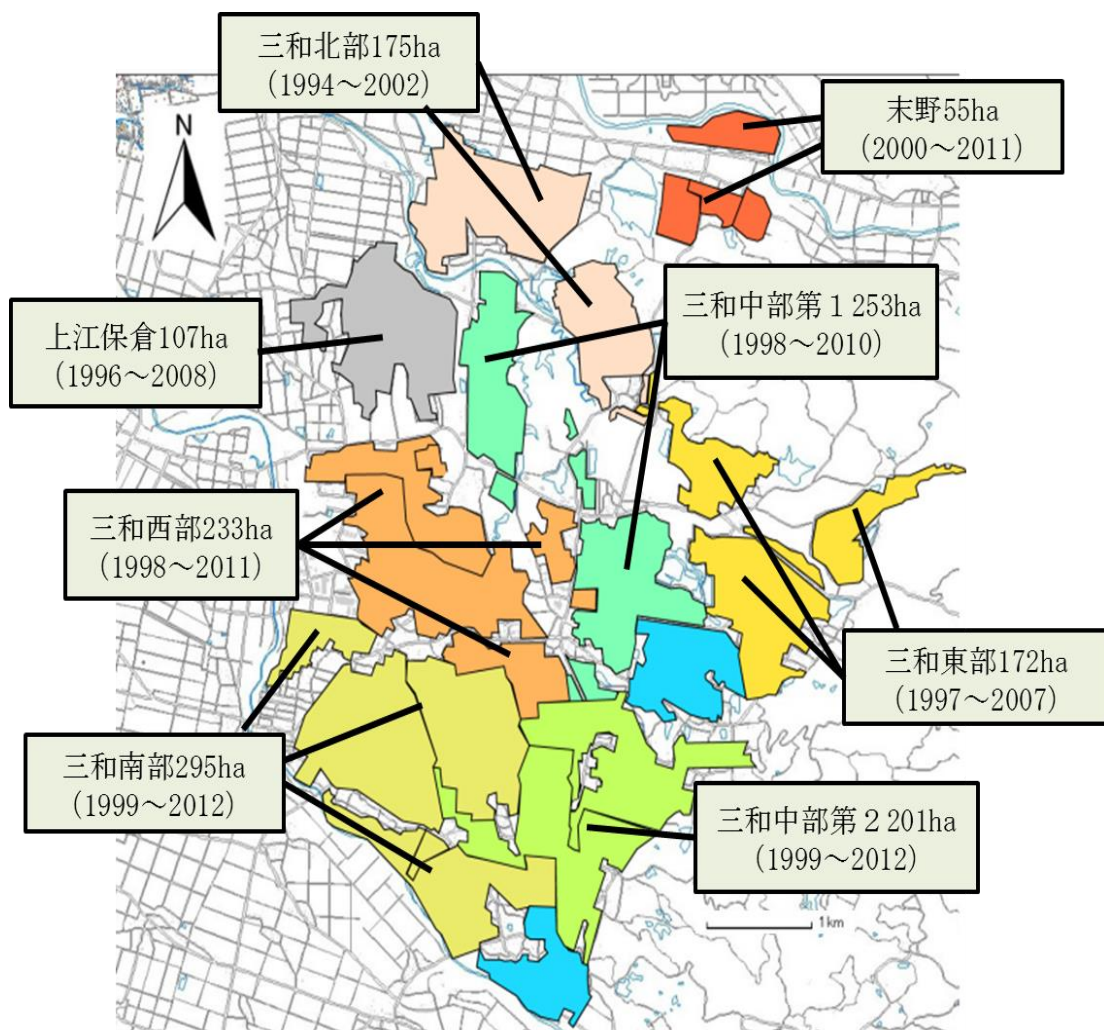
農家数と経営規模別農家数の割合の推移をみると、1980年から2010年にかけて、総農家数は約3分の1に減少しているものの、2000年代半ばより経営規模3ha以上の農家層の増加が顕著にみられ、とくに、10ha以上の大規模農家層の占める割合が増えている。これに合わせて農家1戸当たり経営耕地面積は2000年には2.1haであったが、2005年に2.8haとなり、2010年には3.8haに増加している。この値は頸城区と並び、三和区は上越市内でも有数の稲作農業が行われている地域となっている。

こうした経営規模の拡大の背景には、当地域において農地の賃貸借契約に基づく経営機の拡大が関係している。第22図からもわかるように、当地域においては、借地が安定的に供給されており、こうした借地の存在が経営規模の拡大をもたらしていると推察できる。



第22図 上越市三和区における農地流動の推移

資料：農林業センサスより作成。



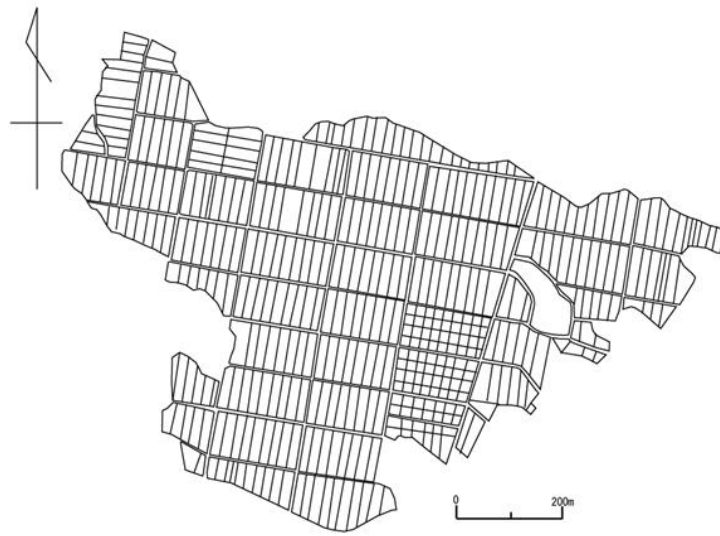
第 23 図 上越市三和区における大規模圃場整備の事業実施地域の区分と事業実施年度

注 : は実施対象外の地域，括弧内は事業実施年度を示す。

資料 : 三和区総合事務所提供資料より作成。

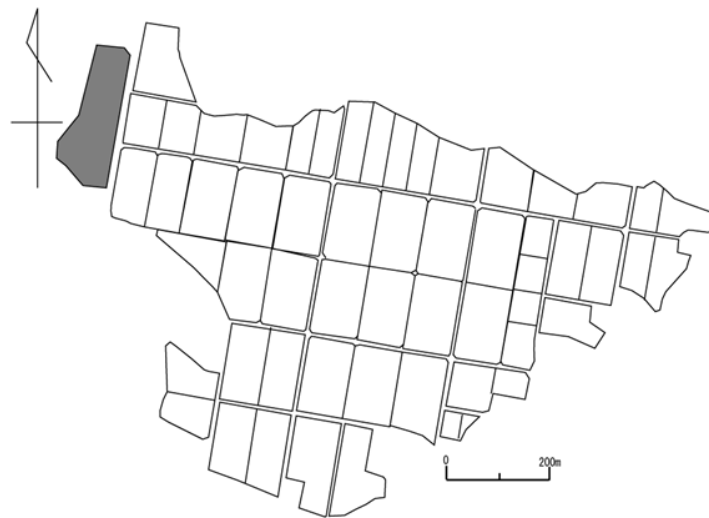
2-2 大規模稲作経営の基盤としての圃場整備事業の実施

三和区の圃場整備事業の実施状況を見ると，明治期から大正期にかけて事業の実施された地区もあるが，区内全域を対象に実施されたのは，1960年代中頃から70年代にかけてであり，これによって1筆当たり平均15aの圃場が整備された。しかし，これ以後は，1970年代後半から80年代前半にかけて第23図中の番号7の水科^{みずしな}，15の今^{いま}



第 24 図 大規模圃場整備事業実施以前の圃場区画（1975 年）

資料）上越市三和区総合事務所提供資料および空中写真より作成。



第 25 図 大規模圃場整備事業実施後の圃場区画（2010 年）

資料）上越市三和区総合事務所提供資料および空中写真より作成。

保の 2 集落の農地を対象に 1 筆当たり 20～30 a の圃場整備が行われたのみであった。

こうした状況下で、1994 年度から県営経営体育成基盤整備事業（大区画圃場整備）が実施され、三和区の圃場条件は大きく変化した⁴⁾。同事業の実施地域（第 23 図）では、1970 年代後半以降に圃場整備が行われた水科⁵⁾と今保、丘陵地に位置する農地を

除いた区内全域を8地区に分け、圃場1筆当たり50a～1haの大型圃場の造成を中心に、農業用水の暗渠化や農道の整備を行った。この事業の結果を示したが、第24図と第25図である。なお、圃場整備事業の事業完了年度は、事業開始年の1994年度段階で2004年度に設定されていたが、工期に遅れが生じ⁶⁾、事業計画に変更がされたことで2012年度に延期されている(第23図参照)。ただし、事業が完了した地区の農業を担う農家が不在の地区では、これまで地域農業を担ってきた営農意欲の高い個別農家が借地農地を増やすことで経営規模の拡大を進めており、一部には、圃場整備事業にともない借地農地を集積させ作業の効率化を図っている農家もみられる。

2-3 小 括

本章では、本研究の研究対象地域である新潟県頸城平野における大規模稲作経営の展開過程を明らかにした。新潟県上越市は、第2次大戦後に安定的な兼業機会先となる労働市場が地域内に創出されたことにより、兼業化が進展した。1960年代から70年代にかけて圃場整備事業が実施されたことにより、圃場が整形化された。営農意欲の高い一部の個別経営体が農地の賃貸借に基づいた経営規模の拡大を図り、地域農業を維持してきた。その後、1990年代から2000年代にかけて当地域において大規模圃場整備事業が行われ、圃場1筆当たりの面積が15a～20aから50a～1haへと大型化された。この事業の展開過程で、個別経営体をはじめとする特定の経営体が経営規模の拡大を進めていることが明らかになった。

注

- 1) 地方自治法および市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)に基づく制度であり、市町村がその区域内の地域に、市町村長の権限に属する事務を分散させつつ、地域住民の意思を反映しこれら事務の処理するため設置された組織である。特別区や合併特例区とは異なり、法人格は有せず、あくまで市町村内の組織として位置付けられている。詳細については上越市のホームページを参照。(URL ; <http://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/jichi-chiiki/jitiku.html> 2013年

11月29日検索。)

- 2) 合併当初は、新上越市を構成する旧13市町村ごとに設置されていたが、2009年には合併前旧上越市内に新たに15区が設置されており、現在では合計28の地域自治区が存在する。
- 3) 詳細については、納口(2005)や宮武(2007b, 2011)を参照。
- 4) 当地域における圃場整備事業の実施効果については、田畑(1997)や後藤(2000)による報告がある。
- 5) 水科地区では、1975年に旧三和村教育委員会による発掘調査が行われ、古墳時代後期の古墳群が発掘されている。同古墳群は1976年に国の史跡「水科古墳群」として指定されている(三和村編, 2003)。
- 6) 2010年度で三和南部と三和中部第2では区画整理の進捗状況が8割に留まっている。暗渠排水の整備が完了しているのは三和北部と上江保倉の2地区である。

第3章 上越市三和区における大規模個別経営体の事業展開

本章では、上越市三和区の大規模稲作経営体の事業展開について、当地域の稲作農業の一担い手である大規模個別経営体の実態分析を行った。まず、当地域における大規模個別経営体の全体的な特徴を捉え、個別経営体の事業展開の実態として農家経営体と企業経営体の事例を取り上げた。

3-1 大規模個別経営体の構成とその特徴

前章にて述べたように、三和区では、2000年代以降に農家1戸当たりの経営耕地面積の増加がみられており、これと合わせて、総農家に占める経営規模3ha以上の経営体の増加が顕著にみられる。そこで以下では、経営規模が10ha以上の大規模個別経営体の特徴を整理する。

第4表によると、2010年の段階で三和区には、田の面積が10ha以上を有する個別経営体は23存在する。経営規模別の経営体数をみると、30ha以上の経営体数は6、20～30haの経営体数は5、10ha～20haの経営体数は13となっており、これらに共通する点として、経営耕地の半数以上を借地によって賄っていることを指摘することができる。23経営体のうち、借地面積率が50%を超えているのは16経営体であり、そのうちの14経営体は、全体平均の57.6%よりも高い割合にある。とくに、経営規模20～30haの個別経営体の全てにおいて借地面積率が50%を超えており、その中でも、農家No.6の経営体は、経営基盤のほぼ全てが借地である。

さらに、各経営体の所在地をみると、大半の経営体が単独の農業集落に分散していることがわかる。その一方で、同一の農業集落内に複数の大規模個別経営体が存在する地区もみられる。これに該当するのは、沖柳、川浦、神田、大西の4地区であり、とくに、沖柳地区には経営規模30ha以上の経営体が存在する。ただし、これらの経営体の経営基盤の属性をみると、神田地区を除いて、自作地が大半を占める経営体と、借地が大半を占める経営体とに分化していることがわかる。

また、各経営体世帯主の年齢についてみると、23経営体中16経営体の世帯主が50歳以上（全体平均50.3歳）であるが、農家No1, 5, 8, 10のように、30代の世帯主も複数おり、稲作農業の全般的な問題として指摘されている農業労働力の高齢化は、

第4表 上越市三和区における経営規模10ha以上の個別経営体の田の面積

経営規模	農家No	世帯主 年齢	農業集落名	合計 (ha)	借地面積率(%)		
					自作地(ha)	借入地(ha)	
30ha～	1	32	沖柳	44.5	15.7	28.7	64.0
	2	54	柳林	39.8	16.8	23.0	57.6
	3	57	沖柳	34.0	21.8	12.2	35.7
	4	51	錦	32.6	13.2	19.5	59.0
	5	37	川浦	32.4	26.9	5.5	16.8
20～30ha	6※	56	浮島	28.0	0.4	27.6	98.4
	7	53	川浦	27.6	4.5	23.1	83.0
	8	34	下田	25.3	11.5	13.8	54.2
	9	59	水吉	22.2	8.9	13.3	59.3
	10	38	山高津	20.0	7.6	12.5	60.9
10～20ha	11	59	大東	18.1	7.7	10.4	56.8
	12	42	鴨井	18.1	16.8	1.3	7.3
	13	60	大西	15.9	9.2	6.7	42.1
	14	51	上田	15.5	9.2	6.4	40.6
	15	60	三村新田	15.0	9.2	5.8	37.9
	16	50	米子	14.3	2.3	12.0	82.5
	17	39	神田	13.1	4.4	8.6	63.8
	18	44	大西	11.8	2.9	8.9	74.8
	19	58	川浦	11.3	4.3	7.1	60.6
	20	61	神田	11.3	3.8	7.5	65.6
	21	58	今保	10.8	6.7	4.1	37.1
	22	52	末野	10.6	1.4	9.2	85.3
	23	51	本郷	10.1	1.9	8.2	80.4
合計				482.4	207.0	275.3	57.6

注1：※は企業経営体（株式会社・有限会社）を示す。

注2：表中の数値は2010年時点のものである。

資料：上越市三和区総合事務所提供資料より作成。

当地域においては顕在化していないことが指摘できる。

このように、上越市三和区の稲作農業の一担い手である大規模個別経営体は、その大半が借地による経営規模の拡大を進めていることが明らかになった。そこで次節以降では、個別経営体の事業展開について、個別の経営体の実態分析を通して考察する。対象とするのは、三和区内でも最大の規模を誇る農家経営体である農家 No. 1 の沖柳地区の農家 A と、個別経営体の中において借地面積率が最も高い農家 No. 6 の浮島地区の企業経営体である有限会社 B 社の 2 経営体である。

3-2 農家経営体の事業展開

3-2-1 対象の概要

三和区の北部の頸城区と隣接する沖柳^{おきやなぎ}地区の農家 A は、2010 年現在において同区内で最大の 48ha を誇る経営体である¹⁾。経営耕地面積の内訳は自作地が 17ha、借地が 31ha となっている。主な労働力は世帯主の男性(32 歳)を中心に、男性 3 名(30 代、40 代、60 代)の雇用である。雇用に際しては、ハローワークに求人広告を出し、応募者を募っている。雇用期間は農繁期に限定されているものの、労使の合意により、この数年は、この 3 名を継続して雇用している。農家 A が所有する主な農業機械は、トラクター 3 台(75 馬力、100 馬力、120 馬力)、田植機 1 台(8 条植)、自脱型コンバイン 2 台(5 条刈、6 条刈)を所有し、このほかに、農薬散布用のラジコンヘリを上越市内の他地区の大規模農家で管理している。なお、農家 A 宅の敷地内には、米の乾燥調製施設が併設されている。また、農業機械メーカーの I 社が、新型機械の走行実験や耐久性のテストを行うために農家 A の農地を利用しているほか、農業関連の研究機関が行う様々な試験に対して積極的に協力しており、三和区内外を問わず、稲作農業の担い手として認識されている。

農家 A が栽培する米の品種は、最大時に 13 品種であったが、現在では 6 品種に抑えている。販路は、全量を直接取引によって賄っており、JA との取引は行っていない。取引先は、大手ホテルをはじめ沖縄県を除いた全国の中小卸や小売店と取引関係にあるほか²⁾、インターネットによる消費者への直接販売を行っている。

3-2-2 農家経営体の農地の分布状況

農家Aが耕作を行っている農地についてみると、自宅兼事務所のある沖柳地区内には、5haに限られ、残りの43haは三和区内4地区（下中、北代、岡木、末野）と頸城区の1地区（青野）に分布している（第26図）。地区ごとの自作地面積は、下中が6ha、北代に4ha、沖柳に2ha、頸城区に4haとなっており、借地面積は、下中が2ha、北代が14ha、岡木が1ha、末野が13haとなっている。借地の契約は、三和区野農業委員会を仲介して締結しており、農地の貸し手とは相対契約は行っていない。

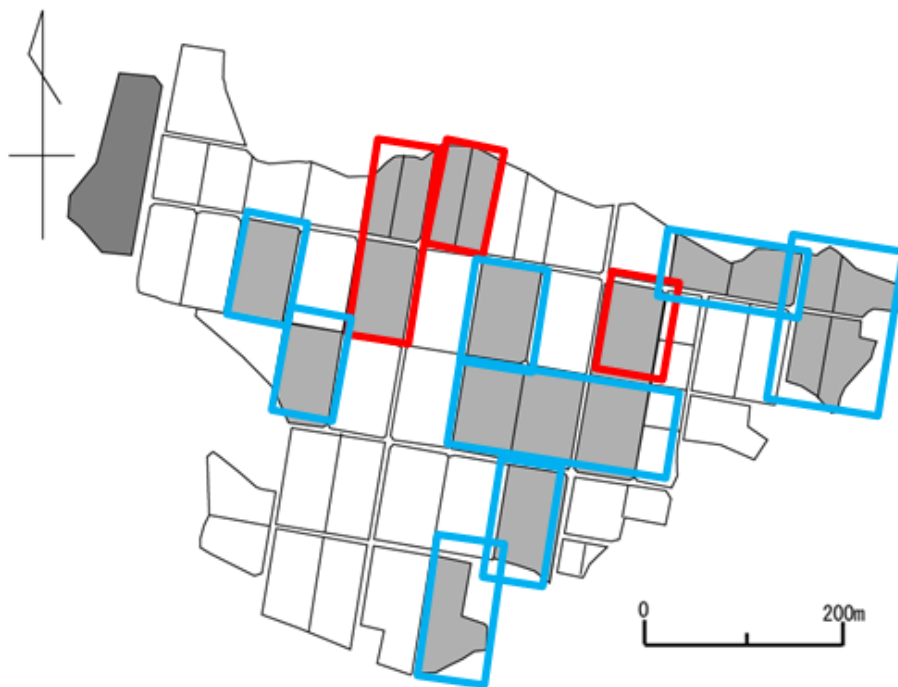
農家Aの経営をみると、段階的に経営規模を拡大させている。現在の世帯主の父親が1980年代頃から借地による経営規模の拡大を進めてきた。現在の世帯主が就農したのは2001年であり、2006年に父親の死去にともない農業経営を引き継いでいる。この時点で農家Aの経営規模は32haであった。

農地の圃場数は最大で約800筆あったが、圃場整備事業の完了にともない現在では約100筆に減少している。ただし、圃場数が膨大な数に及ぶことから、経営主自身、圃場の位置や農地の貸し手などを完全には把握できていない状況にある。この中で農家Aの借地が多く分布する北代地区（第27）では、圃場整備事業が実施される以前か



第26図 農家Aの農地分布状況（2011年）

資料：農家Aへの聞き取り調査より作成。



第 27 図 北代地区における農家Aの農地の分布状況（2011 年）

注：赤枠で囲った農地は農家Aの自作地，青枠で囲った農地は農家Aの借地を示す。

資料：農家Aへの聞き取り調査より作成。

ら賃貸借契約を締結していた。地区内には任意の営農組合が存在するものの、農家数の減少により組織としての活動を維持することが困難になり、具体的な活動は行っておらず休会状態にある。そのため、実質的に農家Aがこの地区の農業を担っている。

3-2-3 農家経営体をめぐる課題

農家Aの今後の経営方針をみると、現状の経営規模を維持することを当面の目的としており、経営規模の拡大については消極的である。これは、現経営主が現状の経営規模を適正規模と捉えていることが理由である。農家Aは全国規模で安定的な取引先を確保しているものの、米価低迷を理由に大幅な収益増が見込めないことに加えて、経営を維持する上で制度資金をはじめとする融資は利用しないことを経営理念としており、機械の修繕や施設の維持に必要な経費を自己資金で賄っている。そのため、現状の経営規模では、経営規模の拡大を行うための資材投資や労働力の増員にかかる費用をねん出できないという事情がある³⁾。

3-3 企業経営体の事業展開

3-3-1 対象の概要

企業経営体の成立要因と事業展開について株式会社（有限会社）の事業展開について整理する。対象とするのは三和区の中央部、^{うきしま}浮島地区に位置するB経営体（以下、B社）である。B社は1戸1法人の株式会社（有限会社）であり、2010年の段階で経営耕地面積は30.2haを有する。主な労働力は世帯主（56歳）1名であり、労働力の雇用は行っていない。世帯主が就農したのは1987年であり、1998年に有限会社化した。B社が所有する主な農業機械は、トラクター7台（25馬力、33馬力2台、43馬力、66馬力、105馬力、性能不明2台）、田植機1台（10条植）、自脱型コンバイン1台（6条刈）であり、先に取り上げた農家Aと同様に自宅に米の乾燥調製施設を併設している。トラクターの台数が多い理由は、離農者や知人から譲り受けたものや、耐用年数を超えた機械を処分せずに利用しているためである。なお、これらの施設の維持管理や新たな設備の導入に当たっては、JAのプロパー資金や、日本政策金融公庫スーパーL資金などの各種制度資金を利用している。

B社の米の栽培品種とその面積は、コシヒカリが15ha、こしいぶきが11ha、みずほの輝きが1.5ha、酒米のゆきの精が3.3ha、ゆうだい21、どんとこいがそれぞれ7aとなっている。B社では、独自のブレンド米を商標登録し、全国の米穀店と直接取引を行っているほか、酒米のゆきの精は、加茂市の酒造メーカーに販売しており、自社のホームページでも直接販売を行っている。

3-3-2 企業経営体の農地の分布状況

現在のB社が作業を行う農地の分布（第28図）をみると、自宅がある浮島地区を、隣接する^{いのくち}井ノ口と島倉のほか、^{ほっけじ}法花寺、^{みずしな}水科、^{しもなか}下中、岡田、^{こめご}米子の三和区全体に広がっている。経営規模の拡大を積極的に進め、貸し手側や、農業委員会からの依頼があった場合には、農地の場所を問わず引き受けてきた。

このうち下中、島倉、岡田では、2000年代に集落営農組織が相次いで設立されてお



第 28 図 有限会社B社の借地先地区の分布状況（2011年）

資料；有限会社B社への聞き取り調査より作成。

り，各組織に農地が集約されている。B社は，これらの組織が設立される以前より農地の借地契約を締結していたが，各組織の設立にともない，借地農地の返還を求められることはなかったが，農薬使用回数や農地管理方法を借地農地先の組織に合わせた作業を行っている。また，B社の借地が多く分布する水科では，1970年代に圃場1筆当たり20aから30aの圃場整備が実施されたものの，1990年代以降から三和区内で実施されている1筆当たり1haの圃場整備は実施されていない。これは，地区内での協議の結果でもあるが，地形条件の観点から圃場の大規模化を進めることが困難であるということも考えられる。こうした状況下において農業従事者の高齢化が進展することにより，地区内の農家が離農し，規模拡大先となっている。

3-3-3 企業経営体をめぐる課題

B社の今後の経営方針についてみると，経営規模を拡大させる意思があるものの，三和区の農業を取り巻く条件を踏まえると厳しい状況にある。これまでに述べたように，三和区には借地の引き受け手となる大規模個別経営体が一定数存在し，農地の貸し手側は借り手を選べる状態にある。これまでB社は，農地流動が発生し，貸し手側

からの依頼があった場合は場所を問わず引き受けてきた。しかし、三和区内で集落営農組織が相次いで設立され、組織に農地が集約される現状は、B社の経営規模拡大の可能性を阻害しているとも捉えられる⁴⁾。そのため、水稻単作経営から複合経営化へ移行することを検討しており、2011年からは露地野菜の栽培を試験的に始めている。また、津南町の農業団地の一角を借り上げることも検討しているが、三和区から津南町までは車でおよそ1時間半の距離にあるため、経営主はあくまで選択肢の一つとして検討しているに過ぎない。ただし、こうした経営方針を通して、経営主の強い企業家精神を読み取ることができ、これが現在のB社を存続させている大きな要因となっていると指摘することができる。

3-4 小 括

本章では、上越市三和区における稲作農業の一担い手である個別経営体の事業展開について、農家経営体と企業経営体の事例を取り上げ、分析を行った。当地域において個別経営体は、1980年代以降に増加する。これは、兼業の深化による離農者の農地を営農意欲の高い経営体が引き受けてきたことが関係している。

農家経営体の事業展開について具体的事例として取り上げた三和区沖柳地区農家Aでは、1980年代から農地の賃貸借を通して経営規模を段階的に拡大させており、現在では三和区で最大の経営規模を稲作経営体となっている。農家Aの経営基盤となる借地は三和区および隣接する頸城区の複数地区に分散しているものの、地域農業の担い手として地域全体において認知されており、借地先における圃場整備事業の実施を通して農地の集約化を図っており、労働生産性を向上させていることが明らかになった。

企業経営体の事業展開として取り上げた浮島地区の有限会社B社は、当初は農家経営体として農家Aと同様に、農地の賃貸借を通じた経営規模の拡大を進めたが、1998年に農業経営体としての経営基盤を強化する目的で有限会社化した。B社は圃場区画や耕作距離を問わず経営規模の拡大を進めてきたが、2000年代以降に借地先の地区において集落営農組織が設立されたことによって、更なる経営規模の拡大が困難になっており、経営方針の見直しを図るとともに、借地先の経営体間における協調・連携を図ることが経営を存続させるために必要になっていることが明らかになった。

注

- 1) ここでいう経営規模は、田畑の面積を合計した数値である、そのため、田の面積のみを記載した第4表とは、数値が一致しない。
- 2) これら取引先との契約は月単位で締結している。
- 3) 自己資金による農業経営の維持という農家Aの方針は徹底しており、農業関連の補助金額であっても、金額が少額である場合には、手続きが煩雑であることを理由に申請を行わないこともある。
- 4) 聞き取り調査によると、B社の代表は、三和区内における稲作農業の現状についてその担い手となる経営体が多く存在していることを疑問視している。とりわけ、経営体としては完全な営利組織ではない組織経営体（農事組合法人）が三和区内で相次いで設立されている現状に対しては否定的な見解を持っている。

第4章 上越市三和区における組織経営体の事業展開

本章では、上越市三和区の稲作農業の担い手である組織経営体の事業展開について取り上げる。まず、三和区全体における組織経営体の展開状況について、組織形態や経営規模を整理し、当地区の組織経営体の一般的な特徴を把握する。その上で、第3章と同様に、個別の経営体の事業展開を明らかにする。

4-1 組織経営体の構成とその特徴

まず、第5表から三和区において稲作農業を行う組織経営体の概要を整理する。同区では2010年の段階で合計10の組織経営体が稲作農業に従事している。組織経営体の耕地面積の合計は356.6haであり、そのうち畑の面積はわずか1.0haとなっていることからわかるように、水稻単作による農業生産が行われている。1組織当たりの経営耕地面積の平均は、32.4haになるものの、経営規模が最大の今保の46.1haと最小の岡田の16.0haには約30haの差がみられる。農業常時従業者¹⁾が最も多い番号4の窪は7名となっているものの、岡木、上広田、越柳の各地区のように、農業常時従事者が1名の組織もみられ、経営規模と労働力の間には明確な関係はみられない。

第5表 上越市三和区の集落営農組織一覧（2010年）

番号	農業集落名	組織形態	設立年次	経営耕地面積 (ha)			構成員総数	農業常時従業者数	構成員1人当たり経営耕地面積 (ha)
				合計	田	畑			
4	窪	N	2003	30.3	30.3	-	25	7	1.2
12	下中	N	2006	42.9	42.9	-	20	6	2.1
14	野	N	2007	30.5	30.5	-	21	3	1.5
15	今保	N	2006	46.1	46.0	0.1	36	6	1.3
21	島倉	N	2007	37.0	36.6	0.4	15	2	2.5
24	岡田	N	2009	36.2	36.1	0.1	10	2	3.6
32	岡木	N	2009	16.0	16.0	-	8	1	2.0
35	上広田	N	2007	22.1	22.1	-	12	1	1.8
36	下広田	N	2010	24.8	24.8	-	11	3	2.3
39	越柳	K	2007	40.5	40.5	-	5	1	8.1
合計				356.6	355.6	1.0	166	33	2.1

注1：番号は第20図中の三和区の農業集落番号と同じものである。

注2：「N」は農事組合法人、「K」は株式会社を指す。

資料：上越市三和区総合事務所提供資料より作成。

次に組織形態をみると、全 10 組織のうち農事組合法人が 9 法人と最も多く、これ以外は有志によって組織された株式会社が 1 社となっており、全組織は、一農業集落内に居住する農家を構成単位としている。各組織の設立年次についてみると、番号 4 の窪地区の農事組合法人が最も早く 2003 年となっているものの、その他の組織は全て 2006 年以降に設立されている。これは、2000 年代中頃より進んだ農業政策（水田畑作経営所得安定対策）への対応という意味もあるが、圃場整備事業が完了した後の農業生産の対応ということが指摘できる。

以上の内容を踏まえて、以下では具体的な組織経営体の事業展開について分析する。分析の対象となる組織経営体は、第 5 表の番号 4 の窪^{くぼ}地区の農事組合法人と、番号 12 の野^の地区の農事組合法人である。この 2 者を取り上げた理由であるが、窪地区の農事組合法人は、三和区内でも最も早く設立された組織経営体であり、他地区の組織とは設立理由や事業展開に大きな違いがみられることである。また、野地区の農事組合法人を取り上げた理由は、三和区内において組織経営体の設立が最も進んだ時期に同組織が設立されていることから、当地域における組織経営体の設立を特徴づける事例として考えられることである。

4-2 上越市三和区野地区における組織経営体の事業展開

4-2-1 対象の概要

上越市三和区野^の地区（以下、野地区と省略）は、三和区の西部、合併前旧上越市との境に位置する。地区の西部には、住宅団地が造成されており、幹線道路に小売店が立地している。また、隣接する稲原地区には、1980 年代後半に工業団地が造成されている。

4-2-2 組織経営体の成立過程

野地区において組織経営体が設立される直接的な要因は、三和区全域を対象とする大規模圃場整備事業が、同地区でも実施されることになったことである。野地区では、1960 年代後半から 70 年代にかけて実施された圃場整備事業により、圃場 1 筆当たり 15 a を平均とする圃場区画が造成されたが、これ以降に、圃場区画の変更をとまなう

事業が行われなかった。地区内の農業生産の主体は個別経営体であった。ただし、地区内の農家経営体の有志によって農業機械の共同利用組織が設立され、農作業の一部を組織化する取組みもみられていた。

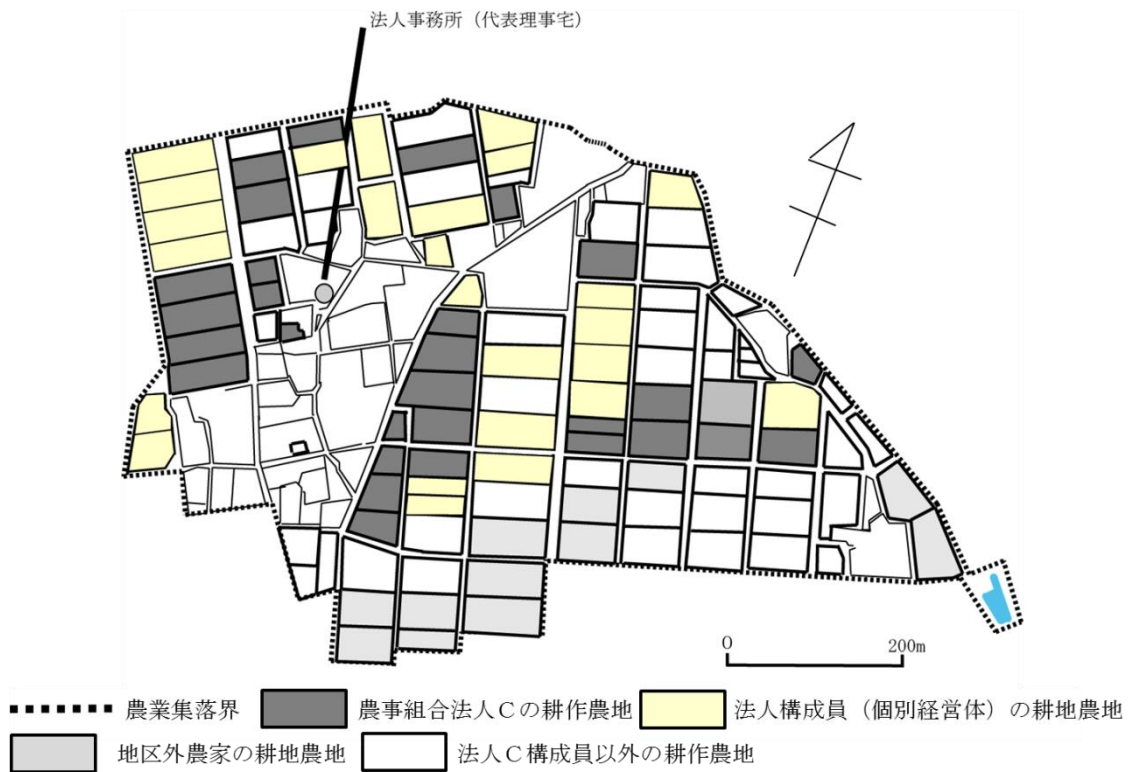
こうした状況下において当地区でも、圃場1筆当たり1haの大規模圃場整備事業が2002年度に開始された。地区全体の圃場整備が完了したのは2005年度である²⁾。この事業の完了にともない地区内の農業生産の効率化を進めるため、2007年に地区内の農家21戸で農事組合法人C（以下、法人C）を設立した。法人の設立に当たっては、旧三和村の村会議員を務めていたI氏が、地区内の合意形成を図る調整役として、法人参加予定者の利害関係の調整を行い、その後、法人代表を引き受けている。なお、I氏自身は、合併後上越市において導入されている地域自治区制度に基づき設立された三和区地域協議会の会長を2008年4月から2012年4月にかけて務めており、地域リーダーとして地区内外から認知されている。

法人Cの設立に当たっては、農業機械の共同利用組合を組織の母体としている。法人Cには野地区の農家経営体21戸が参加している。

2010年における法人Cの経営耕地面積は、30.5haであり、米および露地野菜の栽培を行っている。米の栽培品種はコシヒカリ、こしいぶき、もち米のわたぼうし、新潟県が推奨するみずほの輝き、の4品種である。法人Cが所有する主な機械はトラクター2台（73馬力）、田植機2台（8条植）、自脱型コンバイン2台（5条刈）、大豆用管理機1基である。米の乾燥調製作業はJAえちご上越の施設で行っている。

4-2-3 組織経営体における農地の管理状況

第29図から、法人Cの農地の管理状況について確認すると、法人Cは、野地区内の全農地を管理しておらず、地区内には法人C以外に複数の主体が存在することが明らかになる。野地区の農地の管理主体は、法人Cの耕地農地、法人構成員の中でも個別経営体として農業生産を行う経営体が耕作する農地、野地区外の経営体の耕地農地、法人Cに参加していない野地区の農家経営体の耕地農地の4形態に分類できる。



第29図 上越市三和区野地区における農地の管理状況（2011年）

資料：聞き取り調査および農事組合法人C提供資料より作成。

4-2-4 集落営農組織の活動をめぐる課題

法人Cにおける課題について検討する。設立時に法人構成員の全農地を法人に集約させることが決められていた。しかし、構成員の所有農地の全てが法人に集約されておらず、地区内の農業生産は法人経営と個別経営が並行して行われている(第29図)。構成員全21名のうち、所有農地全てを持ち込んでいるのは14名であり、その面積は21.2haになる。残り7名の持ち込み面積は9.3haとなっている。この7名は認定農業者であり、上越市の認定農業者の認定基準である経営規模(4ha以上)を維持するため、法人Cへの農地の持ち込み面積を抑えている。同時に、一部の構成員は、農地の購入を通じた規模拡大を進めている。

また、野地区の中で法人Cに参加していない農家が他地区の農家と農地の賃貸借契約を結ぶことによって、法人への農地の集積が進んでいないこと、これによって、法人としての経営規模の拡大が進まないことが課題といえる。将来的な法人の経営を考える上では、現状の個別経営と法人経営が並行している状態を維持するのか、法人設立時の理念に立ち返り、農地の一元化を図るのか、組織内での合意形成を図ることが必要になっている。

4-3 上越市三和区窪地区における組織経営体の事業展開

4-3-1 対象の概要

三和区窪地区(以下、窪)は、三和区の南部、合併前の旧上越市に隣接する集落である。地区の西部には、飯田川が流れ、地区の標高は平均20mの平坦地に住宅地と農地が立地している。2010年における地区の総農家数は26戸であり、その全てが第2種兼業農家ないし自給的農家である。

4-3-2 組織経営体の成立過程

窪地区における組織経営体の設立過程についてみると、当地区では1980年代後半までは農家経営体がそれぞれ農業経営を行っていたが、農家世帯内の世代交代と高齢化の進展にともない集落内の農業を維持することが困難となった。さらに、農業機械の導入や更新にかかるコストを負担に感じる農家もみられた。そこで、1990年に集落

内の一部の農家を中心に産産組合（以下、生産組合）が設立された。この生産組合は農業機械の共同利用が設立の主な目的であり、乗用トラクター1台、田植機1台、自脱型コンバイン2台、機械格納庫1基を導入した。その後、集落内の耕地が先に述べた大規模圃場整備事業の実施地域に含まれ、1筆当たり10～20aであった圃場が1haに大型化されることになり、集落の農業生産を維持する組織を設立する重要性が認識された。生産組合の構成員を中心に集落内の各農家と協議を重ね、2003年に農事組合法人D（以下、法人D）を設立した。

4-3-3 組織経営体における農地の管理状況

法人Dは設立と同時に、構成員の所有する農地を10a当たり2万円で借り上げており、播種から収穫に至るまでを一括管理している。ただし、法人の設立に当たり、集落内に居住する住民間で話し合いが行われ、その際に、法人Dが構成員の農地を借り上げることに對して一部の農家から「農地改革を連想させる」という理由から法人への参加に對して消極的な意見がみられた。しかし、生産組合に参加していた農家が中心となってこれらの意見を持つ農家を説得することで、法人への農地の集積が進んだ。法人Dの構成員は、経営方針の違いから不参加を表明した1戸を除いた25戸であり、実質的に1集落1法人の農業経営を行っている。法人構成員は各世帯の世帯主が務めており、運営方針は代表を含めた理事5名、幹事2名、運営委員6名の計13名による合同会議に基づいて決定されている。法人D設立後の生産組合の扱いは、当初は集落内で農業生産を担う組織を法人Dに一元化する予定であった。しかし、生産組合の活動は、法人Dに農業機械と格納庫の貸し出しを行う以外に、農業機械と格納庫が償却年数を迎える時期に解散することになっている。

法人Dにおける機械の利用状況をみると、乗用トラクター4台（75・33・23・22馬力）、田植機1台（8条植）、自脱型コンバイン2台（5条刈、4条刈）を利用している。これらの農業機械用の格納庫は生産組合から借り受けている。この中で、乗用トラクターの2台（23・22馬力）は、法人設立時に農家から買い上げた機械であり、それ以外はJAと大手総合商社が共同出資するリース会社から提供されているものを利用している。

第6表から2006年～2010年における法人Dの耕作面積の推移をみると、法人内の

耕作面積は、2009年度を除くと30ha前後で推移している。法人の経営耕地面積は、2010年に窪地区内内に30.2haあり、その内訳は水稲作が22.2ha、転作大豆が6.9ha、その他の畑および保全管理地が1.1haとなっている。さらに、同年は隣接する法花寺と水吉周辺の両地区の農地で作業受託を行っており、この面積（11.9ha）を含めると、法人全体の経営耕地面積は42.1haになる。2009年は、窪の農地を対象に圃場整備事業が実施され、耕作を行わなかったことから面積が減少している。

法人Dの生産の中心をなす米であるが、コシヒカリ、早生種のこしいぶき、中生種のどんとこい、もち米のわたぼうし、酒米の越淡麗の5品種を栽培しており、とくにコシヒカリには、いもち病の耐性を持つコシヒカリ BL⁴⁾を採用している。なお、全品種が減農薬・減化学肥料によって栽培されている。さらに、法人設立年の2003年にはエコファーマーの認定を受け、同年より新潟県特別栽培農産物等認証制度⁵⁾に基づく特別栽培米（コシヒカリ）を栽培している。米の出荷先はJAえちご上越が大半を占めているが、一部を静岡県内の複数の小売店に出荷している⁶⁾。なお、米の乾燥調製は、消費者への直接販売を行う際に付加価値をつけるために法人構成員が行っている。

第6表 農事組合法人Dの耕作面積の推移

年度	法人内耕作面積							作業受託面積		合計
	小計	水稲			転作大豆	畑・保全管理	計	水稲作業	大豆作業	
		コシヒカリ	こしいぶき	その他						
2006	21.7	10.7	3.6	2.7	6.7	0.9	29.3	0.7	-	30.0
2007	23.3	16.8	3.9	2.6	4.3	2.1	29.7	0.1	-	29.8
2008	23.4	17.1	3.8	2.5	3.4	3.1	28.9	-	2.2	31.1
2009	7.2	4.5	0.4	2.3	2.4	1.0	10.6	7.1	0.4	18.1
2010	22.2	10.6	9.0	2.6	6.9	1.1	30.2	11.9	-	42.1

注：水稲品種の「その他」はどんとこい、越淡麗、わたぼうしの合計を示す。

資料：農事組合法人D通常総会資料より作成。

第7表 農事組合法人D構成員の耕作面積（2007年）

	農家	属性	合計(a)	水稻品種別面積(a)			転作大豆(a)	畑・その他(a)	
				小計	コシヒカリ	こしいぶき			その他
窪集落	A	M65◎	246	234	214	20	-	12	-
	B	M52	229	165	41	42	82	64	-
	C	M70●	204	132	77	55	-	60	12
	D	F52	182	134	110	14	10	35	13
	E	M58	169	109	22	57	29	57	3
	F	M40●	168	165	134	31	-	-	3
	G	M57	154	134	63	33	38	15	5
	H	M64●	151	63	63	-	-	63	25
	I	M80●	143	127	121	6	-	15	1
	J	M62	136	63	53	10	-	13	60
	K	M58○	127	127	92	35	-	-	-
	L	M51	115	104	95	9	-	-	11
	M	M40	105	83	78	5	-	-	22
	N	M68	101	101	97	4	-	-	-
	O	M54	90	90	77	6	7	-	-
	P	M53	83	83	67	3	13	-	-
	Q	M75	81	61	57	4	-	8	12
	R	M54○	68	54	11	-	43	14	-
	S	M51	54	27	26	-	-	20	7
	T	M72	49	20	20	-	-	20	9
	U	M68	39	34	29	5	-	2	13
	V	M79	32	3	3	-	-	10	19
	W	-	24	24	23	1	-	-	-
	X	F80	24	24	24	-	-	-	-
	Y	M45	17	-	-	-	-	17	-
	Z	M49	7	-	-	-	-	7	-
小計			2,798	2,162	1,597	340	222	432	215
窪集落外	a	M?	37	37	37	-	-	-	-
	b	-	36	30	7	23	-	-	6
	c	M?	33	31	-	-	32	-	1
	d	M?	26	26	17	9	-	-	-
	e	M?	25	25	3	15	7	-	-
	g	M?	16	16	16	-	-	-	-
	小計			173	165	80	47	-	-
合計			2,971	2,327	1,677	387	261	432	222

注1：「M」は男性、「F」は女性、「数字」は年齢、「?」は不明、「-」は数値なし、

「◎」は代表、「●」は理事、「○」は監事を指す。

注2：Wは窪地区の自治会組織であるが、法人構成員として登録されている。

注3：bは新潟県農林公社を仲介した借地であるが、法人の耕作面積としてカウントされている。なお、

窪地区外の「a」から「g」は聞き取り調査未実施。

注4：水稻品種の「その他」には、どんとこい、わたぼうし、越淡麗が含まれる。

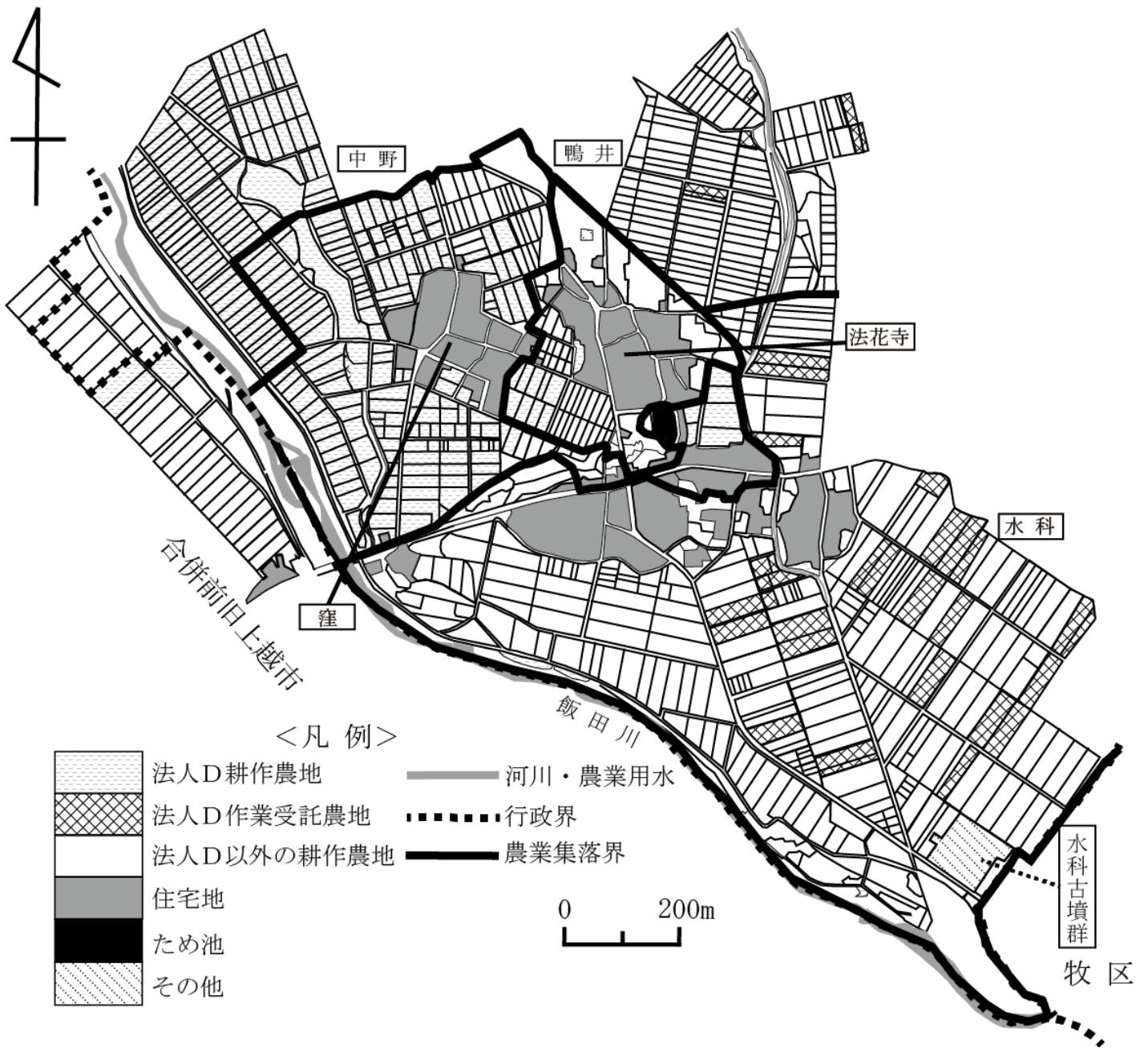
資料：農事組合法人Dへの聞き取り調査より作成。

米の品種別耕作面積をみると、圃場整備事業が行われた 2009 年まではコシヒカリを中心とした生産を行ってきたが、2010 年にはこしいぶきの面積が大幅に増加している。これは、法人が圃場整備完了直後の農地において減農薬・減化学肥料によってコシヒカリを栽培することが困難であると判断し、コシヒカリ中心の栽培を一時的に中断し、こしいぶきの栽培を行ったためである。さらに、作業受託面積の推移をみると、2008 年までは 1 ha 未満で推移していたものの、2009 年以降に水稻作付面積が急増している。

第 7 表から法人構成員の品目別の耕作面積を確認する。各構成員の経営耕地面積をみると、1 世帯当たりの平均耕地面積は 110a である。集落内で経営規模の最も大きい世帯番号 1 が 246 a、最も経営規模が小さい世帯番号 27 が 8 a となっており、構成員間での耕作面積に差がみられる。窪地区は県営経営体育成基盤整備事業の対象地域に属しており各階層とも農業生産は水稻作を中心としており、生産調整政策の転作物である大豆の栽培をおこなっている。しかしながら、大規模農家層とそれ以外の階層において農業生産に差異はみられない。集落内で最大の耕作面積を有する A 構成員（法人代表）の 246 a をはじめとする面積 200a 以上が 3 人、150～200 a が 5 人、100～150 a が 6 人、50～100 a が 5 人、50 a 未満が 7 人となっており、耕作面積が突出して大きい農家は見られない。

法人 D の農業生産を中心的に担っているのは、所有農地 100 a 以上の構成員であり、コシヒカリを中心に栽培する構成員、コシヒカリと転作大豆を栽培する構成員、こしいぶきとその他の品種を栽培する構成員に分けられる。各品種の栽培状況をみると、Y と Z を除いた全ての構成員がコシヒカリを栽培している。栽培面積の広い構成員は、栽培管理が複雑な減農薬・減化学肥料栽培によるコシヒカリの栽培を行っており、コシヒカリ以外の品種の栽培面積は少ない。こしいぶきは、地区内の 26 名中 18 名の構成員が栽培を行っているものの、とくに、耕作農地 150 a 以上の構成員が栽培を担っている。栽培面積の広い B、C、E の各構成員は、その他の品種と転作大豆の栽培面積が多い状況にある。

法人設立後は、各構成員が自らの農地を中心に耕作を行っていたが、2007 年に管理上の問題から稲の根腐れが起り、収穫量が減少したため、2008 年からは一部の構成員に栽培の管理が一任されている。ただし、法人内の取決めによって、構成員は所有する農地の畦畔の除草作業を年 4 回行うことが義務付けられており、このほか田植時や収穫時への参加も求められている。作業に対して支払われる労務費は 1 時間当たり



第30図 農事組合法人Dの農地の分布状況（2007年）

資料：聞き取り調査より作成。

1,000円であり、その他の作業内容や使用機械に応じて決められている⁸⁾。構成員は毎月の出役内容と時間を記録し、法人代表を務めるA構成員へ申請することになっている。これは法人が請け負う作業と個々の構成員が請け負う作業が分業されていることを意味し、効率的な形態とはいえない。しかし、法人設立時に農地を一元化することに対する否定的な意見への対応、構成員の意識の差異に配慮した農業生産を行っているとも読み取れる。

次に第30図から2007年の法人Dの耕作状況をみると、窪地区の耕作農地は、住宅地のある北西および南東の地区外にも及んでいる。これは法人Dの構成員の所有農地が地区内に限定されていないことを意味する。ただし、圃場1筆当たりの面積からもわかるように、窪周辺の農地は、法人の設立後も圃場1筆当たり50a～1haの圃場整備事業は行われていない。また、旧上越市にも法人の耕作地がみられるが、これは法人構成員が所有していた農地である。

作業受託農地の分布をみると、法花寺の農家から依頼されている農地は、地区の北東に点在しており筆数は少ない。これは任意組織の営農組合や他集落の個別農家が耕作を行っているためである。また、水科の作業受託農地は、筆数は法花寺周辺に比べて多いものの、農地の集積が進んでいるとは言い難い。ただし、圃場1筆当たりの面積は、窪周辺の圃場が1筆当たり10～20aであるのに対して、水科の中には1筆当たり30aの圃場もみられる。水科では1970年代の後半から80年代にかけて圃場整備事業が実施されたものの、地区内で農業経営の縮小や離農が進んだため借地農地が発生している。そのため、法人D以外にも三和区内に居住する個別農家が借地契約に基づいて耕作を行っている。

4-3-4 組織経営体の経営の推移

次に法人Dにおける2006年度から2010年度における経営状況の推移を第8表から整理する。収入状況を見ると、2008年度に4,325万円となっている以外は、毎年およそ3,000万円台で推移している。2007年度におけるコメ販売額が他の年度に比べて少額となっているのは、先に述べたとおり収穫前に稲が根腐れを起こし収穫量が減少した影響である。また、圃場整備事業が実施された直後の2010年度は、米の販売額は2,000万円を超えているものの、圃場整備が実施される以前の土壌の状態に回復して

いないため、収穫量も減少している。

営業外収益は年度ごとに変動しているものの、2007年度までは1,000万円に達していなかったものの、2008年度から2009年度には1,300万円台まで増加し、2010年度には約1,100万円まで減少している。営業外収益の内訳は、転作大豆の奨励金をはじめとする各種補助金であり、法人の経営は農業生産を通して得られる収入によって成り立っているとも捉えられるが、農事組合法人は営利法人と公営法人の中間に位置する組織であり、収支のバランスを踏まえた経営を行っていることが推察できる。

次に、支出状況をみると、圃場整備が実施された2009年度を除いて、毎年3,000万円台の支出がある。支出の中で最も高額なのが生産経費であり、この中で構成員に支払われる項目としては、法人構成員の農地の賃貸料、労務費、役員報酬がある。この中で労務費は2006年度に1,200万円であったが、2007年以降は700万円台に減少している。これは先述したとおり、法人による農業生産が一部の構成員によって担われるようになったことを反映している。また、法人を設立するにあたり構成員から出資金を募っている⁹⁾。そのため、構成員への労務費の支払いは、出資者に対する利益の配当という側面が強い。

第8表 農事組合法人Dの経営状況の推移

費目		年度				
		2006	2007	2008	2009	2010
収入	米販売額	2,512.3	1,901.2	2,939.8	978.9	2,028.4
	大豆販売額	208.8	28.2	32.2	35.6	40.0
	受託料	113.6	115.9	36.4	58.7	67.0
	営業外収益	930.6	996.9	1,317.3	1,387.4	1,125.7
	特別利益	-	-	-	19.0	23.3
	合計	3,765.3	3,042.3	4,325.8	2,479.6	3,284.4
支出	材料費	422.6	420.6	504.3	216.9	513.4
	労務費	1,274.1	797.9	718.8	304.3	791.5
	生産経費	1,603.4	1,781.1	1,689.3	949.5	1,872.9
	販売・一般管理費	436.4	317.1	323.9	304.3	387.2
	営業外費用	-	0.1	535.7	-	-
	特別損失	-	-	141.1	319.0	-
	税金	14.6	0.7	67.0	94.5	7.0
	合計	3,751.0	3,323.7	3,980.1	2,188.5	3,572.0
当期収益	14.3	-281.4	345.7	291.1	-287.6	

注：単位は万円、-は数値なしを示す。

資料：農事組合法人D通常総会資料より作成。

これまで法人Dの経営収支をみてきたが、過去5年間で黒字を計上しているのは2006年、2008年、2009年の3年度であり、残りの2年度はいずれも赤字を計上している。ただし、2009年度は圃場整備が実施されており、通常の農業生産を行い、黒字を計上しているのは2006年度と2008年度に限られる。こうした状況を踏まえても法人Dの経営は、いずれの年度でも支出の各項目の金額を補うだけの利益を得られておらず、転作奨励金や各種補助金などの農業生産をとおして得られる以外の収入によって法人経営が維持されている。

4-3-5 組織経営体の経営維持に向けた取組みと課題

法人Dの経営は農産物の販売や作業受託といった事業収入に限らず、補助金や奨励金などの収入を得ることを前提とした経営を行っている。法人Dの設立理由は、窪地区内の農地管理や農業の維持であるため、この目的を達成するためには政策補助を積極的に受け入れることを厭わない経営方針である。ただし、法人の経営を維持する上でこうした経営のあり方は、法人の経営に直接関与する役員を中心に問題であると認識されている。そのため、法人Dは農産物の販売収益を増加させる活動として、個人消費者の確保と、取引関係にある小売店との関係の強化の2点に力を入れている。

個人消費者の確保に向けた活動では、法人の構成員が親戚縁者に譲り渡していた縁故米を、法人を通して販売する方式に変更した。その実施に際し、法人設立直後に親戚縁者の住所を記載したリストの提出を求めたが、第三者の個人情報を提供することに対し構成員の同意が得られず一度は頓挫した。しかし、2007年に収穫量と販売額が減少したことを受けて、構成員内で法人経営の維持に対する危機感が高まり、再度、構成員間で協議した結果、合意を経て親戚縁者への販売を開始することになった。また、2010年にはホームページを開設し、インターネット上¹⁰⁾でコシヒカリ、こしいぶき、どんとこいの3品種の販売を開始している。どんとこい以外は精米済みのものと玄米の2種類を販売している。

米穀店との取引関係の強化については、2003年に法人Dが三和区内で減農薬・減化学肥料栽培をおこなう農業者グループS（以下、グループS）に参加したことを契機に、静岡県内の複数の米穀店との取引を開始した。グループSには、法人D以外に第20図の農業集落番号17の大西、26の山高津^{やまたかつ}、34の広井の各地区に居住する個別農家

約 10 戸が参加している。法人Dでは、グループSに参加した 2003 年からは毎年 9 月に米穀店が消費者を対象に実施している稲刈り体験を受け入れ、法人構成員宅を消費者の宿泊先として提供している。さらに、毎年 3 月に法人構成員が米穀店に出向き、店頭で米や郷土料理の直接販売を行っている。

グループSが米穀店との交流を開始したのは、2000 年のことであるが、それまでは旧三和村農協が主体となって小売店と取引関係を築いてきた。小売店は不作に見舞われた年でも、取引を見合わせることはせず、平年と同じ価格で仕入れを行っており、消費者に販売する際にも、不作時にはその旨を消費者に説明している。法人Dは、グループSに参加することで、取引先を獲得する機会を得ており、構成員の営農意欲の向上や、構成員間の連携強化といった経済的な指標では測れない効果がみられる。

これまでに、窪における農事組合法人Dの活動実態をみてきたが、集落営農組織の活動が地域農業の維持に果たす役割を検討すると、以下の 2 点を指摘することができる。第 1 に、作業受託の実施を通じた周辺集落の農地の維持管理を行う主体としての役割である。法人Dは、窪の農地を維持することを目的に設立された組織であり、営農意欲の高い構成員のみで法人が組織されたわけではない。法人Dの構成員の中で今後も法人が行う活動に対して積極的に関与する意志を示しているのは、A、H、J に留まり、それ以外の大半の構成員が現状維持を志向している。また、法人の経営は農業政策による各種補助金に受けることで維持されている状況にあるものの、法人Dが作業受託者として周辺集落の農地の維持管理も行っている。こうした現状をみる限り、法人の設立目的であった集落内の農業維持することのみに留まらず、地域農業の維持にも一定の役割を果たしていると指摘できる。

第 2 に、販売先との米穀店との関係を通じた消費者との交流の効果である。取引関係にある米穀店を通して消費者と交流の場が存在することは、消費者に対して法人Dや窪で栽培された米を印象付けるだけでなく、米産地としての三和区の認知度を高める効果がある。消費者に農作業の体験の場を提供することは、消費者の農業生産に対する理解を深める効果があり、安定的な取引先の確保にも繋がると考えられる。さらに、消費者との交流は、法人構成員が農業を継続するための動機づけの役割も果たしている。

集落営農組織の抱える課題について検討する。法人経営が今後も維持されるためには、従来から取引関係にある米穀店との関係を継続することで、消費者との交流を今

後も維持し、販路の確保に努めることが必要になる。しかし、将来的な法人経営を見据えると、構成員の減少に歯止めをかけ、産の農業を担う人材の育成・確保が不可欠になる。これには法人の活動を中心的に担ってきた構成員の高齢化が関係している。法人の活動に今後も関与する意欲がみられるものの、法人の将来的な存続を不安視する声がみられる。法人の設立当初は、他集落での作業受託の実施を通して経営規模を拡大させることも検討されていたが、法人設立から時間が経過する中で、こうした意見は次第に薄れ、設立目的である集落内の農地維持を重視するようになっている。

その一方で、一部の構成員からは法人の活動に対して消極的な意見もみられる。法人設立以前に他地区に居住する農家に作業委託を行っていたO構成員は、法人設立に合わせて作業委託契約を解除し法人Dに参加している。法人設立以前は借り手である農家に全作業を委託していたが、法人Dは全構成員に対して作業出役を求めており、法人に参加したことで農作業の負担が増したと認識している。また、所有農地が零細な構成員の中には、将来的に離農することを検討している構成員（Z）もあり、法人からの脱退も視野に入れている。こうした法人の活動に対する消極的な意見がみられる中で、全構成員に課している畦畔の除草作業を行わない農家も現れている。法人運営を中心に担う構成員からは、作業に出役しない構成員に対して不参加金となる作業料を徴収することも検討している。また、法人Dが参加する農業者グループでの消費者との交流でも、「自分の家を見ず知らずの他人の宿泊先」として提供することに難色を示している構成員もみられる。

このように、法人Dの抱える課題には、農業生産にかかわる部分とそれ以外の部分の双方で明らかになっている。法人が今後も存続するためには、構成員の確保は不可欠であるが、構成員の意識の変化に合わせて組織の形態を変化させていくことも必要になると考えられる。法人の経営規模を踏まえても、構成員を雇用するだけの経営に余裕はなく、集落内に居住する農外労働力、とくに現在の構成員の子世代（30～40代）や定年退職を間近に控える50代後半から60代前半の居住者を法人の構成員として取り込み、経営の維持を図ることも必要になる。現在、法人構成員の中には、子世代と同居している者もみられるが、そのほとんどが農外就業者である。法人Dが集落全体の農業を一括して行っている現状では、農作業を行う機会も各農家で農業生産を行っていた時と比べて減少している。また、農事組合法人という組織的特徴から議決権を与えられているのは構成員に限られており、構成員以外の意見を組織の活動に反映さ

せることは現状では難しい状況にある。法人の存続を考える上では、こうした状況を改善し、集落に居住する多くの住民の意見を法人の活動に反映させる仕組みを構築することが必要になると考えられる。さらに、現在は全構成員に求められている畦畔の草刈り作業も営農意欲の高い構成員が代替していくことも必要になると考えられる。

4-4 小 括

本章では、上越市三和区における農業の担い手である組織経営体の事業展開を明らかにした。当地域では、2000年代中頃に農事組合法人を中心とする組織経営体が相次いで設立されている。

野地区では、地区内に存在する営農意欲の高い農家経営体が、経営規模を縮小させる農家や離農者の農地を借地ないし購入することによって地区農業を維持してきた。その後、2005年に地区内で実施された圃場整備事業が完了したことにより、1筆当たり1haを中心とする圃場が新たに造成されたことによって、地区内の営農意欲の高い農家間において、農業生産性の向上と作業の効率化を図るための組織を設立する必要性が認識され、2007年に農事組合法人C（法人Cと省略）を設立した。法人Cでは、農業機械の共同利用や農地の一括管理が行われており、地区の農業を維持している。

しかし、法人構成員の中には、個別経営体としての経営を維持するために、法人への農地の提供を抑えている構成員もみられ、法人としての経営規模の拡大は停滞している。また、法人の活動に参加していない農家の中には、三和区内の他地区の個別経営体に所有農地を借地として提供する者や売却を行う者もみられている。このことは、圃場整備事業の完了に合わせた労働生産性の向上という目的で設立された法人の位置づけを根本的に問い直すものとなっている。そのため、将来的な法人の活動を考える上では、現状の複数の経営主体によって地区の農業を維持するのか、法人の設立当初の理念に基づいて地区の農業生産を法人Cに一元化させるのか、岐路に立たされていることが明らかになった。

もう一つの集落営農組織の事業展開として取り上げた窪地区の農事組合法人D（法人D）の事業展開をみると、当地区では1980年代後半まで農家単位での農業生産が行われてきたが、兼業化の進展や農業従事者の高齢化にともない地区内の農業を維持す

ることが困難になった。そのため、1990年代に地区内の有志が農業機械の共同利用を行う生産組合を設立することで地区の農業の維持を図ってきた、その後、三和区内で大規模圃場整備事業が実施され、窪地区も事業実施地区に含まれたことにより、2003年に生産組合を母体とし、地区の農業維持を目的とする法人Dを設立した。法人Dは経営方針の違いから参加を見合わせた1戸を除いた地区内すべての農家が参加しており、農業機械の共同利用や農地の一括管理を進めることによって、地区の農業を維持している。

法人Dの農業生産活動は、原則的に特定の構成員が担っているものの、一部の作業（畦畔の草刈り作業）で全構成員の出役が課せられており、地区のコミュニティの維持に一定の役割を果たしている。さらに、農業の維持が困難となった隣接地区の農地において作業受託も行っており、窪地区の農業維持という法人の設立当初の目的に留まらない地域農業の維持にも一定の役割を果たしている。また、消費者との交流をとおして、消費者に窪地区や法人Dに留まらない三和区全体の農業に対する理解を深める効果をもたらしている。しかし、法人の活動を今後も存続させていくためには、更なる収益確保が課題となっている。また、これまで法人の活動を担ってきた構成員の高齢化や、構成員間の価値観の相違による課題も生じており、法人の将来の活動を中心的に担う構成員の確保や、構成員の意識の変化に対応した組織運営を行う必要がある。

注

- 1) 1年間の農業従事日数が150日を超える農業者を指す。
- 2) 聞き取り調査を行った2011年の段階では、用排水路の暗きょ化は完了しておらず、圃場整備事業は実質的に完了していない。
- 3) 法人の事務所は、代表を務めるI氏の自宅である。法人Cの作業面に関わる話し合いは、I氏の自宅や野地区の自治会館にて行われており、法人の年間の活動報告を行う通常総会は野地区の自治会館にて行われている。
- 4) BLは、Blast Resistance Lines（いもち病抵抗性系統）の略であり、新潟県が平成17年産米より導入している。なお、市場では通常のコシヒカリと区別されておらず、新潟産コシヒカリとして流通している。詳細は、新潟県農林水産業HPを参照。

(URL:<http://www.pref.niigata.lg.jp/nosanengei/1204823747830.html>/2012年9月17日検索)。

- 5) 1998年から実施されている制度であり、新潟県内で生産された米、大豆、野菜、果実、茶（製茶を含む）が認証対象となる。認証に当たっては栽培期間中に農薬の使用回数および化学肥料の使用料を慣行栽培の5割以下に削減して生産することが求められる。栽培面積の基準は、水稻と大豆が1区画当たり概ね10a、それ以外は2aとされている。
- 6) 静岡市をはじめ浜松市の米穀店との取引を行っている。主に取引を行っているのは静岡市内の約10軒の米穀店である。
- 7) JAえちご上越が管理するントリーエレベーターの利用額と同額の30kg一袋当たり620円で行っている。
- 8) 草刈機が312円、軽トラックが250円、動力噴霧器が375円、トラクターは運搬のみ場合が250円、整地を行う場合が1,000円となっている。
- 9) 法人を設立するに当たり、窪地区内に居住する構成員から出資金を募った。出資金の金額は1口当たり1万円である。
- 10) 各品種の価格は、コシヒカリの場合、1袋（30kg）当たり玄米で12,000円、精米済みのもので12,500円となっている。同様の量でこしいぶきは玄米で10,000円、精米済みのもので10,500円となっている。また、コシヒカリは10kg当たり5,100円で販売している。

第5章 大規模稲作経営体の事業展開における共通性と差異

前章までは、上越市三和区における大規模稲作経営体の事業展開を個別経営体と組織経営体のそれぞれの事例から明らかにした。本章では、上越市三和区の大規模稲作経営体の事業展開における共通性と差異を明らかにし、当地域における大規模稲作経営体の成立要因を考察する

第3章と第4章において取り上げた大規模稲作経営体の成立要因を整理したのが第9表である。まず、当地域における稲作農業の担い手である大規模経営体は、個別経営体と組織経営体の2種類に大きく分けられ、さらに、個別経営体は、農家経営体と企業経営体に分けられる。その一方で、当地域の組織経営体は、単独の農業集落を構成単位とする集落営農組織が中心であり、いずれも農事組合法人の組織形態を採用している経営体が大半を占める。経営体の設立時期をみると、企業経営体は1990年代後半に設立されたのに対して、組織経営体の設立時期は2000年代以降である。また、農家経営体では2000年代中頃に経営主の交代を迎えている。各経営体の前身となる経営形態では、企業経営体は農家経営体を発展させる形で現在の経営形態に移行しているのに対して、組織経営体の場合には、機械の共同利用組織や有志による営農組合といった組織を基に組織経営体を設立させており、前身となった組織は、現在でも形式的に存在しているという共通性がみられる。

その一方で、経営体ごとの労働力構成には差異がみられる。農家経営体の場合、経営主を中心とする家族労働力に加えて、農繁期のみ契約で雇用労働力を利用しているのに対して、企業経営体は、経営主を中心とする家族労働力のみによって農業生産を行っている。両者にみられる差異の要因には、両者の経営規模の差が関係していると読み取れる。経営規模の差は、経営規模の拡大を進めた時期と関係している。農家経営体である農家Aの場合、現経営主の父親が1980年代より借地による経営規模を段階的に拡大させることによって、経営体としての基礎を築いてきた。これに対して、有限会社であるB社は、1980年代後半に現経営主が就農した当初の経営規模はおおよそ3haであり、これ以降、急激に経営規模の拡大を進めてきた。B社が経営体として規模の拡大を進めた時期は、当地域の個別経営体の中でも後発であり、こうした時間的なハンデを克服し、経営体として独立するために企業化したという背景がある。そのため、経営規模としても労働力を雇用するまでに至っていないことから、家族労働力

第9表 上越市三和区における大規模稲作経営体の成立要因

	個別経営体		組織経営体	
	農家経営体	企業経営体	集落営農組織Ⅰ	集落営農組織Ⅱ
所在地 経営形態	沖柳地区 農家A	浮島地区 有限会社B	野地区 農事組合法人C	窪地区 農事組合法人D
設立時期	2006年 (現経営主に引き継ぎ)	1998年 (現経営主の就農1987年)	2007年	2003年
組織の前身	農家経営体	農家経営体	農家経営体 機械共同利用組織	任意の営農組合 (地区内有志)
労働力構成	家族労働力 雇用労働力	家族労働力	法人構成員 (特定の構成員)	法人構成員 (全構成員)
経営耕地面積	48.0ha (借地31.0ha)	30.2ha (借地29.8ha)	30.5ha (借地30.5ha)	42.1ha (借地30.2ha) (受託11.9ha)
経営耕地の 属性と分布	主に借地 複数地区に分散 他地区の特定地区 に集積	借地中心 複数地区に分散 自地区内に集積	借地限定 自地区内のみを集積	借地限定 自地区と他地区に 分散
販路	直接取引：100% (中小卸、小売、 消費者など)	直接取引：100% (中小卸、消費者、 酒造メーカーなど)	JA：80% 直接取引：20% (消費者)	JA：60% 直接取引：40% (小売、消費者)
存続の主要因	経営主の独立心 革新的な経営方針	経営主の企業家精神 ブレンド米の販売 借地先地区との協調関係の構築	組織構成員間の協調 将来的な地区農業の担い手 としての位置づけ	法人代表の強いリーダーシップ 小売・消費者との交流事業

資料：現地調査より作成。

で農業生産を行っている。

組織経営体における労働力構成は、組織の構成員であることには変わりはないものの、その作業内容には差異がみられる。野地区の農事組合法人Cは、法人構成員をグループ分けすることによって、営農意欲の高い構成員に作業を集中させている。これに対して、窪地区の農事組合法人Dでは、中心となる作業は特定の構成員が行うものの、全構成員に対して畦畔の除草作業が義務付けられているほか、田植時と収穫時には最低1度の出役が求められている。

経営耕地の属性と分布についてみると、全ての経営体が借地を中心としているものの、その分布については大きな差異がみられる。農家経営体の農家Aの場合、地区内に抱える借地よりも他地区に借地を求めており、三和区内の複数地区と三和区外に借地を抱えている。農家Aの圃場の分散を確認すると、一見して非効率的な状態といえ

るが、特定地区での借地の集積に成功している。これは、農家Aが担い手不在の地区において、長年借地の耕作を行ってきたことにより、貸し手側から農業の担い手として認知されていることが関係している。さらに、借地先地区から担い手としての信頼を得たことによって、農家Aでは1990年代から2000年代にかけて実施された大規模圃場整備事業をとおして、借地の集積を図りつつ、借地を自作地化する動きも進めている。

企業経営体であるB社の経営耕地の属性をみると、ほぼ全てが借地である。自地区には、企業経営体以外の経営体が存在しないことから、地区内の耕地を借地として集積させているが、これ以外にも複数地区に借地が分散している。この状況を経営主はやむなしとしている。現経営主は経営規模の拡大に積極的でありながらも、当地域の大規模稲作経営体の半数以上が借地を経営基盤としており、経営規模を拡大する時期が三和区の個別経営体の中でも後発に属しているため、経営規模を拡大させる借地の場所や耕作条件を選びながら経営規模を拡大させることは極めて難しい状況下にあることが指摘できる。

組織経営体の経営耕地の属性とその分布をみると、両者とも地区内に集積しているという点では共通しているものの、野地区の法人Cの経営耕地は、地区内のみであるのに対して、窪地区の法人Dは、地区内を中心としつつも、隣接地区において作業受託を行っており、地区内外に借地がみられる。また、地区内農地の集積の度合いをみても、両者の違いが明確になる。法人Dには窪地区のほぼすべての農家が参加しており、実質的に1集落1法人の形態であるのに対して、野地区では、法人C以外にも複数の経営主体が地区内で農業生産を行っており、この中には、法人Cの活動の中心を担う構成員も含まれている。法人Cは、大規模圃場整備事業の完了に合わせた個別経営体の労働生産性の向上を目的に設立された組織であるが、地区内には個別経営体としての存続を図るために、法人への農地の提供を抑えている実態が明らかになる。

次に、各経営体の販路についてみると、個別経営体は農家AとB社ともにJAへの出荷は行っておらず、全量を直接取引によって賄っており、取引先は全国各地に点在することが共通点として見出せる。この中でも、企業経営体であるB社は、商標登録を行った独自のブレンド米の販売に力を入れるとともに、県内の酒造メーカーとの取引を行っているなど独自の動きをみせている。ブレンド米の販売を重視している理由としては、企業経営体の経営基盤となる借地が複数地区に分散しており、栽培環境の統

一が困難であることが関係している。こうした取り組みは、特定の地区に借地を集積させることに成功している農家経営体にはみられない取り組みであり、両者の大きな違いである。

組織経営体における販路をみると、いずれも JA 出荷を中心としているが、野地区の法人Cは、窪地区の法人Dと比べて JA への出荷割合が高い状況にある。これは、法人Cが個別経営体の労働生産性の向上を優先しているため、作業面では協調しているものの、法人として販路の確保に向けた具体的な取り組みを行っていないことが理由である。その一方で、窪地区の法人Dは、実質的に1集落1農場であるため、法人Cよりも直接取引の割合が高い。法人Dでは、減農薬・減化学肥料に基づく特別栽培米の生産を行う農業者グループに参加し、小売店や消費者との交流事業を進めており、今後はこれら主体と関係を強化することによって、直接取引の割合を高めていくことを志向している。将来的には補助金への依存体質から脱却するとともに、経営体としての自立を目標としており、今後は直接販売の割合をさらに増やしていく方針を掲げている。

ここまでの経営体の事業展開を踏まえて、それぞれの存続の主要因を考察すると以下の通りになる。

農家経営体における存続の主要因としては、経営主の独立心と革新的な経営方針が挙げられる。これらは、取引先の確保や自己資金による経営維持といった農家Aの現在の経営方針から読み取ることができる。先代の経営主が築いてきた借地による経営規模拡大という現在に至るまでの農家Aの経営基盤を維持させるとともに、現経営主も借地の増加を通じた経営規模の拡大を進めている。

企業経営体における存続の主要因としては、経営主の企業家精神や、借地先地区との協調関係の構築が考えられる。B社では現在の経営主が就農して以来、制度資金を利用しつつ、現在に至るまで経営規模の拡大を進めてきた。ただし、B社は、三和区内の農家経営体の中でも後発にあるため、圃場の形状や距離に関わらず借地を引き受けることが、経営規模の拡大させる重要な手段であると認識している。この過程でB社は農家経営体から経営基盤を強化するために、現在の会社組織へと移行した。また、借地先の地区において集落営農組織が相次いで設立されたことによって、こうした組織との協調関係を構築することによって、今日に至るまで経営体としての存続を図っている。

次に、組織経営体の存続の要因を考察する。野地区の法人Cの場合、組織構成員間における協調関係が維持されてきたことが存続の主な要因として考えられる。法人Cの現状は、個別経営体の労働生産性の向上を中心とした活動に中心としており、法人の活動を中心的に担う構成員は、法人の活動と各経営体の活動を並行して行っている。これは、個別経営体が今後も農業を維持することに対して危機感を抱いており、法人Cを個別経営体の存続が危機に瀕した際の農業維持の主体として認識しているためである。こうした構成員間の意識が法人内での共通認識となり、協調関係を醸成することで法人Cは今日まで存続していると捉えられる。

その一方で、窪地区の法人Dの存続要因として重要になるのが、法人代表の強いリーダーシップである。法人Dの設立時期は、水田・畑作経営所得安定対策が実施される以前だったこともあり、法人を設立するに当たっての行政による支援も十分とは言えない状況下にあった。しかし、地区内の農業従事者の減少や高齢化が進む中において、地区内の農家が共同で稲作農業を維持することの重要性を認識した法人の代表が地区内の農家の合意形成を図り、法人Dを設立させた。その後、小売店との取引関係の構築や消費者との交流事業を継続することによって得られる効果が法人Dを存続させてきた要因として指摘することができる。このことは、法人Dに限らず、窪地区内のコミュニティを存続させる上で大きな役割を果たしてきたと指摘できる。

以上整理してきた各経営体の存続にかかわる個別的要因から、上越市三和区という極めて限られた地域内において経営形態の異なる複数の主体が成立し、今日に至るまで存続していることが明らかになった。

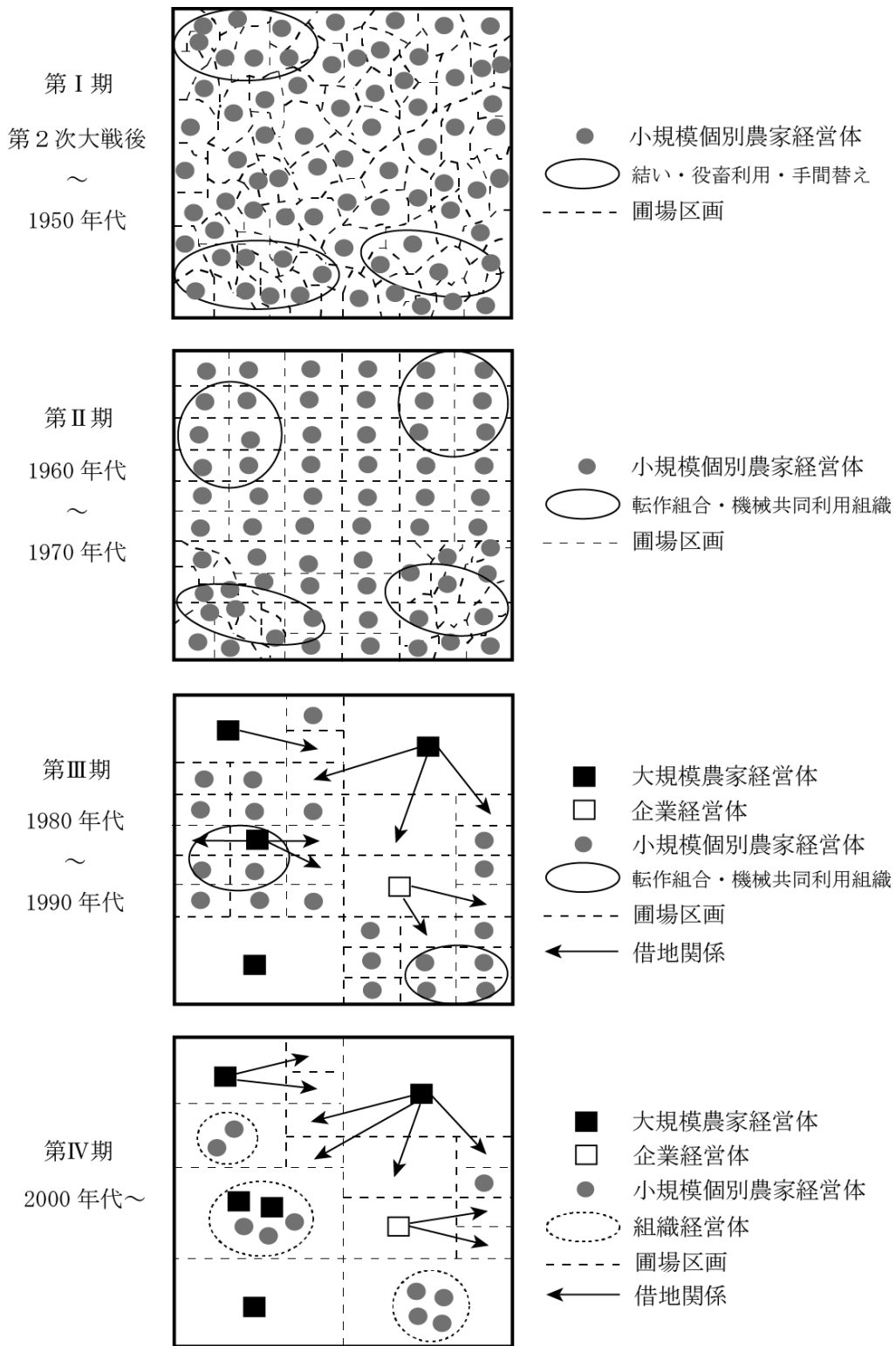
第6章 大規模稲作経営体の事業展開に関する地域構造とその変化

本章では、これまでの本研究の内容を踏まえて、大規模稲作経営体の事業展開に関する地域構造とその変化を考察する。

第31図は、上越市三和区における稲作農業の展開とその主体の変化を時間軸と空間軸の観点から整理したものである。当地域における稲作農業の展開は、稲作農業の経営主体の観点から第2次大戦後から1950年代にかけての「第Ⅰ期」、1960年代から1970年代にかけての「第Ⅱ期」、1980年代から1990年代にかけての「第Ⅲ期」、2000年代以降の「第Ⅳ期」に区分することができる。以下では、それぞれの時期における稲作農業の主体とその特徴を整理する。

第2次大戦後から1950年代にかけての「第Ⅰ期」における上越市三和区の稲作農業は、小規模個別農家経営体を中心に行われていた。これは、第二次大戦後に実施された農地改革の影響や、経営規模を拡大させる上での問題となった圃場の分散錯圃性や、農家経営体の所得補償を意図した食糧管理制度導入などの社会的条件が挙げられるが、上越市三和区が位置する頸城平野の自然条件が、小規模個別農家経営体を継続させてきたと指摘することができる。同地域は、地域の大半が平坦地に位置し、稲作農業に適した土地条件にありながらも、日本でも屈指の豪雪地域に位置しているため、農業生産が稲作単作による農業を行わざるを得ない状況にあることや、地域内の地形条件や土壌条件が稲作以外の農業生産に適さない強湿地で重粘土質の土壌であったこと、農業用水を確保するためにため池を利用していたことなど、複数の自然条件が関係している。こうした自然条件に対応しつつ、農家経営体は、小規模であっても所得を確保するため、農業経営を維持してきたが、農業を行うことができない冬季には、醸造業をはじめとする他地域での出稼ぎによる農外就業に従事してきた。

その後、第2次大戦後の日本経済の回復は、上越市内の中心部や日本海側に工業立地を促進させた。これによって労働市場が形成され、小規模個別農家経営体は、兼業先としてこれらの近接する地域への就業を進めつつ農業経営を維持してきた。このような自然的、社会・経済的条件の下で、稲作農業は小規模農家単位を中心に行われつつも、田植や収穫をはじめとするいくつかの作業は、農業集落や農家間を構成単位とする結い、役畜利用、手間替えなどの農家間の互助によって維持されてきた。



第31図 上越市三和区における稲作農業の主体の変化に関する構造図

資料：現地調査より作成。

1960年代から1970年代にかけての「第Ⅱ期」は、「第Ⅰ期」から引き続いて小規模個別農家経営体が上越市三和区における稲作農業の主たる担い手であった。しかし、稲作農業を取り巻く環境は大きく変化している。この変化の直接的な要因として、当地域では、1960年代後半から70年代にかけて、農業基本法に基づく農業構造改善事業や、これに続く圃場整備事業が実施されたことにより、「第Ⅰ期」までにみられた不整形かつ狭小な圃場区画は、圃場1筆当たり15a～20aの整形された圃場へと変更されたことが指摘できる。これらの事業は、丘陵地をはじめとする一部の地域を除いた三和区内の大半の地域を対象に実施されている。その結果、稲作農業における機械化が進展し、1970年代になると、耕起をはじめ播種から収穫に至る一連の作業工程は機械化された。

こうした圃場整備事業の実施から稲作農業における機械化の進展に至るまでの一連の現象は、上越市三和区および頸城平野独自にみられた現象ではなく、農業基本法に基づく農基法農政の展開過程において全国的規模で見られたものである。しかし、農業政策に加えて、「第Ⅰ期」にみられた上越市中心部や日本海側の工業立地がより一層進み、農家の兼業化が加速し、農外収入を得たことも、圃場整備事業の実施費用の受益者負担や農業機械の導入にかかる費用負担に耐え得ることを可能にしたと指摘できる。

その一方で、圃場整備事業の実施とその後の機械化の進展や、兼業化が進展する過程では、それまで農業集落や農家間を構成単位とする結いや役畜利用、手間替えといった互助によって維持されていた作業を、個々の小規模農家経営体において行われるようになっていく。また、農業機械を個別で所有できない小規模農家経営体の中には、機械を共同利用するための組織を設立する動きがみられた。さらに、1970年から開始された米の生産調整政策への対応は、農業集落単位で行うための任意組織や自立した農家経営体を出現させつつあった。このように、個別経営体以外の稲作農業の主体が相次いで成立したのが「第Ⅱ期」の特徴である。

1980年代から1990年代にかけての「第Ⅲ期」では、兼業の深化とともに、農家経営体内における高齢化が進み、農業従事者の減少および離農者の発生といった問題が顕在化することとなった。ただし、こうした問題の発生は、当地域における稲作農業の維持を困難にさせるまでの影響はみられなかった。その一方で、農業経営を縮小ないし、離農する過程で、それまで耕作を行っていた農地を借地として営農意欲の高い

農家経営体へと提供する動きがみられた。農地の引き受け手となる営農意欲の高い農家経営体の中には、借地による経営規模の拡大を進める経営体もみられる。また、借地による経営規模の拡大を進めなかった農家経営体の中には、農業機械の共同利用組織や任意の営農組合を設立することによって、作業の協業化を図り、稲作農業を維持させるようとする動きもみられている。

こうした特定の経営体への農地の集積は、1990年代になりさらに加速する。とくに、1990年代中頃より大規模圃場整備事業が実施されたことによって、圃場1筆当たりの面積は、15a～20aを平均とした区画から、50a～1haの区画へと大規模化したことは、特定への農地集積を進める大きな要因となった。この事業は、いわゆる低コスト農業に対応するための経営体を醸成するための農業政策の一環として実施されたものであるが、1960年代から1970年代にかけて実施された1区画当たり15a～20aの圃場整備事業とは異なり、全国各地で事業が行われたわけではない。これは、傾斜の小さい平坦地に位置するという頸城平野の地形的条件が、大規模圃場整備事業を可能にさせたと指摘できる。すなわち、上越市三和区における大規模稲作農業は、日本の稲作農業における今後の有り方を考える上で注目すべき事例であると指摘できる。

これまで述べてきた大規模圃場整備事業による具体的な効果を検討すると、1980年代からみられた借地に基づく農家経営体の経営規模の拡大を加速させた。この理由には、圃場整備事業による圃場区画の変更および1筆当たりの面積の大型化は、小規模個別農家経営体の農業経営の維持を困難にさせる側面を持っている。したがって、借地の提供者の縮小や離農を強く促している。以上のことから、借地の存在は、当地域における稲作農業を担う経営体としての基盤として不可欠なものとなっていることが指摘できる。このように、大規模圃場整備事業の実施は、大規模農家経営体を出現させる大きなきっかけになったが、農家経営体の中には、経営基盤を強化する目的から企業経営体へと移行する経営体もみられるなど、稲作農業を行う主体は地域内に複数存在している。

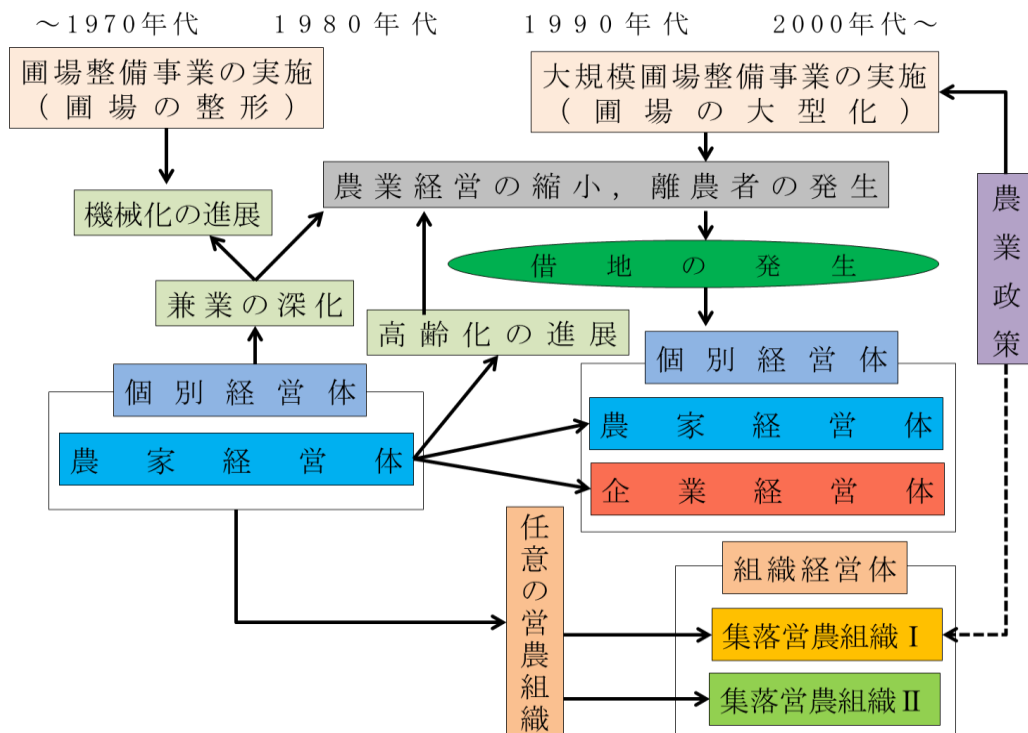
最後に、2000年代以降の「第Ⅳ期」の稲作農業の担い手をめぐる動きをみると、「第Ⅲ期」にみられた特定の経営体への農地集積が加速するとともに、新たな経営主体も現れてきており、新たな局面を迎えている。これまでに述べた通り「第Ⅲ期」の1990年代中頃より地域内で実施された大規模圃場整備事業が、2000年代半ばに相次いで完了していることが大きく関係している。圃場整備事業の実施による圃場区画の変更さ

れたことによって、個別経営体への借地の集積を加速させ、大規模経営体として成長させており、当地域の稲作農業の一担い手としての地位を確立している。

その一方で、圃場の大規模化に対応した農業生産を行う必要性を認識した個別経営体の中には、農業集落を単位とする組織経営体を設立する事例もみられる。さらに、農業従事者の減少や高齢化といった地区内の問題を解消し、農業生産を維持するために任意の営農組合を発展させ、組織経営体を設立する事例もみられている。また、2000年代以降の農業政策によって組織経営体を個別経営体と並ぶ地域農業の担い手として育成する施策が展開されたことも、これまで述べた諸要因と合わせて組織経営体の設立を促した要因として指摘できる。このように、「第Ⅳ期」には、個別経営体を中心とする稲作農業の維持という「第Ⅲ期」までの特徴は変化しており、個別経営体に並ぶ担い手として組織経営体が台頭し、複数の経営主体によって当地域の稲作農業が維持されている。

以上の通り、新潟県頸城平野に位地する上越市三和区における稲作農業の経営主体の変遷は、「第Ⅰ期」から「第Ⅳ期」までの4時期に区分することができた。「第Ⅰ期」から「第Ⅱ期」にかけては、小規模個別農家経営体が同地域における稲作農業の主体であった。「第Ⅰ期」の段階では、小規模かつ不整形の圃場において稲作農業が行われてきたが、「第Ⅱ期」において1筆当たり15a～20aの整形された圃場区画となり、稲作農業用の機械の普及をもたらした。これは、旧上越市の中心部や日本海側の地域に工業立地が進んだことによる、兼業化と農家所得の増加に依拠している。また、「第Ⅰ期」においてみられた結いや役畜利用、手間替えといった農業集落や農家間による作業の部分的な協業は、「第Ⅱ期」に実施された米の生産調整策への対応や、農業機械を共同利用するための機能的な組織へと移行する。

「第Ⅲ期」から「第Ⅳ期」にかけて、それまでの小規模個別農家経営体を中心とする稲作農業のあり方は大きく変化している。「第Ⅲ期」は、兼業の深化や農家経営体内の高齢化などにより、農業経営から離脱する経営体が見られるようになる。これら経営体の農地は、借地として営農意欲の高い農家経営体の経営規模を拡大させる基盤となった。さらに、大規模圃場整備事業が実施され圃場1筆当たりの面積が50a～1haへと大規模化されたことで、上記の経営体の経営規模拡大の動きが加速した。また、大規模農家経営体の中には、経営基盤を強化する観点から企業経営体へと移行する事例もみられ、小規模個別農家経営体を中心とする稲作農業からのあり方から、複数の大



第32図 大規模稲作経営体の成立要因に関する模式図

資料：現地調査より作成。

規模経営体による稲作農業と移行した。「第Ⅳ期」になると、農家経営体や企業経営体の経営規模の拡大がさらに加速し、これとともに、集落営農組織をはじめとする組織経営体が設立され、現在の稲作農業は、多様な経営主体によって担われている。

これまでに整理した大規模稲作経営体の成立要因をフローチャートにしたのが第32図である。当地域における大規模稲作経営体の事業展開をみる上で重要になるのが、兼業化の進展、農業経営の縮小や離農者の発生、大規模圃場整備事業の実施、借地の存在である。兼業化が進展する過程で経営規模の拡大を進めた経営体が存在したことは、当地域の稲作農業を考える上で重要なポイントであると指摘できる。さらに、大規模圃場整備事業の実施を経て、借地の引き受け手となる経営体が新たに成立しており、なおかつ、これらがそれぞれ異なる経営形態に分化している点に、上越市三和区における大規模稲作農業の特殊性があると指摘できる。

ただし、現在の稲作農業の主体が将来的に存続し続けるか否かに関しては、不透明な状況にある。これは、日本経済を取り巻く状況や農業政策の展開の影響によって、稲作農業の担い手は再編成される可能性が極めて高いことと関係している。さらに、

当地域の抱える問題として、大規模圃場整備事業が完了した今日において、それぞれの経営主体が更なる経営規模の拡大を志向した際に、これまでその基盤となってきた借地が継続して創出されるか否かという点は不透明な状況下にある。以上のことから、現在の稲作農業の主体が将来的に再編成される可能性は否定できない。いずれにせよ、各経営体のこれまでの成立要因と事業展開を明らかにするとともに、これらに対する肯定的な評価をすることは、今後の日本の稲作農業の維持を考える上で重要な視点になるものと考えられ、この点を検討した本研究は意義があるといえる。

Ⅲ. 結 論

終 章 結 論

日本農業の中心として位置付けられてきた稲作農業は、これまでの農業政策においてその振興および維持を目的とする施策が展開されてきた。しかし、1980年代以降、農業従事者の減少および高齢化や離農が進展する中で、今後の稲作農業の担う経営体をいかに確保し、その存続を図っていくのが重要な課題として認識されている。その中でも、生産コストの削減と労働生産性の向上の両立を図ることにより、効率的な農業経営を行うことが稲作農業の維持を考える上で重要な課題となっている。稲作農業を対象にこれまで行われてきた農業政策は、個別経営体とくに農家経営体を対象としてきたが、1999年に施行された「食料・農業・農村基本法」に基づく政策転換にともない2000年代半ばを境に大きく転換している。とくに、2007年度より開始された「水田・畑作経営所得安定対策」にともない、政策補助の対象が一定の規模を有する個別経営体と集落営農組織をはじめとする組織経営体に限定されたことにより、稲作農業における担い手は多様な主体が存在している。

本研究では、大規模稲作経営体の事業展開を明らかにするとともに、これらの経営体がいかなる条件の下に成立し、今日に至るまで存続しているのかという成立要因を明らかにすることを目的とした。本論文の内容を章ごとに整理すると、以下の通りになる。

序章では、問題の所在として日本の稲作を取り巻く状況と問題点を整理した。さらに、稲作農業を対象とする地理学をはじめとする関連分野において蓄積された主な研究成果を整理するとともに、研究課題を明確化することにより、本研究の独自性を示した。その上で本研究の目的を設定し、具体的な研究方法と研究対象地域の選定理由を提示した。

第1章では、日本全体における稲作農業の展開過程とその地域的差異を整理し、農業生産の中心を占める新潟県の特徴を明らかにした。日本における稲作農業の全体的特徴をみると、都府県および大規模な平野部に集中していることが確認でき、とりわけ、東北地方や新潟県の平野部において大規模経営が展開されている。冬季の自然条件から、稲作が農業生産の中心に位置付けられてきた北陸地方では、これまで個別経営体を中心に稲作農業が維持されてきたが、2000年代以降に組織経営体を中心とする

集落営農組織の設立が進んでいる。とりわけ、国内最大の稲作農業が展開されている新潟県では、北陸地方の中でも集落営農組織の設立が最も進んでおり、個別経営体と並ぶ地域農業の担い手として位置付けられていることが明らかになった。

第2章では、研究対象地域である新潟県頸城平野における大規模稲作経営体の展開過程を明らかにした。頸城平野に位置する新潟県上越市は、第2次大戦後に安定的な兼業機会となる労働市場が地域内に創出されたことにより、兼業の深化をみられた。これによって、農業経営を縮小する経営体や離農者が増加し、営農意欲の高い一部の個別経営体が農地の賃貸借に基づいた経営規模の拡大を図り、地域の農業を維持してきた。その後、1990年代から2000年代にかけて当地域において大規模圃場整備事業が行われ、圃場1筆当たりの面積が15a～20aから50a～1haへと大型化された。この事業の展開過程で、個別経営体をはじめとする特定の経営体が経営規模の拡大を進めていることが明らかになった。

第3章および第4章では、上越市三和区（以下、三和区と省略）における大規模稲作経営体の事業展開について、当地域における農業の担い手である個別経営体（農家経営体、企業経営体）と集落営農組織の事例を取り上げて考察した。

第3章では、個別経営体の事業展開について農家経営体と企業経営体の実態を明らかにした。農家経営体の事業展開として取り上げた三和区沖柳地区の農家Aは、1980年代から農地の賃貸借を通して経営規模を段階的に拡大させており、現在では三和区で最大の経営規模を誇る稲作経営体となっている。農家Aの経営基盤となる借地は、三和区および隣接する頸城区の複数地区に分散しているものの、地域農業の担い手として地域全体から認知されており、借地先における圃場整備事業の実施を通して農地の集約化を図り、労働生産性を向上させていることが明らかになった。

企業経営体の事業展開として取り上げた浮島地区の有限会社B社は、当初は農家経営体として農家Aと同様に、農地の賃貸借を通じた経営規模の拡大を進めていたが、1998年に農業経営体としての経営基盤を強化する目的で有限会社化した。B社は圃場区画や耕作距離を問わず経営規模の拡大を進めてきたが、2000年代以降に借地先の地区において集落営農組織が設立されたことによって、更なる経営規模の拡大が困難になったため、経営方針の見直しを図るとともに、借地先の経営体間における協調・連携を図ることが経営を存続させるために必要になっていることが明らかになった。

第4章では、上越市三和区における農業の担い手である組織経営体の事業展開につ

いて集落営農組織を事例に考察を行った。当地域では、2000年代中頃に集落営農組織が相次いで設立されており、具体的事例として野地区における農事組合法人Cと窪地区における農事組合法人Dの事業展開を取り上げた。

野地区では、地区内に存在する営農意欲の高い農家が、経営規模を縮小させる農家や離農者の農地を借地ないし購入することによって地区農業が維持されてきた。その後、2005年に地区内で実施された圃場整備事業が完了したことにより、1筆当たり1haを中心とする圃場が新たに造成されたことによって、地区内の営農意欲の高い農家間において、農業生産性の向上と作業の効率化を図るための組織を設立する必要性が認識され、2007年に農事組合法人C（法人Cと省略）を設立した。法人Cでは、農業機械の共同利用や農地の一括管理が行われており、地区の農業を維持している。

しかし、法人構成員の中には、農家経営体としての経営を維持するために、法人への農地の提供を抑えている経営体もみられ、法人としての経営規模の拡大は停滞している。また、法人の活動に参加していない農家の中には、三和区内の他地区の個別経営体に所有農地を借地として提供する者や売却を行う者もみられている。このことは、圃場整備事業の完了に合わせた労働生産性の向上という目的で設立された法人の位置づけを根本的に問い直すこととなっている。そのため、将来的な法人の活動を考える上では、現状の複数の経営主体によって地区の農業を維持するのか、法人の設立当初の理念に基づき地区の農業生産を法人Cに一元化させるのか、岐路に立たされている。

もう一つの集落営農組織の事業展開として取り上げた窪地区の農事組合法人D（法人Dと省略）の事業展開をみると、当地区では1980年代後半まで農家単位での農業生産が行われてきたが、兼業化の進展や農業従事者の高齢化にともない地区内の農業を維持することが困難になった。そのため、1990年代に地区内の有志が農業機械の共同利用を行う生産組合を設立することで地区の農業の維持を図ってきた。その後、三和区内で大規模圃場整備事業が実施され、窪地区も事業実施地区に含まれたことにより、2003年に生産組合を母体とし、地区の農業維持を目的とする法人Dを設立した。法人Dは経営方針の違いから参加を見合わせた1戸を除いた地区内すべての農家が参加しており、農業機械の共同利用や農地の一括管理を進めることで、地区の農業を維持している。法人Dの農業生産活動は、原則的に特定の構成員が担っているものの、一部の作業（畦畔の草刈り作業）で全構成員の出役が課せられており、地区のコミュニティの維持に一定の役割を果たしている。

さらに、農業の維持が困難となった隣接地区の農地において作業受託も行っており、窪地区の農業維持という法人の設立当初の目的に留まらない地域農業の維持にも一定の役割を果たしている。また、消費者との交流をとおして、消費者に窪地区や法人Dに留まらない三和区全体の農業に対する理解を深める効果をもたらしている。しかし、法人の活動を今後も存続させていくためには、更なる収益確保が課題となっている。また、これまで法人の活動を担ってきた構成員の高齢化や、構成員間の価値観の相違による課題も生じており、法人の将来の活動を中心的に担う構成員の確保や、構成員の意識の変化に対応した組織運営を行う必要性がある。

第5章では大規模稲作経営体の成立要因に関する共通性と差異について考察した。新潟県頸城平野では、農業労働力の減少や高齢化が進展している状況下で、個別経営体と組織経営体という経営形態の異なる主体の成立を可能にした地域的要因には、兼業の深化と大規模圃場整備事業によって創出された借地の存在を挙げられる。このような地域的要因に加えて、各経営体を存続させている個別要因をみると、個別経営体では、経営主の独立心や革新的な経営方針、企業家精神や借地先地区の経営主体との協調関係の構築が挙げることができ、組織経営体では、組織構成員間の協調関係の構築や、地域リーダーによる組織の牽引が挙げられる。これらの個別要因により、同一地域内に経営形態の異なる主体が存続していることが明らかになった。

第6章では、稲作単作地域における稲作経営体展開の地域構造とこの変化を検討した。従来の小規模個別経営体中心の稲作農業では、経営を維持することが困難であり、この結果、第2次産業の進展による兼業化とこの深化そして離農が顕在化した。この受け皿として自立可能な経営規模の拡大が進み、大規模経営体は稲作地域の立地する地域的諸条件、この性格や特徴から複数に分化し立地していることが明らかになった。

終章では、事例研究を踏まえ本研究のまとめを行った。本研究において事例として取り上げた新潟県頸城平野では、農業労働力の減少や高齢化が進展している状況下において、個別経営体である農家経営体および企業経営体と、組織経営体である集落営農組織という異なる主体によって稲作農業が維持されている。ただし、本研究において取り上げた経営体が、将来的にも地域の農業を担う主体として存続し続けるか否かという問題について、その評価を下すことは現時点において尚早であると言わざるを得ない。これは、日本の稲作農業を取り巻く環境が厳しさを増していることが関係している。環太平洋経済連携協定（TPP）への参加交渉が最終局面を迎えている今日にお

いて、TPP の締結により、加盟国間での関税が完全に撤廃されることで、これまで聖域とされてきた国産米も安価な海外産の米との市場競争が避けられない状況となっている。これに合わせて、政権与党である自民党内部からは、米の生産調整政策の廃止も踏まえた議論も行われており、稲作農業を取り巻く状況は将来的に大きく変化することが予想され、現状は過渡期にあるといえる。このような状況下において、本研究の内容は、将来の日本の稲作農業の担い手とこの維持を考える上で重要な視座をもたらす重要な事例であると結論付けられる。

文 献

- 藍 房和ほか著 2007.『農学基礎セミナー 新版農業機械の構造と利用』農山漁村文化協会.
- 荒木一視 2002.『フードシステムの地理学的研究』大明堂.
- 有田博之 2000. 構造政策に対応した圃場区画の大規模化. 農業土木学会誌 68 : 1185-1191.
- 有田博之・木村和弘・吉川夏樹 2013.『未来につなげる圃場の形成—GISを用いた耕地の区画整備計画—』農林統計協会.
- 安藤光義 2006. 集落営農の持続的な発展に向けて. 安藤光義編『集落営農の持続的な発展を目指して—集落営農立ち上げ後—』全国農業会議所:3-34.
- 安藤光義 2008. 水田農業構造再編と集落営農—地域的多様性に注目して—. 農業経済研究 80(2):67-77.
- 安藤光義 2012. 2010 年農林業センサスの分析視点—農業脆弱化の深刻か, 構造再編の再変化—. 安藤光義編著『農業構造変動の地域分析—2010 年センサス分析と地域の実態調査 JA 総研研究叢書 7』農山漁村文化協会:15-25.
- 石原照敏 1992. 日本の耕地整備. 氷見山幸夫・岡本次郎編著『土地利用とその問題』大明堂:166-185.
- 市川康夫 2011. 中山間地域における広域的地域営農の存立形態—長野県飯島町を事例に—. 地理学評論 84:324-344.
- 井上喬二郎 1993. 日本型農業機械化の光と影. 農林水産省農林水産技術会議事務局・昭和農業技術発達史編纂委員会編『昭和農業技術発達史 水田作編』農山漁村文化協会:310-319.
- 梅本 雅 2008.『転換期における水田農業の展開と経営対応』農林統計協会.
- 梅本 雅 2009. 集落営農政策の展開と評価. 農業と経済 75 (12) :5-13.
- 大井 武 1962. 農業の近代化—庄内地域における機械化—. 日本大学地理学会通信 2:7-23.
- 大井 武 1964. 農業機械化の発展. 日本大学地理学会報 5:15-16.
- 大井 武 1966. 農業の機械化からみた東北の地域性. 日本大学文理学部自然科学研究

- 所研究紀要 2:7-38.
- 大竹伸郎 2003. 水稻直播の導入と地域営農の形成—福島県原町市高地区・会津高田町柳沢地区を例として—. 新地理 51(3):1-27.
- 大竹伸郎 2008. 砺波平野における農業生産法人の展開と地域農業の再編. 地理学評論 81:615-637.
- 小倉 真 1981. 埼玉県行田市における農業経営状況. 地理誌叢 22:29-36.
- 金子いづみ 2006. 集落営農の労働力構成. 農政調査委員会編『日本の農業 あすへの歩み』農政調査委員会 238:1-145.
- 川上 誠 1969. 蒲原平野における水稻生産の動向. 経済地理学年報 15:42-61.
- 規工川宏輔 1979. 佐賀平野における稲作生産組織の地域展開. 地理学評論 52:675-688.
- 菊地一郎 1963. 日本の農機具工業の立地. 東京教育大学地理学報告 7:83-116.
- 木谷 収 2003. 農業機械学. 戦後日本の食料・農業・農村編集委員会編『農学・農業教育・農業普及』農林統計協会:117-137.
- 楠本雅弘 2010. 『進化する集落営農—新しい「社会的共同経営体」と農協の役割—』農山漁村文化協会.
- 五條陽子 1997. 稲作生産組織の成立と地域的展開—石川県松任市を事例に—. 人文地理 49:32-46.
- 後藤光蔵 2000. 新潟県中頸城郡三和村北部地区—圃場整備を前にして農地売却の顕著な集落も出現, 連坦化達成のために生産組合を組織, 構造変化も—. 社団法人全国農地保有合理協会編『平成 11 年度事業効果フォローアップ検討調査(農地流動化促進効果調査) 報告書—現地調査報告—』:87-107.
- 後藤光蔵 2008. 農業構造の現状と構造改善の評価. 農業問題研究会編『農業構造問題と国家の役割』筑波書房:29-58.
- 小林恒夫 2005. 『営農集団の展開と構造—集落営農と農業経営』九州大学出版会.
- 小松知未 2012. 『組織法人の経営展開—大規模水田の論理—』農林統計協会.
- 斎藤丈士 2003. 北海道の大規模稲作地帯における農地流動と農家の階層移動—北空知地方・沼田町の事例を中心として—. 経済地理学年報 49:19-40.
- 斎藤丈士 2007. 鶴岡市藤島地域における大規模稲作経営の展開と特性. 地理学評論 80:427-441.
- 迫田登稔 2004. 『稲作法人の経営展開と人材育成』農林統計協会.

- 佐々木 博 1985. 新潟平野における農地流動と大規模経営農家の事例. 人文地理学研究 9: 125-143.
- 三和村史編纂委員会編 2003. 『三和村史 通史編』新潟県三和村.
- 七戸長生編著 2000. 『農学基礎セミナー 農業の経営と生活』農山漁村文化協会.
- 島方洗一 1980. 長野県上伊那郡箕輪町における山間集落の農業所得構造. 日本大学文理学部自然科学研究所研究紀要 15:67-82.
- 島方洗一 1982. 静岡県磐田郡水窪町における山間集落住民の所得構造. 日本大学文理学部自然科学研究所研究紀要 17:37-60.
- 清水和明 2007. 近年のわが国における農業地域の経済地理学研究の動向とその課題. 地理誌叢 48(2):45-52.
- 清水和明 2008. 農業の機械化に関連する地理学研究の成果と展望. 地理誌叢 50(1):87-93.
- 清水和明 2009. 日本における農業の機械化—水稻作部門を事例として—. 地理誌叢 50(2):53-65.
- 清水和明 2013. 水稻作地域における集落営農組織の展開とその意義—新潟県上越市三和区を事例に一. 人文地理 65:302-321.
- 清水 浩 1988. 『日本農業の独自性とは何か—機械化問題を総決算する—』日本経済評論社.
- 生源寺眞一 2011. 『日本農業の真実』ちくま書房.
- 末吉健治 1999. 『企業内地域間分業と農村工業化—電気・衣服工業の地方分散と農村の地域的生産体系—』大明堂.
- 鈴木康夫 1981. 埼玉県行田市における大規模受託経営農家の成立と展開条件. 経済地理学年報 27:135-144.
- 鈴木康夫 1985. 福島市における稲作生産組織の展開と稲作上層農家の形成. 地理誌叢 26:33-46.
- 鈴木康夫 1994. 『稲作農村の再編成』大明堂.
- 須山盛彰 1970. 機械化の進行に伴う農業経営の変化. 籠瀬良明・二神 弘・富山県地理学研究グループ扇状地同人会共著『高度経済成長下の都市と農村』古今書院:41-54.
- 戦後日本の食料・農業・農村編集委員会編 2004. 『農業資材産業の展開』農林統計協

- 会.
- 戦後日本の食料・農業・農村編集委員会編 2012.『農業農村基盤整備史』農林統計協会.
- 高橋明広 2011. 集落営農の展開. 「農業と経済」編集委員会監修『キーワードで読みとく現代農業と食料・環境』昭和堂, 140-141.
- 高橋明広・梅本 雅 2012. 合併組織における吸収・併存・融合に関する試論—集落営農組織の合併を事例に一. 農業経済研究 83:234-245.
- 高橋正明 1980. 都市近郊における稲作受託組織の展開とその特質—藤井寺市と泉大津市の場合—. 地理学評論 53:93-107.
- 高橋正郎 1973. 『日本農業の組織論的研究』東京大学出版会.
- 高柳長直 2006. 『フードシステムの空間構造論—グローバル化の中の農産物産地振興—』筑波書房.
- 高柳長直・川久保篤志・中川秀一・宮地忠幸編 2010. 『グローバル化に対抗する農林水産業』農林統計協会.
- 武井 昭 1971. 『日本農業の機械化—その経営的分析』大明堂.
- 武田晴彦 2008. 『高度成長』岩波書店.
- 竹中久二雄編 1980. 『集落組織の展開と地域農業』農林統計協会.
- 田代洋一 1985. 戦後日本の農民層分解. 暉峻衆三・東井正美・常盤政治編著『日本農業の論理と政策』ミネルヴァ書房:249-280.
- 田代洋一 2003. 『[新版]農業問題入門』大月書店.
- 田代洋一 2006. 『集落営農と農業生産法人—農の協同を紡ぐ—』筑波書房.
- 田代洋一 2011. 『地域農業の担い手群像—土地利用型農業の新展開とコミュニティビジネス—』農山漁村文化協会.
- 田代洋一 2012. 『農業・食料問題入門』大月書店.
- 谷口信和・李 侖美 2006. 『農協（JA）出資農業生産法人—担い手問題への新たな挑戦—』農山漁村文化協会.
- 田畑 保 1997. 大規模借地経営の展開と経営農地の効率的利用に関する実態調査報告—新潟県中頸城郡三和村—. 社団法人全国農地保有合理化協会編『大規模借地経営の展開とその安定的発展方策に関する調査報告書—現地実態調査—』147-198.
- 田林 明 1990. 『農業水利の空間構造』大明堂.

- 田林 明・藤永 豪 2002. 北陸地方における農業の性格. 人文地理学研究 26:1-26.
- 田林 明 2003. 『北陸地方における農業の構造変容』農林統計協会.
- 田林 明・井口 梓 2005. 日本農業の変化と農業の担い手の可能性. 人文地理学研究 29:85-134.
- 田林 明 2007. 日本農業の構造変動と地域農業の担い手. 経済地理学年報 53: 3-25.
- 田林 明編著 2013. 『商品化する日本の農村空間』農林統計出版.
- 暉峻衆三編 2003. 『日本の農業 150 年—1850~2000 年』有斐閣.
- 長岡 顕 1977. 農業機械工業. 北村嘉行・矢田俊文編著『日本工業の地域構造』大明堂: 153-165.
- 長岡 顕・中藤康俊・山口不二雄編著 1978. 『日本農業の地域構造』大明堂: 1-5.
- 長岡 顕 1978. 農業資材. 長岡 顕・中藤康俊・山口不二雄編著『日本農業の地域構造』大明堂: 80-92.
- 中川光弘 1985. 農業構造改善事業の評価. 逸見謙三・加藤 譲編『基本法農政の経済分析』明文書房: 391-411.
- 中藤康俊 1988. 地域開発の展開と農村整備. 川島哲郎・鴨澤 巖編著『現代世界の地域政策』大明堂:306-325.
- 仁平尊明 2007. 北海道十勝における大規模畑作農業の維持基盤. 人文地理学研究 31:39-74.
- 仁平尊明 2011. 『エネルギー効率から見た日本の農業地域』筑波大学出版.
- 仁平尊明 2013a. 農水産物の供給. 田林 明編著『商品化する日本の農村空間』農林統計出版:15-28.
- 仁平尊明 2013b. 農業地理学. 人文地理学会編『人文地理学辞典』丸善出版:452-455.
- 納口るり子 2005. 水田作の構造変動と担い手像. 農業経営研究 42(4):18-30.
- 農業生産組織研究会編 1980. 『日本の農業生産組織』農林統計協会.
- 農林水産省 2011. 『平成 23 年度版 食料・農業・農村白書』農林統計協会.
- 農林水産省大臣官房統計部編 2011. 『平成 22 年 集落営農組織実態調査報告書』農林水産省.
- 農林水産省大臣官房統計部編 2012. 『平成 23 年産 農業総産出額及び生産農業所得統計』農林水産省.
- 橋詰 登 2012. 集落営農農政下の農業構造と担い手形成の地域性—2010 年農業セン

- サスの分析から—安藤光義編著『農業構造変動の地域分析—2010年センサス分析と地域の実態調査 JA 総研研究叢書7』農山漁村文化協会：28-56.
- 笛木 昭 1991. 『戦後農業構造の軌跡と展望』富民協会.
- 細山隆夫 2004. 『農地賃貸借進展の地域差と大規模借地経営の展開』農林統計協会.
- 細山隆夫 2011. 大区画圃場整備地域における大規模借地経営の存立状況と農地団地化—北陸・新潟県上越市三和区を対象に—. 農業経営研究 49(3):12-22.
- 前田健一郎 2003. 水稻作における大規模経営体の形成要因—新潟県頸城村を事例として—. 地理誌叢 45:31-48.
- 前田耕一 1994. 『—行政施策の展開にみる—農業機械化発展史』農業機械化発展史刊行会.
- 松井貞雄 1964. 大都市圏内における兼業農家の組織化. 人文地理 16:160-176.
- 松井貞雄 1968. 中京地域における都市化と近郊農村地域の対応—稲作営農集団化を中心として—. 経済地理学年報 14:1-21.
- 松井貞雄 1980. 西三河平野における水稻作の生産組織化. 地理学評論 53:75-92.
- 松村祝男 1977. 『地域の近代化と果樹作の展開』多賀出版.
- 松村祝男 1980. 『みかん栽培地域—その拡大の社会的意義—』古今書院.
- 松村祝男 1985. 地域における農業投資効果の測定方法についての若干の吟味. 地理誌叢 27:40-51.
- 松村祝男 1990. 産地形成にかかわるいわゆる「組織」について. 澤田 清編『地理学と社会』東京書籍:229-235.
- 松村祝男 1996. 農業基盤整備事業の効果予測にみられる地域的矛盾. 地理誌叢 37:51-70.
- 松村祝男 2002. 米生産調整における政策内容の変遷と長期化要因に関する若干の分析. 地理誌叢 43:1-21.
- 三上美智子 1978. 農業生産組織の形成. 長岡 顕・中藤康俊・山口不二雄編著『日本農業の地域構造』大明堂:92-106.
- 水岡不二雄・笠間 悟 1976. 農業生産組織と農業経営—福井県丸岡町安田新・下安田を事例として—. 経済地理学年報 22(2):37-53.
- 水嶋一雄 1992. 稲作生産組織「受託組織」の現状と中核的農家の役割. 日本大学文理学部自然科学研究所研究紀要 27:1-16.

- 水嶋一雄 2008a. 黒部川扇状地の農村地域における水稲作農業の担い手の動向. 黒部川扇状地 33:1-12.
- 水嶋一雄 2008b. 水稲作農業経営の新しい担い手 (富山県黒部川扇状地). 水嶋一雄編『農業地域情報のアーカイブと地域づくり』成文堂:179-204.
- 水野 清 1978. 農業の生産者組織化と農村地域の変容—茨城県新治村上坂田地区を事例として—. 地理誌叢 20:49-55.
- 南 清彦 1985. 農工間の不均等発展. 暉峻衆三・東井正美・常盤政治編著『日本農業の論理と政策』ミネルヴァ書房:152-167.
- 宮武恭一 2007a. 『大規模稲作経営の経営革新と地域農業』農林統計協会.
- 宮武恭一 2007b. 広域化・大規模化する集落営農の成果と課題. 農業経営研究 45(2):41-45.
- 宮武恭一 2011. 北陸地域における稲作経営の規模拡大と米販売の新展開. 農業経営研究 49(2):11-20.
- 宮地忠幸 2004. 農業基盤整備事業の展開とその地域的効果—国営苗場山麓農地開発事業を事例として—. 日本大学文理学部自然科学研究所研究紀要 39:79-100.
- 両角政彦・宮地忠幸・水嶋一雄 2009. 米価低迷下におけるブランド産地の展開—新潟県魚沼地域を事例に—. 日本大学文理学部自然科学研究所研究紀要 44:45-61.
- 山寺里子・新井祥穂 2003. 米政策転換期における新潟県中上層稲作農家の経営戦略—北蒲原郡中条町を事例に—. 地理科学 58:22-45.
- 吉岡 徹 2002. 集落営農組織の設立と展開. 農政調査委員会編『日本の農業 あすへの歩み』農政調査委員会 221:3-132.
- 吉田国光 2009. 北海道大規模畑作地帯における社会関係からみた農地移動プロセス. 地理学評論 82:402-421.
- 吉田国光 2013. 十勝平野における農家間ネットワークからみた大規模畑作の動態. 経済地理学年報 59:197-215.
- NAGAOKA, A 1997 Desarrollo regional de la industria de maquinaria agrícola: Un caso ilustrativo de la tendencia actual en el estudio de la geografía económica en JApón. *D. THE JOURNAL OF HUMANITIES MEIJI UNIVERSITY*, 3, 3-13.

謝 辞

本論文を作成するに当たり，水嶋一雄先生，矢ヶ崎典隆先生，井村博宣先生をはじめとする日本大学文理学部地理学教室の先生方にご指導頂きました。また，日本大学大学院理工学研究科地理学専攻のおよび同輩，後輩諸氏にも感謝申し上げます。

現地調査に当たり多くの方々よりご指導ご鞭撻を賜りました。上越市役所および上越市三和区総合事務所の担当者の皆様，JA えちご上越の担当者の皆様，上越市三和区の農家の皆様には多忙な時間の合間に調査にご協力頂きました。記してお礼申し上げます。

最後に，これまでの研究生生活を物心両面で支えて頂いた家族にもお礼申し上げます。